



埼玉県報

第 2 2 7 4 号
平成 2 3 年 3 月 2 9 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則\(管財課\)](#)
- [埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉会館管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(産業廃棄物指導課\)](#)
- [障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県母子福祉センター管理規則を廃止する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則\(商業支援課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則\(公安委員会\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(公安委員会\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [職員被服貸与規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県公印規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター所長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

- [教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程\(水道業務課\)](#)
- [埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程\(水道業務課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(財務課\)](#)
- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程\(小児医療センター\)](#)
- [埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示\(入札審査課\)](#)
- [県民の日を定める条例第5条の規定に基づく使用料免除施設の指定\(広聴広報課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示\(温暖化対策課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [児童相談所業務支援システム開発業務委託に関する入札公告\(こども安全課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの事務所所在地の変更\(就業支援課\)](#)

- [本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [上尾中山道東側地区市街地再開発事業の事業計画の変更\(市街地整備課\)](#)
- [鴻巣駅東口A地区市街地再開発事業の事業計画の変更\(市街地整備課\)](#)
- [都市計画の変更\(住宅課\)](#)
- [会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示\(出納総務課\)](#)
- [県道保谷志木線\(志木市本町一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道和光志木線\(朝霞浄水場西交差点\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道川越所沢線の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道所沢狭山線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越入間線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道三芳富士見線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山停車場線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道西平小川線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山越生線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山桶川線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷児玉線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道針ヶ谷岡線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道寄居岡部深谷線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田春日部線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田春日部線供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま春日部線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま春日部線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県教育委員会臨時会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)

- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の異動\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第26号中訂正\(社会福祉課\)](#)

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の項中「特別徴収課税調査課」を「特別徴収対策課」に改め、

同表産業労働部の項中

新産業育成課
商業支援課

を「商業・サービス産業支援課」

に改め、同表農林部の項中

経済流通課
農地活用推進課

を「農業ビジネス支

援課」に改める。

第六条第三項中「特別徴収課税調査課」を「特別徴収対策課」に改める。

第六条の二市町村課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条税務課の項第六号中「特別徴収課税調査課」を「特別徴収対策課」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特別徴収対策課の庶務、予算及び経理に関すること。

第七条特別徴収課税調査課の項中第三号から第五号までを削り、同項を同条特別徴収対策課の項とし、同条総務事務センターの項に次の一号を加える。

七 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく職員の子ども手当に関すること。

第七条の二国際課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県グローバル人材育成基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の三危機管理課の項第四号中「危機管理」の下に「及び地震対策」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 防災対策の指導及び調整（地震対策に係るものに限る。）に關すること。
第七条の三危機管理課の項に次の六号を加える。

六 災害対策基本法の施行（地震対策に係るものに限る。）に關すること。

七 市町村の行う防災対策の指導及び調整（地震対策に係るものに限る。）に關すること。

八 地震防災対策特別措置法の施行に關すること。

九 埼玉県震災予防のまちづくり条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に關すること。

十 大規模地震の予知への対応措置に關すること。

十一 防災学習センターの管理に關すること。

第七条の三消防防災課の項第八号中「総合調整」を「調整（危機管理課において所掌するものを除く。）」に改め、同項第九号中「施行」の下に「（危機管理課において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十号中「総合調整」を「調整（危機管理課において所掌するものを除く。）」に改め、同項第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同項第十六号中「に限る」を「のうち、危機管理課において所掌するものを除く」に改め、同号を同項十三号とし、同項第十七号中「（危機管理課において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、第十九号を第十五号とする。

第七条の四温暖化対策課の項第三号中「、事業活動における環境への負荷の低減並びに環境負荷低減主任者（大気環境課及び産業廃棄物指導課において所掌するものを除く。）」を削る。

第八条福祉政策課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 発達障害者支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に關すること。

第八条高齢介護課の項第五号中「老人保健福祉計画」を「老人福祉計画及び介護保険事業支援計画」に改め、同条障害者福祉推進課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条少子政策課の項中第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、第四号の次に次の六号を加える。

五 母子及び寡婦福祉法の施行に關すること。

六 児童扶養手当法の施行に關すること。

七 特別児童扶養手当等の支給に關する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に關すること。

八 児童手当法の施行に關すること。

九 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する
と。

十 母子福祉センターとの連絡調整に関すること。

第八条こども安全課の項中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、
第十号を削り、第十一号を第六号とする。

第九条医療整備課の項第三号中「の施行」を削り、「除く。」の下に「及び看護
師等の人材確保の促進に関する法律の施行」を加え、同条業務課の項第三号中「献
血思想の普及」を「献血の普及啓発活動の実施」に改める。

第十条産業労働政策課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号
を加える。

十三 埼玉県産業振興公社に関すること。

第十条新産業育成課の項を削り、同条商業支援課の項中第九号を第十一号とし、
第八号の次に次の二号を加え、同項を同条商業・サービス産業支援課の項とする。

九 サービス業の振興に関すること。

十 彩の国ビジュアルプラザの管理に関すること。

第十条産業支援課の項第十号及び第十一号を次のように改める。

十 新産業の育成に係る総合的企画及び調整に関すること。

十一 ベンチャー企業等の創業支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

第十条産業支援課の項中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、
第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 創業・ベンチャー支援センターとの連絡調整に関すること

第十条産業支援課の項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第
十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 産学連携に係る企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）
に関すること。

十三 地域産業の振興に関すること。

十四 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の
施行に関すること。

第十条観光課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号まで
を一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とし、同条産業拠点整備課の
項第二号を削り、同項第一号の号番号を削り、同条勤労者福祉課の項中第十七号を
第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一
号を加える。

六 個別労働関係紛争の未然の防止及び自主的な解決の促進に関すること。

第十一条農業政策課の項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農林水産業政策の総合的企画及び調整に関すること。

第十一条農業政策課の項第十三号中「及び農林総合研究センター」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十二号の次に次の五号を加える。

十三 農業協同組合（農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人を含む。）に関すること。

十四 農業倉庫業法の施行に関すること。

十五 農住組合法の施行（農村整備課において所掌するものを除く。）に関すること。

十六 水産業協同組合法の施行（漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の検査に関するに限る。）に関すること。

十七 森林組合法の施行（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の検査に関するに限る。）に関すること。

第十一条経済流通課の項を次のように改める。
農業ビジネス支援課

一 農地活用の推進に関すること。

二 農地法の施行（遊休農地に関する措置に係る事務に限る。）に関すること。

三 農業経営基盤強化促進法の施行（農業支援課において所掌するものを除く。）に関すること。

四 市民農園整備促進法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）に関すること。

五 山村振興法の施行に関すること。

六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること。

七 中山間地域総合振興対策に関すること。

八 農村都市交流の推進に関すること。

九 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること。

十 経営構造対策に関すること。

十一 バイオマス利活用の推進に関すること。

十二 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。

十三 卸売市場法及び埼玉県卸売市場条例の施行に関すること。

十四 地産地消の推進に関すること。

十五 農産物の加工及び利用の促進に関すること。
十六 農産物の流通及び販売に係る施策の推進に関すること。

十七 企業等の農業参入の推進に関すること。

十八 農商工連携の推進に関すること。

第十一条農地活用推進課の項を削る。

第十一条畜産安全課の項第十一号中「高原牧場」を「秩父高原牧場」に改め、同条生産振興課の項第一号から第十三号までを次のように改める。

一 農林水産業に関する試験研究の総合的企画及び調整に関すること。

二 需要に応じた米づくり改革の支援に関すること。

三 米麦、大豆等の生産、出荷及び消費に関すること。

四 主要農作物種子法の施行に関すること。

五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること。

六 野菜等の価格安定対策に関すること。

七 野菜の生産及び出荷の指導に関すること。

八 野菜生産出荷安定法の施行に関すること。

九 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関すること。

十 種苗法の施行に関すること。

十一 花植木及び果樹の生産及び出荷の指導に関すること。

十二 緑化技術の普及に関すること。

十三 果樹農業振興特別措置法の施行に関すること。

第十一条生産振興課の項第十五号中「花と緑の振興センター」を「農林総合研究センター及び花と緑の振興センター」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十四号を第十九号とし、第十三号の次に次の五号を加える。

十四 茶、こんにやく等工芸作物の生産及び出荷の指導に関すること。

十五 繭の生産及び出荷の指導に関すること。

十六 漁業法、水産資源保護法、漁船法、輸出水産業の振興に関する法律、遊漁船業の適正化に関する法律及び持続的養殖生産確保法の施行に関すること。

十七 水産業協同組合法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）に関すること。

十八 種苗センターの管理に関すること。

第十一条森づくり課の項第二号中「経済流通課」を「農業政策課」に改める。

第十三条都市計画課の項中第二号から第十三号までを次のように改める。

二 都市計画法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（市町村に

- よる基本構想の作成支援及び路外駐車場に関することに限る。) に関すること。
- 四 駐車場法の施行(道路環境課において所掌するものを除く。)に関すること。
- 五 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関すること。
- 六 埼玉県震災予防のまちづくり条例の施行(都市における震災の予防に関する基本的な方針等)に関することに限る。) に関すること。
- 七 下水道法の施行(流域別下水道整備総合計画の策定、市町村下水道の事業計画の認可及び建設の支援並びに終末処理場の維持管理に係る措置勧告に関することに限る。)に関すること。
- 八 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行に関すること。
- 九 都市計画法施行法の施行(住宅地造成事業に関する法律の廃止に伴う経過措置に関することに限る。)に関すること。
- 十 宅地造成等規制法の施行に関すること。
- 十一 租税特別措置法の施行に基づく優良な宅地及び住宅の認定に係る指導に関すること。
- 十二 独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条に基づき委託された災害予防関連工事(宅地造成等規制法に関するものに限る。)の審査に関すること。
- 十三 埼玉県下水道公社(下水道局において所掌するものを除く。)、浦和パークینگセンター及びさいたま市都市整備公社に関すること。
- 第十三条都市計画課の項中第十四号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 十五 建築安全センターとの連絡調整(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関することに限る。)に関すること。
- 第十三条都市計画課の項第二十三号を同項第十六号とする。
- 第十六条の二第一項第二十六号中「労働相談及び」を削る。
- 第十九条の六第一項に次の一号を加える。
- 十一 埼玉県母子福祉センター条例(昭和三十九年埼玉県条例第三十号)により設置された母子福祉センターの管理に関すること。
- 第二十条の表埼玉県南児童相談所の項中「さいたま市」を「川口市」に改める。
- 第六十六条第三項中「区域とし」の下に「、埼玉県大里農林振興センターの所管区域は、同項に規定する埼玉県大里農林振興センターの所管区域に同項に規定する埼玉県本庄農林振興センターの所管区域を加えた区域とし」を加える。
- 第六十七条第四項中「加須農林振興センターの」を「加須農林振興センター及び農村整備計画センターの」に改める。

第一百五十二条第二項の表中「鴻巣市」を「加須市」に改める。
 第二百十條の表中

埼玉県朝霞県土整備事務所 埼玉県行田県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路公園部 河川部
埼玉県朝霞県土整備事務所 埼玉県北本県土整備事務所 埼玉県行田県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路公園部 河川部 道路環境部

を

に

改め、同表に次のように加える。

埼玉県朝霞県土整備事務所 埼玉県北本県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路公園部 河川部
埼玉県行田県土整備事務所	総務管理部 用地部 道路公園部 河川部

第三百三十一條の十五第一号中「こと」の下に「（昇降機等に係るものを除く。）」を加え、同条第十一号中「特定建築物環境配慮計画」を「特定建築物環境配慮計画等」改める。

第八十七條の表調理師製菓衛生師試験委員の項中、調理師製菓衛生師試験委員を「製菓衛生師試験委員」に改め、「調理師試験及び」を削り、同表埼玉県大規模小売店舗立地審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~~~~~~~」を「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~埼玉県卸売市場審議会の項中「~~~~~~」に改める。

第八十八條第一項の表に次のように加える。

産業労働部	雇用労働局長	上司の命を受け、雇用対策の推進並びに労使関係の安定、就業環境の整備促進及び産業人材の育成に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------	---

第百八十八条第三項の表中

職員健康支援課及び医療整備課	医員	上司の命を受け、医師の行う事務に従事する。
企画総務課及び計画調整課	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
広聴広報課	主席県民相談員	上司の命を受け、県民相談の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

を

企画総務課、計画調整課及び福祉政策課	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
職員健康支援課及び医療整備課	医員	上司の命を受け、医師の行う事務に従事する。
広聴広報課	主席県民相談員	上司の命を受け、県民相談の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
福祉政策課	医幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、政策幹を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に

改め、同表経済流通課の項中「経済流通課」を「農業政策課」に改める。

第百八十八条第四項中「及び副総合調整幹、副報道長」を「及び副総合調整幹」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第九十二条第一項の表県土整備事務所の項中「技術管理主幹」を「施工監理主幹」に改める。

第九十九条第二号中「別表第五」の下に「及び別表第六」を加える。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六 技能職員（二種）（第九十九条関係）

職	職
専門員	上司の命を受け、守衛、庁務、炊事、清掃又は洗濯の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二十條の表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に命令を發せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総務部特別徴収課税調査課	総務部特別徴収対策課
産業労働部商業支援課	産業労働部商業・サービス産業支援課
農林部農地活用推進課	農林部農業ビジネス支援課

規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第十二条第三項第一号中「並びに食品安全局長」を「、食品安全局長並びに雇用労働局長」に改める。

別表第三中「（第五条―第六条）」を「（第五条―第六条関係）」に改め、同表副知事専決事項の欄中11を14とし、10を13とし、同欄9中「8」を「11」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄11とし、同欄7中「6」を「9」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄中6を9とし、5を8とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十六条の二第一項の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

6 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

7 法第二十六条の五第五項の規定に基づき、6の承認を取り消すこと。

別表第四企画財政部の表改革推進課の項知事決裁事項の欄中3を削り、同項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 埼玉県職員定数条例第三条の規定に基づき、職員の定数配分を定めること。
別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄1中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄5中「（特例法第三条第一項に規定する合併協議会を除く。）」を削り、同項第六号事務の種類欄中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）」に改め、同号知事

決裁事項の欄3中「第六十五条第五項」を「第五十八条第五項」に改め、同表市町村課の項第一号知事決裁事項の欄2中「市町村の合併の特例等に関する法律（）」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第四総務部の表人事課の項第二号事務の種類欄中「条例」という。）の下に「、職員の修学部分休業に関する条例、職員の自己啓発等休業に関する条例」を加え、同号部長専決事項の欄中15を18とし、11から14までを14から17までとし、同欄10中「9」を「12」に改め、同欄10を同欄13とし、同欄9を同欄12とし、同欄8中「7」を「10」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7を同欄10とし、同欄6中「4」を「7」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄中5を8とし、2から4までを5から7までとし、1の次に次のように加える。

2 地公法第二十六条の二第一項の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

3 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

4 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、3の承認を取り消すこと。
別表第四総務部の表職員健康支援課の項第二号事務の種類欄中「及び職員寮」を削る。

別表第四県民生活部の表青少年課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

9 条例第二十一条の四第四項の規定に基づき、携帯電話インターネット事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告をすること。

10 条例第二十一条の四第五項の規定に基づき、保護者に対し報告又は資料の提示を求めること。

11 条例第二十一条の四第六項の規定に基づき、携帯電話インターネット事業者が勧告に従わなかったときにその旨を公表すること。

12 条例第二十一条の四第七項の規定に基づき、公表しようとするときに携帯電話インターネット事業者に意見を述べる機会を与えること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項に次の一号を加える。

<p>特別措置法（平成七年法律第百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>規定に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を作成すること。</p>	<p>き、関係市町村長の意見を聴くこと。 2 法第二条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ること。</p>
--	-------------------------------------	---

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄10中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同欄11中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、「第九条第五項」の下に「又は法第十五条の三の二第二項」を加え、同欄中25を26とし、13から24までを14から25までとし、12の次に次のように加える。

13 法第十五条の三の三第一項の規定に基づき、熱回収施設設置者の認定（更新の認定を除く。）をし、又は同条第五項の規定に基づき、認定を取り消すこと。

別表第四環境部の表資源循環推進課の項第一号部長専決事項の欄4中「第九条第五項」の下に「又は第九条の二の三第二項」を加え、同欄中12を13とし、6から11までを7から12までとし、5の次に次のように加える。

6 法第九条の二の四第一項の規定に基づき、熱回収施設設置者の認定（更新の認定を除く。）をし、又は同条第五項の規定に基づき、認定を取り消すこと。

別表第四環境部の表自然環境課の項第二号知事決裁事項の欄2及び3中「及び公園事業」を削り、同欄に次のように加える。

4 条例第七条の二第一項の規定に基づき、県立自然公園に関する公園事業を決定すること。

5 条例第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、県立自然公園に関する公園事業の廃止又は変更を決定すること。

別表第四環境部の表自然環境課の項第二号部長専決事項の欄中9を15とし、8を14とし、7を13とし、同欄6中「第十二条第三項第十三号」を「第十二条第三項第十六号」に改め、同欄6を同欄12とし、同欄5中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改め、同欄5を同欄11とし、同欄4中「第十二条第三項第十号」を「第十二条第三項第十二号」に改め、同欄4を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 条例第十二条第三項第十三号の規定に基づき、本来の生息地でない動物で、

特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものを指定すること。

別表第四環境部の表自然環境課の項第二号部長専決事項の欄3中「第十二条第三項第九号」を「第十二条第三項第十号」に改め、同欄3を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 条例第十二条第三項第十一号の規定に基づき、本来の生育地でない植物で、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものを指定すること。

別表第四環境部の表自然環境課の項第二号部長専決事項の欄2中「第十二条第三項第六号」を「第十二条第三項第七号」に改め、同欄2を同欄6とし、同欄1を同欄5とし、同欄に1から4までとして次のように加える。

1 条例第八条第三項又は第六項の規定に基づき、公園事業の執行を認可し、又はその変更を認可すること。

2 条例第八条の二の規定に基づき、公園事業者に対し、公園事業に係る施設の改善その他の公園事業の執行を改善するために必要な措置を命ずること。

3 条例第八条の五第三項の規定に基づき、公園事業の執行の認可を取り消すこと。

4 条例第八条の六の規定に基づき、公園事業を廃止した者等に対し、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命ずること。

別表第四環境部の表自然環境課の項第九号部長専決事項の欄4を同欄6とし、同欄3中「第十七条第四項第八号」を「第十七条第四項第十一号」に改め、同欄3を同欄5とし、同欄2中「第十七条第四項第七号」を「第十七条第四項第十号」に改め、同欄2を同欄4とし、同欄1の次に次のように加える。

2 条例第十七条第四項第八号の規定に基づき、本来の生育地でない植物で、特別地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものを指定すること。

3 条例第十七条第四項第九号の規定に基づき、本来の生息地でない動物で、特別地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものを指定すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項に次の一号を加える。

四 母子及び寡婦 福祉法（昭和三十 九年法律第百 二十九号。以下	1 法第二十三条の規定に基づき、 母子家庭等日常生活支援事業を行 う者に対し、その事業の制限又は 停止を命ずること。
---	---

この項において「法」という。）の施行に関する事務		2 法第三十三条第四項において準用する法第二十三条の規定に基づき、寡婦日常生活支援事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
--------------------------	--	---

別表第四福祉部の表こども安全課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第三号中「、調理師」を削り、同表医療整備課の項に次の一号を加える。

九 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1 法第十四条第一項の規定に基づき、県ナースセンターを指定すること。 2 法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき、県ナースセンターの指定を取り消すこと。
---	--	--

別表第四産業労働部の表新産業育成課の項を削り、同表商業支援課の項機関名の欄中「~~滋~~対~~滋~~対」を「~~滋~~対~~滋~~対」に改め、同表産業支援課の項に次の二号を加える。

四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第二十五条第一項の規定に基づき、事業環境整備構想を作成すること。 2 法第二十五条第七項の規定に基づき、事業環境整備構想を変更し、又は廃止すること。	1 法第二十五条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村に協議すること。 2 法第二十五条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業環境整備構想を公表すること。 3 法第二十六条第一項の規定に基づき、中核的支援機関を認定すること。 4 法第二十六条第二項の規定に基づき、中核的支援機関を認定する際に、経済産業大臣に協議し、そ
--	--	---

<p>課一 障害者の雇用の促進等に関する法律</p>	<p>五 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		
<p>1 法第二十七条第一項の規定に基づき、障害者雇用支援センターを指定すること。</p>	<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣の認定を申請すること。</p> <p>2 法第四条第五項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本構想を公表すること。</p> <p>3 法第五条第一項の規定に基づき、基本構想を変更し、主務大臣の認定を申請すること。</p>	<p>5 法第二十六条第四項の規定に基づき、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表すること。</p> <p>6 法第二十六条第六項の規定に基づき、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出に係る事項を公表すること。</p> <p>7 法第二十七条第二項の規定に基づき、認定中核的支援機関に対し、事業の改善に関する命令、認定の取消しその他必要な措置をとること。</p> <p>8 法第二十七条第三項の規定に基づき、認定中核的支援機関の認定を取り消した場合に、その旨を公表すること。</p>	<p>の同意を得ること。</p>

次のように加える。

別表第四産業労働部の表観光課の項第四号を削り、同表勤労者福祉課の項の次に

就 業	(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
<p>2 法第三十一条の規定に基づき、障害者雇用支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>3 法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者雇用支援センターの指定を取り消すこと。</p> <p>4 法第三十三条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。</p> <p>5 法第三十五条において準用する法第三十一条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>6 法第三十五条において準用する法第三十二条第一項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。</p>	<p>二 職業安定法 (昭和二十二年法律第四百四十一号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 法第三十三条の四第一項の規定に基づき、無料職業紹介事業の届出をすること。</p> <p>2 法第三十三条の四第二項において準用する法第三十二条の七第一項の規定に基づき、無料職業紹介事業の変更の届出をすること。</p> <p>3 法第三十三条の四第二項において準用する法第三十二条の八第一項の規定に基づき、無料職業紹介事業の廃止の届出をすること。</p>

別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄1中「第四条第一項及び第二項」を「第四条第一項又は第五項」に、「許可する」を「許可し、又は協議する」に改め、同欄2中「許可する」を「許可し、又は協議する」に改め、同欄に次のように加える。

4 法第五十一条第三項の規定に基づき、二ヘクタールを超える農地又は採草放

牧地に係る原状回復等の措置を自ら行い、同項第二号に該当する場合の公告をすること。

5 法第五十一条第四項の規定に基づき、原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること。

別表第四農林部の表農業政策課の項に次の六号を加える。

五 農業協同組合

法（昭和二十二年法律第三百十二号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

- 1 法第四十条第一項の規定に基づき、組合の一時理事若しくは監事の職務を行うべき者を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させること。
- 2 法第六十条第一項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- 3 法第六十三条第二項の規定に基づき、組合が設立登記をしない場合に設立の認可を取り消すこと。
- 4 法第六十四条第二項の規定に基づき、組合の解散の議決を認可すること。
- 5 法第六十五条第二項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 6 法第九十四条第一項及び第二項の規定に基づき、組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計の状況を検査すること。
- 7 法第九十四条の二第一項の規定に基づき、法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、信用事業等の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。
- 8 法第九十四条の二第二項の規定に基づき、法第十条第一項第三号

	<p>六 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>又は第十号の事業を行う組合に対し、定款等の変更、業務執行の方法の変更、業務の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすること。</p> <p>9 法第九十四条の二第五項の規定に基づき、中央会に対し、業務又は会計に関し、監督上必要な指示をすること。</p> <p>10 法第九十五条の規定に基づき、組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、必要な措置を採るべき旨を命じ、若しくは業務の停止若しくは役員の変更を命じ、又は信用事業規程等の承認を取り消すこと。</p> <p>11 法第九十五条の二の規定に基づき、組合又は農事組合法人の解散を命ずること。</p> <p>12 法第九十六条第一項の規定に基づき、組合の決議又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>	<p>1 法第六十三条第一項の規定に基づき、法第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みに係る合併等について認定すること。</p> <p>2 法第六十三条第二項の規定に基づき、信用事業再建措置について認定すること。</p> <p>3 法第六十三条第五項（法第六十四条第五項において準用する場合</p>

-
-
- 4 法第六十三条第六項（法第六十条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣の承認を得ること。
 - 5 法第六十三条第七項（法第六十条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、経営困難農水産業協同組合を明らかにすること。
 - 6 法第六十三条第八項（法第六十条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構に通知すること。
 - 7 法第六十四条第一項の規定に基づき、経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、合併等のあつせんを行うこと。
 - 8 法第八十三条第一項及び第二項の規定に基づき、農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすること。
 - 9 法第八十四条第一項の規定に基づき、管理を命ずる処分を取り消すこと。
 - 10 法第八十五条第二項の規定に基づき、管理人を選任すること。
 - 11 法第八十五条第三項の規定に基づき、管理人を更に選任し、又は解任すること。
 - 12 法第八十八条の規定に基づき、管理人に対し、報告若しくは資料

	<p>七 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>の提出を求め、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>13 法第百十七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員に農水産業協同組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>14 法第百十七条第六項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構に立入り、質問又は検査を行わせること。</p> <p>15 法第百十八条の規定に基づき、農水産業協同組合に対し、貯金等の払戻しの停止等の事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすること。</p>	<p>1 法第三条第一項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをすること。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>3 法第五条第一項の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>4 法第五条第二項の規定に基づき、即時抗告をすること。</p> <p>5 法第六条の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>6 法第七条の規定に基づき、即時抗告をすること。</p> <p>7 法第二十九条第一項の規定に基づき、申立てをすること。</p> <p>8 法第三十条第二項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>9 法第三十一条第一項の規定に基</p>

<p>九 水産業協同組 合法（昭和二十 三年法律第二百</p>	<p>八 農住組合法（昭 和五十五年法律 第八十六号。以 下この項におい て「法」という。） の施行に関する 事務</p>	
<p>業協同組合連合会の業務又は会計の 規定に基づき、漁業協同組合又は漁</p>	<p>1 法第四十八条第二項の規定に基 づき、組合の定款又は事業基本方 針の変更を認可すること。 2 法第六十七条第一項の規定に基 づき、組合の設立を認可すること。 3 法第七十一条第二項の規定に基 づき、組合の解散の決議を認可す ること。 4 法第七十二条第二項の規定に基 づき、組合の合併を認可すること。 5 法第八十二条の規定に基づき、 組合の業務又は会計の状況を検査 すること。 6 法第八十三条第一項の規定に基 づき、組合に対し、期間を定めて、 必要な措置を執るべき旨を命ずる こと。 7 法第八十三条第二項の規定に基 づき、期間を定めて、組合の業務 の停止又は役員の変更を命ずるこ と。 8 法第八十四条の規定に基づき、 組合の解散を命ずること。 9 法第八十五条の規定に基づき、 組合の議決又は選挙若しくは当選 を取り消すこと。</p>	<p>10 法第三十一条第二項の規定に基 づき、即時抗告をすること。 11 法第三十二条の規定に基づき、 即時抗告をすること。</p>

<p>四十二号)の施行に関する事務</p>	<p>状況を検査すること。</p>
<p>十 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の施行に関する事務</p>	<p>森林組合法第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の業務又は会計の状況を検査すること。</p>

別表第四農林部の表経済流通課の項を次のように改める。

農業ビジネス支援課	
<p>課一 農地法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>三 市民農園整備促進法(平成二年法律第</p>	<p>法第三条第一項の規定に基づき、基本方針を定めること。</p>
<p>1 法第三十六条第三項の規定に基づき、調停案を作成すること。 2 法第三十六条第四項の規定に基づき、調停案の受諾を勧告すること。 3 法第三十九条第一項及び第四項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県農業会議の意見を聴いて特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。 4 法第四十一条の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。</p>	<p>1 法第五条第一項及び第五項の規定に基づき、県農業会議等の意見を聴いて基本方針を定めること。 2 法第五条第四項及び第五項の規定に基づき、県農業会議等の意見を聴いて基本方針を変更すること。</p>
<p>成二年法律第</p>	<p>1 法第三条第五項の規定に基づき、基本方針を変更すること。 2 法第五条第二項の規定に基づ</p>

<p>四十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>四 山村振興法 （昭和四十年法律第六十四号）の施行に関する事務</p> <p>山村振興法第七条の二第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、山村振興基本方針を定め、又は変更し、及び主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p>	<p>き、交換分合計画を認可すること。</p>
<p>五 特定農山村 地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関する事務</p>		<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第六項の規定に基づき、市町村が基盤整備計画を作成し、又はこれを変更することについて協議を受け、同意すること。</p>
<p>六 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号。以下この</p>		<p>1 法第四条第一項（同条第三項に規定する事項を併せて定める場合を含む。）、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定に基づき、基本方針を定め、又は変更し、及び農林水産大臣に協議すること。</p> <p>2 法第五条第四項（同条第六項に</p>

<p>項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		<p>において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村計画について協議を受けること。</p> <p>3 法第三十二条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体を指定すること。</p> <p>4 法第三十四条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 法第三十五条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体の指定を取り消すこと。</p>
<p>七 卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>法第六条第一項の規定に基づき、卸売市場整備計画を定めること。</p>	<p>1 法第五十五条の規定に基づき、地方卸売市場の開設を許可すること。</p> <p>2 法第五十八条第一項の規定に基づき、地方卸売市場において卸売の業務を行うことを許可すること。</p> <p>3 法第六十条の規定に基づき、地方卸売市場の廃止を許可すること。</p> <p>4 法第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、開設の許可若しくは卸売業務の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>
<p>八 埼玉県卸売市場条例(昭和四十六年埼玉県条例第十七号。以下この項におい</p>		<p>1 条例第八条第一項及び第二項の規定に基づき、開設者等の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割を認可すること。</p> <p>2 条例第九条第一項の規定に基づ</p>

<p>て「条例」という。）の施行に関する事務</p>		<p>き、開設者等が死亡した場合において、当該業務の相続を認可すること。 3 条例第二十一条第一項の規定に基づき、届出書を受理すること。</p>
<p>九 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関する事務</p>	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、促進計画を定め、若しくは変更し、又はこれを公表すること。</p>	

別表第四農林部の表農地活用推進課の項を削り、同表農産物安全課の項に次の一号を加える。

<p>七 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号。以下この項において「施行令」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 施行令第七条第一項第一号の規定に基づき、地域米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。 2 施行令第七条第一項第二号の規定に基づき、地域米穀事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>
---	--	---

別表第四農林部の表農業支援課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表生産振興課の項中第十一号を第十三号とし、第一号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

<p>一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第五条（法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に野菜指定産地の指定、区域の変更又は指定の解除を申し出ること。</p> <p>2 法第八条第一項の規定に基づき、生産出荷近代化計画をたてること。</p> <p>3 法第九条第一項の規定に基づき、生産出荷近代化計画を変更すること。</p>
<p>一一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の施行に関する事務</p>		<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第三条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、導入指針を定め、又は変更し、これを公表すること。</p>

別表第四県土整備部の表道路政策課の項第一号知事決裁事項の欄5中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄8中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、同欄9中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第一項」に改め、同欄10中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第二項」に改め、同項第五号部長専決事項の欄2中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、同欄9中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第二項」に改め、同項第五号部長専決事項の欄2中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号知事決裁事項の欄5を次のように改める。

5 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画（法第六条の二第二項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（同項第三号に掲げる事項に限

る。)、法第八条第一項第一号に規定する用途地域及び法第十一条第一項各号に規定する都市施設（環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業又は埼玉県環境影響評価条例第二条第一号に規定する対象事業に係るものに限る。）に係るものを除く。）の変更（都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十五条に規定する軽易なものを除く。）をすること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第八号部長専決事項の欄に次のように加える。

3 条例第二十二條の二第一項の規定に基づき、建築物環境性能表示に関する基準を定めること。

4 条例第二十二條の二第二項の規定に基づき、建築物環境性能表示に関する基準の策定又は変更に係る公表をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第七号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第三条の二第一項の規定に基づき、高齢者居住安定確保計画を定めるところ。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第七号部長専決事項の欄中6を9とし、1から5までを4から8までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第三条の二第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方住宅供給公社の同意を得ること。

2 法第三条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高齢者居住安定確保計画について市町村に協議すること。

3 法第三条の二第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高齢者居住安定確保計画を公表するとともに、国土交通大臣及び厚生労働大臣並びに市町村にその写しを送付すること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第四都市整備部の表建築安全課の項第八号の改正規定は公布の日から、別表第四環境部の表自然環境課の項の改正規定及び別表第四農林部の表農産物安全課の項に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「技術管理主幹」を「施工監理主幹」に改める。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄8中「第七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同欄9中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同欄10中「第十七条の六第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同欄11中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同欄12及び13中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同号専決事項の欄8中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同欄9中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同項第二号委任事務の欄11中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に、「又は油」を「、指定物資若しくは油」に、「又は地下浸透」を「若しくは地下浸透又は法第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の公共用水域への排出」に改め、同号専決事項の欄6中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、「特定事業場」の下に「、指定事業場」を、「有害物質」の下に「、指定物質」を加え、「排出又は」を「排出若しくは」に改め、「地下浸透」の下に「又は法第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の公共用水域への排出」を加え、同項第三号専決事項の欄中20を21とし、17から19までを18から20までとし、16の次に次のように加える。

17 委任された事務又は専決することができる事項に関して立入検査をする職員に対し、施行規則第五十七条に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号事務の種類欄中「法」という。）の下に「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この項において「施行令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号。以下この項において「一部改正令」という。)を加え、同号委任事務の欄中27を36とし、26を35とし、25を34とし、24を32とし、その次に次のように加える。

33 施行規則第十二条の十一の十一において準用する施行規則第五条の五の十一第一項の規定に基づき、熱回収に関する報告書を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄中23を29とし、その次に次のように加える。

30 施行規則第八条の二の六の規定に基づき、産業廃棄物の事業場外保管の廃止の届出を受理すること。

31 施行規則第八条の十三の六において準用する施行規則第八条の二の六の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の事業場外保管の廃止の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄中22を28とし、18から21までを24から27までとし、同欄17中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同欄17を同欄23とし、同欄16中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同欄16を同欄21とし、その次に次のように加える。

22 法第十五条の二の二第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の定期検査をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄15中「第十二条の二第十項」を「第十二条の二第十二項」に改め、同欄15を同欄20とし、同欄14中「第十二条の二第九項」を「第十二条の二第十一項」に改め、同欄14を同欄19とし、同欄13中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に、「14及び15」を「19及び20」に改め、同欄13を同欄18とし、同欄12中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に改め、同欄12を同欄15とし、その次に次のように加える。

16 法第十二条の二第三項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の事業場外保管を行おうとする旨の届出及び変更の届出を受理すること。

17 法第十二条の二第四項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の事業場外保管を行つた旨の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄11中「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄10中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「11及び12」を「14及び15」に改め、同欄10を同欄13とし、同欄9中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、同欄9を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 法第十二条第三項の規定に基づき、産業廃棄物の事業場外保管を行おうとする旨の届出及び変更の届出を受理すること。

12 法第十二条第四項の規定に基づき、産業廃棄物の事業場外保管を行つた旨の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄8中「第九条の第三十項」を「第九条の第三十一項」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第九条の第三十項」を「第九条の第三十一項」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「第九条の第三九項」を「第九条の第三十項」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「第九条の第三八項」を「第九条の第三九項」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4中「第九条の第三七項」を「第九条の第三八項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第八条の二の二第一項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の定期検査をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄中26を28とし、25を27とし、24を26とし、同欄23中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同欄23を同欄24とし、その次に次のように加える。

25 法第十五条の三の三第一項の規定に基づき、熱回収施設設置者の認定(更新の認定に限る。)をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄22中「第十条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同欄21を同欄22とし、同欄20中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同欄20を同欄21とし、同欄中19を20とし、5から18までを6から19までとし、4の次に次のように加える。

5 法第九条の二の四第二項の規定に基づき、熱回収施設設置者の認定(更新の認定に限る。)をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄に次のように加える。

29 施行令第七条の四において準用する施行令第五条の五の規定に基づき、熱回収を行わなくなったとき、又は熱回収施設の廃止、休止、再開若しくは設備の変更をしたときの届出を受理すること。

30 一部改正令附則第五条第一項(同条第二項から第四項までの規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、環境省令で定める基準に適合する旨の確認(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬(積替え又は保管を行うものを除く。))及び産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分(最終処分に限

る。)に係るものを除く。)をすること。

別表第二地方行政機関の表秩父環境管理事務所長の項委任事務の欄8中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同表福祉事務所長の項第三号専決事項の欄1中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域に係るものを除く。2から11までにおいて同じ。)」を加え、同項第九号専決事項の欄1中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域において主として老人福祉施設を運営する社会福祉法人に係るものを除く。2において同じ。)」を加え、同欄3中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域における軽費老人ホームの経営の事業に係るものを除く。4から7までにおいて同じ。)」を加え、同欄8中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域における老人福祉センターの経営の事業に係るものを除く。)」を加え、同欄9中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域における軽費老人ホーム及び老人福祉センターの経営の事業に係るものを除く。)」を加え、同項第十号専決事項の欄1中「こと」の下に「(川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域に係るものを除く。4から33までにおいて同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

<p>十四 埼玉県母子福祉センター条例(昭和三十九年埼玉県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第四条第二項の規定に基づき、臨時に休業日を定めること。</p> <p>2 条例第五条ただし書の規定に基づき、利用時間を変更すること。</p> <p>3 条例第六条の規定に基づき、利用者の遵守事項を定め、及び利用者に対し、適宜な指示をすること。</p> <p>4 条例第八条の規定に基づき、立入りを禁止し、又はセンターからの退去を命ずること。</p>	
---	---	--

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十一号専決事項の欄9中「調理師法施行細則」を「調理師法施行細則の一部を改正する規則(平成二十三年埼玉県規則第十三号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の調理師法施行細則」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第七号事務の種類の欄中「及

「及び家畜商法施行令」を「、家畜商法施行令」に改め、「施行令」という。）」の下に「及び家畜商法施行細則（昭和三十七年埼玉県規則第二十五号）」を加え、同号専決事項の欄に次のように加える。

9 家畜商法施行細則第一条第二項の規定に基づき、受講願書を受理し、受講票を交付すること。

別表第二地方機関の表消防学校長の項の次に次のように加える。

長	埼玉県防災航	埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例第九条の規定に基づき、防災航空隊に対し帰投命令又は活動停止命令を発すること。
所	航空隊の緊急運航	
一	業務に関する条	
タ	例（平成二十二	
ン	年埼玉県条例第	
セ	五十三号）の施	
空	行に関する事務	
航		
災		
防		

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第四号専決事項の欄5及び6中「許可する」を「許可し、又は協議する」に改め、同欄中10を12とし、9を11とし、同欄8中「9及び10」を「11から14まで」に改め、同欄8を同欄10とし、同欄7の次に次のように加える。

8 法第二十五条第一項の規定に基づき、和解の仲介の申出を受理すること。

9 法第二十八条第一項の規定に基づき、和解の仲介を行うこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第四号専決事項の欄に次のように加える。

13 法第五十一条第三項の規定に基づき、二ヘクタール以下の農地又は採草放牧地に係る原状回復等の措置を自ら行い、同項第二号に該当する場合の公告をすること。

14 法第五十一条第四項の規定に基づき、原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第八号を次のように改める。

八 農業改良資金	農業改良資金融通法第
融通法（昭和三十	六条第一項の規定に基づ
十一年法律第百	き、申請書を受理するこ
二号）の施行に	と。

関する事務

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号専決事項の欄1中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 埼玉県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成二十二年埼玉県規則第九十三号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の埼玉県農業改良資金貸付規則（昭和四十九年埼玉県規則第六十五号。以下この項において「旧規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 旧規則第十一条第二項の規定に基づき、借受者から繰上償還届を受理すること。</p> <p>2 旧規則第十二条の規定に基づき、借受者に一時償還の請求をすること。</p> <p>3 旧規則第十三条第一項の規定に基づき、償還金の支払猶予を受けようとする者から支払猶予申請書を受理すること。</p>	
--	---	--

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長及び川越農林振興センター所長を除く。）の項第二号専決事項の欄中8を16とし、5から7までを13から15までとし、4を11とし、その次に次のように加える。

12 法第八十九条の第二十一項の規定に基づき、支払うべきすべての仮清算金等の額（法第二百二十三条第一項の規定により供託しなければならない金銭の額を除く。）を合計して得た額に相当する額の金銭を土地改良区に支払い、又は徴収すべき全ての仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金銭を土地改良区から徴収すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長及

び川越農林振興センター所長を除く。)の項第二号専決事項の欄中3を8とし、その次に次のように加える。

9 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第三項の規定に基づき、仮清算金を徴収し、又は支払うこと。

10 法第八十九条の二第十項において準用する法第五十四条の三の規定に基づき、清算金を徴収し、又は支払うこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長(さいたま農林振興センター所長及び川越農林振興センター所長を除く。)の項第二号専決事項の欄中2を7とし、1の次に次のように加える。

2 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二第一項の規定に基づき、従前の土地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定すること。

3 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二第三項の規定に基づき、同条第一項の指定をした旨を公告すること。

4 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定すること。

5 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二の三第二項において準用する法第五十三条の二第三項の規定に基づき、同条第一項の指定をした旨を公告すること。

6 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の二の三第三項の規定に基づき、仮清算金を支払うこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長(さいたま農林振興センター所長及び川越農林振興センター所長を除く。)の項地域機関の長の欄中「及び三階層事務所」を「三階層事務所」に改め、同項第二号専決事項の欄に次のように加える。

17 法第二百二十三条第一項の規定に基づき、補償金又は清算金を供託すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項事務の種類欄中「河川法(」の下に「昭和三十九年法律第六十七号。」を、「河川法施行令(」の下に「昭和四十年政令第十四号。」を加え、同項に次の一号を加える。

三十一 土地区画	土地区画整理法第七条
整理法(昭和二十九年法律第十九号)の施行	(同法第十七条において準用する場合を含む。)
に関する事務	の規定に基づき、宅地以外の土地(河川法第四条

	<p>第一項に規定する一級河川の河川区域に係るものを除く。)を施行地区に編入することを承認すること。</p>	
--	--	--

別表第二地方機関の表八潮新都市建設事務所長の項事務の種類欄中「昭和二十九年法律第百十九号。」を削り、同表建築安全センター所長の項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号委任事務の欄中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加え、同号を同項第十七号とする。

3 条例第二十二條の四の規定に基づき、特定マンション建築主から建築物環境性能表示の表示の届出又は表示の変更の届出を受理すること。

4 条例第二十二條の五の規定に基づき、3の届出の内容を公表すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号委任事務の欄1中「法第六條の第二十項」の下に「法第八十七條の二並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。」を、「確認審査報告書」の下に「施行令第四百四十六條第一項第一号及び施行細則第三條第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八條第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。」を加え、同欄2中「法第六條の第二十一項」の下に「法第八十七條の二並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。」を、「確認済証」の下に「施行令第四百四十六條第一項第一号及び施行細則第三條第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八條第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。」を加え、同欄3中「法第七條の二第六項」の下に「法第八十七條の二並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。」を、「完了検査報告書」の下に「施行令第四百四十六條第一項第一号及び施行細則第三條第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八條第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。」を加え、同欄4中「法第七條の四第六項」の下に「(法第八十七條の二及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。)」を、「中間検査報告書」の下に「施行令第四百四十六條第一項第一号及び施行細則第三條第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八條第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。」を加え、同欄5中「承認」の下に「(施行令第四百四十六條第一項第一号及び施行細則第三條第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八條第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。)」を加え、同欄6及び7中「(法第八十八條第一項において準用する場合を含

む。」を削り、同欄7中「報告」の下に「(施行細則第三条第一項第一号から第三号までに規定する建築設備に係るものを除く。)」を加え、同欄9中「を指定する」を「の指定又は当該指定の変更若しくは取消しをする」に改め、同欄中48を削り、47を48とし、41から46までを42から47までとし、40の次に次のように加える。

41 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建築計画概要書等(施行細則第十九条第二号に掲げる書類を除く。)を閲覧させること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中49から53までを次のように改める。

49 施行細則第七条の二第一項の規定に基づき、指定に係る道路の位置等を公告すること。

50 施行細則第七条の二第三項の規定に基づき、道路位置指定をした旨を申請者に通知すること。

51 施行細則第八条の二第一項の規定に基づき、指定の変更又は取消しに係る道路の位置等を公告すること。

52 施行細則第八条の二第三項の規定に基づき、道路位置指定の変更又は取消しをした旨を申請者に通知すること。

53 施行細則第二十条第一項の規定に基づき、建築計画概要書等(施行細則第十九条第二号に掲げる書類を除く。)及び道路位置指定図面の写しを交付すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄54を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号事務の種類を欄中「(以下この項において「法」という。)」を削り、同号委任事務の欄を次のように改め、同号を同項第六号とする。

土地区画整理法第七十六条第一項の規定に基づき、土地の形質の変更、工作物の新築等又は物件の設置等の許可(八潮新都市建設事務所の所掌に係るものを除く。)をすること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号委任事務の欄20中「(伊奈新都市建設事務所の所掌に係るものを除く。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第八項の規定に基づき、協議を受け、
---	--

関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関する事務	同意すること。	
-------------------------------	---------	--

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く。）は、同年七月一日から施行する。

規 則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「高砂三丁目」の下に「及び仲町三丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

先物取引の事業・雑所得

を

先物取引の事業・譲渡

・雑所得

に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十四号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項中	副調整卓 （ホール）	同	二、七七〇
	マイクロホン （ホール）	一本	一、六六〇
	副調整卓（大） （ホール）	同	六、三六〇
	同（小） （同）	同	二、七七〇
を 含む。	マイクロホン （同）	一本	一、六六〇

マイクスタンドを含む。

に改め、同表映写設備の項中	ビデオデッキ
	液晶プロジェクター

（小ホール）	一台	一、三八〇	を	ビデオデッキ
一式	一七、八〇〇	スクリーンを含まない。		大型プロジェク
				液晶プロジェク

ター（大ホール）	一台	一、三八〇	を	ビデオデッキ
一式	五二、八〇〇	スクリーンを含まない。		大型プロジェク
ター（小ホール）	同	一七、八〇〇		液晶プロジェク
				に改める。

様式第一号（一）、様式第一号（二）及び様式第三号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

「埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「産業廃棄物」を「自ら行う産業廃棄物」に改め、同項第七号中「産業廃棄物の処理」を「自ら行う産業廃棄物の中間処理」に改め、同項に次の二号を加える。

八 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

九 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第七条第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に改める。

第八条第一項中「までに」の下に「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあつては様式第二号の計画作成報告書、特別管理産業廃棄物にあつては」を加え、同条第二項中「速やかに、」の下に「産業廃棄物にあつては様式第二号の計画変更報告書、特別管理産業廃棄物にあつては」を加える。

第九条中「様式第四号」を「産業廃棄物にあつては様式第四号の報告書、特別管理産業廃棄物にあつては様式第四号の二」に改める。

第十条中「第二十条第一項の処理計画及び同条第三項の」を「第二十条第二項の規定による処理計画の提出又は同条第三項の規定による」に、「内容を一年間公衆の縦覧に供すること」を「報告を受けた後、速やかに、インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書	
年 月 日	
（宛先） 埼玉県 環境管理事務所長	報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 （電話番号）
印	
年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書	
年 月 日	
（宛先） 埼玉県 環境管理事務所長	報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 （電話番号）
印	
年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理こより減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理こより減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

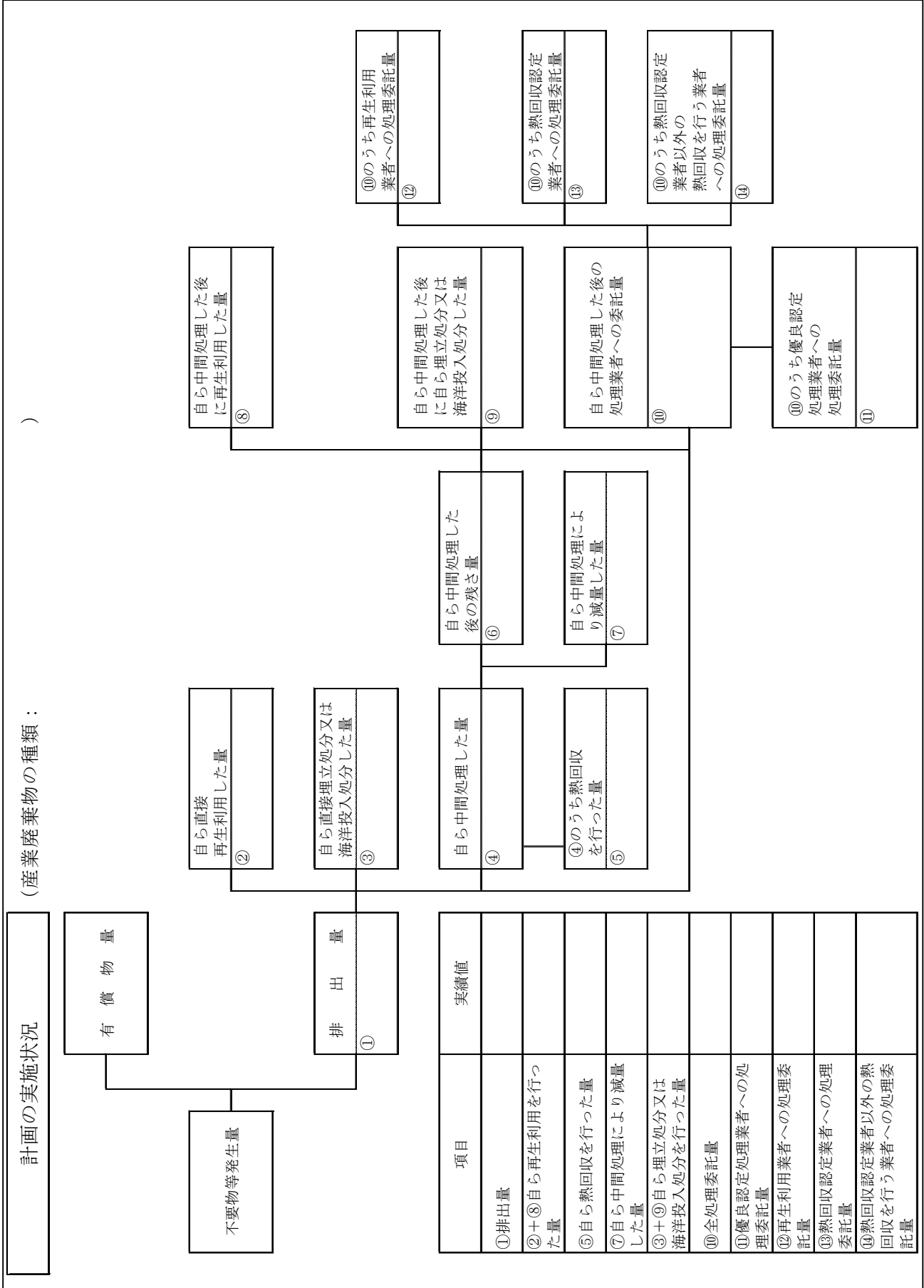
(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四号を次のように改める。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長		報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 (電話番号)	
		印	
埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、 年度の産業廃棄物処理計画の 実施の状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画に おける計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

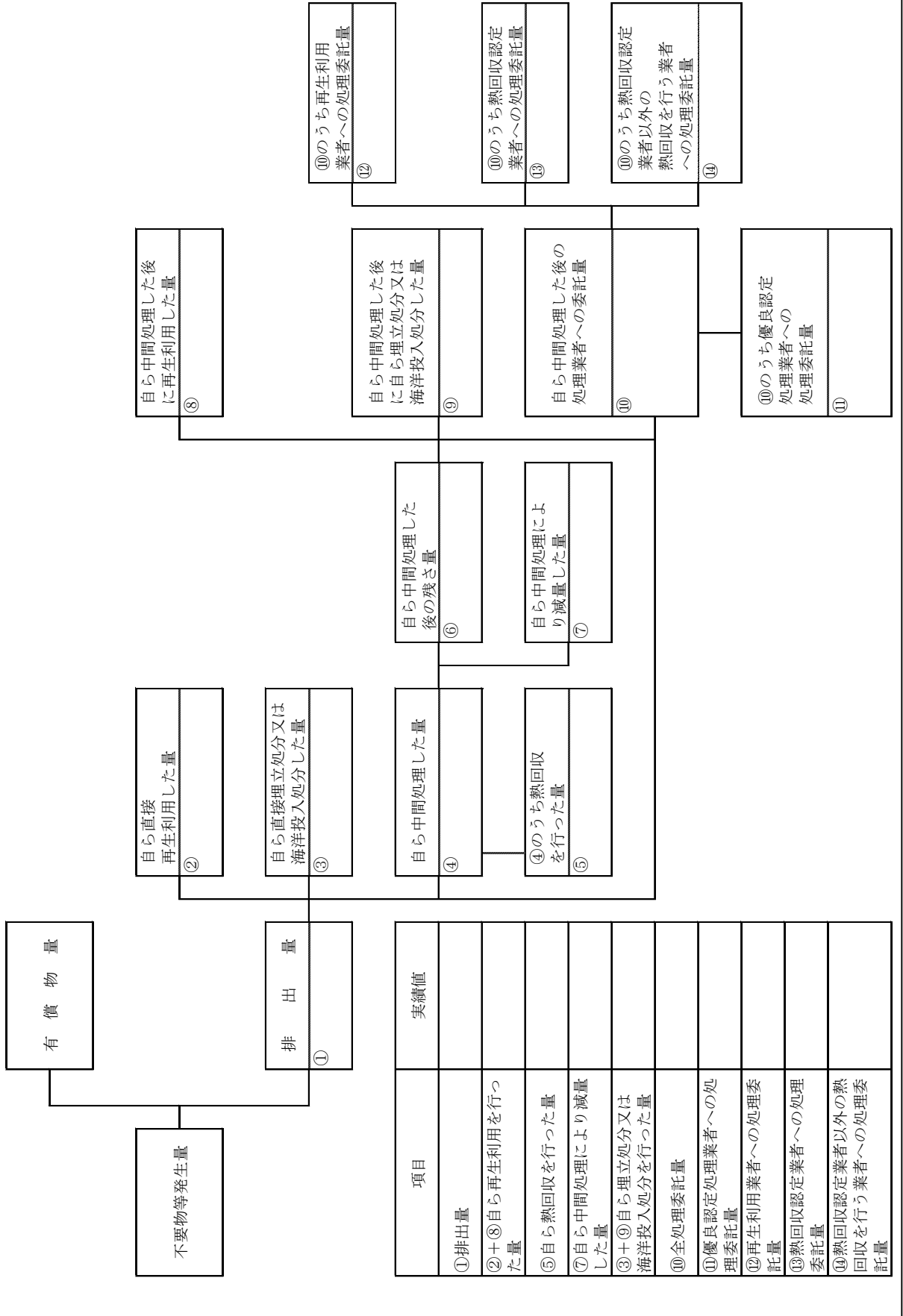
様式第四号の次に次の一様式を加える。

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
			年 月 日
(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長	報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 (電話番号		印)
埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(特別管理産業廃棄物の種類)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの特別管理産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十六号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則

(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十二号までを一
号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

二十二 埼玉県東部地域振興ふれあい 拠点施設駐車場利用料金(二十四時 間以内の利用に限る。)	免除	
--	----	--

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表に一号を加える
改正規定は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例
第三十七号)の施行の日から施行する。

規 則

埼玉県母子福祉センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県母子福祉センター管理規則を廃止する規則

埼玉県母子福祉センター管理規則（平成十七年埼玉県規則第三百三十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県健康増進法施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

栄養管理指導票

年 月 日

様

所属

氏名

㊦

健康増進法第18条第1項第2号の規定により、給食の状況について次のとおり指導します。

分類	確認項目	評価
栄養管理	1 利用者の把握（性・年齢構成別人数、身体状況等）	
	2 献立表の作成（献立名、材料名、分量の記載、管理者の事前決裁）	
	3 料理の組合せ・分量	
	4 献立作成基準の作成	
	5 給与栄養量の算出（エネルギー、たんぱく質、脂質、その他の栄養素、栄養比率）	
	6 給与栄養目標量の算出	
	7 食事の品質管理とその評価	
	8 発注、検収、在庫管理の状況	
	9 利用者に対する調査（食事の摂取量・嗜好、給食への反映度）	
	10 各種書類の提出	
	小計	／40点
給食管理	1 献立に基づく調理（方法、材料、分量等）	
	2 給食日誌（検食等の記録、管理者への回覧、給食への反映度）	
	3 適時適温給食	
	4 給食委員会の設置（定期的な開催、協議結果の反映度）	
	5 組織的運営（管理者・他職種との連携）	
	小計	／20点
衛生管理	1 調理従事者の健康管理（健康診断・保菌検査の実施、健康状態の把握）	
	2 調理従事者の衛生管理（専用トイレ、手指の洗浄、マスク、帽子、作業着）	
	3 厨房の衛生管理（清掃、整理整頓、食器、器具類、冷蔵庫、食品庫、冷凍庫）	
	4 保存食の管理	
	5 食中毒等事故発生時の連絡体制の整備	
	小計	／25点
栄養指導	1 栄養成分表示の実施	
	2 利用者に対する栄養・健康情報の提供	
	3 利用者に対する栄養・健康増進指導	
	小計	／15点
(指導事項)		／100点

上記の指導を受けました。

施設担当者氏名（ ）

様式第三号中「あて先」を「宛先」とし、

- | | | |
|--------|---------|---|
| 1 献立作成 | 2 材料仕入れ | 3 |
| 5 食器洗浄 | 6 院外調理 | 7 |

調理 4 配ぜん等
その他 ()

- 」を「
- | | | |
|--------|---------|-------|
| 1 献立作成 | 2 材料仕入れ | 3 調理 |
| 5 食器洗浄 | 6 院外調理 | 7 その他 |

4 配膳等

他 ()

」を改める。

様式第四号及び様式第五号中「あて先」を「宛先」と改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県大規模小売店舗立地審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県大規模小売店舗立地審議会規則（平成十八年埼玉県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「産業労働部商業支援課」を「産業労働部商業・サービス産業支援課」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「食品安全局長」の下に「、雇用労働局長」を加える。

第三条の二第一項中「、主席県民相談員」及び「、主席社会教育主事、主任指導主事」を削る。

第四十条第二項ただし書中「売払」を「売払い」に、「自動販売器」を「自動販売機」に改め、同条第四項第二号中「本文」を「この項本文」に改める。

第五十四条第十二号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第五十八条第一項第三号中「（次項において「廃棄物処理手数料」という。）」を削り、同条第二項中「給与、児童手当、子ども手当、報酬、費用弁償、賃金、報償金、社会保険料、県費負担教職員に支給される旅費、廃棄物処理手数料、会議用負担金、研修参加者に係る負担金及び資料代、下水道使用料等、政令第六十一条第一項第十三号及び第十四号に規定する経費並びに生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百四十四号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に基づく扶助費に係る」を削る。

第六十条第一項第三号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加える。

第六十二条第一項第二号中「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の下に「（平成二十年法律第八十二号）」を加える。

第六十三条第一項中「既納部分、製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既納部分」に、「完成前」を「完成の前」に、「既納部分についてはこれ」を「購入契約については既納部分」に、「製造、修繕又は工事の既成部分についてはこれ」を「工事又は製造その他についての請負契約については既済部分」に改め、同項ただし書

中「製造、修繕又は工事の」を「工事又は製造その他についての請負契約に係る」に改め、同条第二項中「に係る」を「をしている場合における」に、「既成部分」を「既済部分」に改める。

第七十条第二項及び第三項中「、地域出納員」を削り、同条第五項中「場合又は」を「場合、」に、「場合は」を「場合又は基金と会計間の振替を行う場合は」に改める。

第八十条第五号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「、収入証紙」を加える。

第八十六条中「契約金額」の下に「又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額」を加える。

第八十八条第一項中「物件の」の下に「購入契約に係る」を加え、「製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分」に、「うえ」を「上」に改める。

第九十二条本文中「入札期日」の下に「（入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の末日。以下同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第九十三条第三項中「一般競争入札保証金」を「一般競争入札の入札保証金」に改める。

第一百三条第一項第一号中「収入印紙」の下に「、収入証紙」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 官公署と契約をするとき。

第一百三条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二百二十八条第四号中「第二百三十四条第二項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

第二百五十四条第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「含む」の下に「。次項において同じ」を、「その他のもの」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条第二項中「行政財産の使用で」を「法律第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産の使用許可で」に、「もの及び」を「もの若しくは」に、「法律第二百三十八条の四第七項の規定による許可」を「もの又は同条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項の規定による行政財産の貸付け若しくは普通財産の貸付けで次の各号に掲げるもの」に改め、同項第一号及び第二号中「使用」を「使用許可又は貸付け」に改め、同項第三号中「自動販売器」を「自動販売機」に、「使用」を「使用許可又は貸付け」に改め、同項第四号中「及び」を「又は」に、「使用」を「使用許可又は貸付け」に改め、同項第五号中「使用の許可」

を「使用許可又は貸付け」に、「行政財産の使用」を「公有財産の使用許可又は貸付け」に改める。

第五十五条の見出しを「（公有財産の使用許可等の権限の委任）」に改め、同条第一項中「行政財産」を「公有財産」に、「許可」を「使用許可及び貸付け」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

2 備品に係る帳簿が電磁的記録で作成されている場合における物品の出納の通知は、前項の規定にかかわらず、当該出納に係る決裁文書を出納員又は分任出納員に送付することにより行うものとする。ただし、出納員又は分任出納員が保管する備品を職員の使用に供するための出納の通知は、口頭により行うことができる。

第七十七条第一号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に、「及び」を「、収入証紙その他」に改める。

第七十八条ただし書中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「、収入証紙」を加える。

第七十九条第三項中「、知事が別に定めるものを除き」を削り、同条第四項ただし書中「物品供用引継書により」を削る。

第八十一条第二項ただし書中「この限りでない」を「物品保管転換請求書の送付を省略し、当該物品を取得した課長又は所長が保管転換を受けようとする課長又は所長に契約物品通知書を送付するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二項、第五項及び第六項の規定にかかわらず、第七十七条第一号の規定により帳簿の記載を省略することができる消耗品（会計管理者が定めるものを除く。）の保管転換については、物品保管転換請求書の送付等を省略することができる。

第九十条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第一項ただし書中「二万円」を「五万円」に改める。

第九十一条第一項中「二万円」を「五万円」に改める。

第二百五条の二中「（全日制の課程に限る。）の入学料」を「の入学料（口座振替の方法により収納した場合に限る。）」に改める。

第二百九条第一項の表企画財政部企画総務課、情報企画課及びシステム管理課の項中「、情報企画課」を削り、同表危機管理防災部危機管理課及び化学保安課の項中「及び化学保安課」を削り、同表産業労働部産業労働政策課及び産業支援課の項中「及び産業支援課」を削り、同表南児童相談所、川越児童相談所及び熊谷児童相

談所の項中「南児童相談所、」を削り、同表川越農林振興センターの項中

所長
担
る
ン
タ
本
務
く。

があらかじめ指定す 当部長（地域振興セ ー又は県税事務所を とする担当部長を除 く。）	所長があらかじめ指定 する職員（地域振興セ ンター又は県税事務所を 本務とする職員を除 く。）
---	---

を

所長があらかじめ指定す る管理担当部長	所長があらかじめ指定す る林業担当部長
------------------------	------------------------

所長があらかじめ指定
する職員（地域振興セ
ンター又は県税事務所を
本務とする職員を除
く。）

同

に改め、同項の次に次のように加える。

大里農林振興センター	
所長があらかじめ指定す る管理担当部長	所長があらかじめ指定す る農業支援担当部長
所長があらかじめ指定 する職員（地域振興セ ンターを本務とする職員 を除く。）	同
同	所長があらかじめ指定す

	る農村整備部担当部長	
地域振興センターを本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（地域振興センターを本務とする職員に限る。）	

第二百九条第一項の表大里農林振興センター及び春日部農林振興センターの項中「大里農林振興センター及び」を削り、「担当部長」を「副所長」に改め、同表農村整備計画センターの項を次のように改める。

農村整備計画センター	所長があらかじめ指定する担当部長（農林振興センターを本務とする担当部長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（農林振興センターを本務とする職員を除く。）
	農林振興センターを本務とする担当部長	所長があらかじめ指定する職員（農林振興センターを本務とする職員に限る。）

第二百九条第一項の表県土整備事務所の項中「同」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、同表南部教育事務所及び西部教育事務所の項中「南部教育事務所及び西部教育事務所」を「西部教育事務所及び北部教育事務所」に改め、同表総合教育センター深谷支所の項を削り、同表総合教育センター江南支所の項中「総合教育センター江南支所」を「総合教育センターの支所」に、「同」を「支所長があらかじめ指定する職員」に改め、同表県立歴史と民俗の博物館、県立さきたま史跡の博物館、県立近代美術館、県立文書館、県立長瀬げんきプラザ及び県立神川げんきプラザの項中「、県立長瀬げんきプラザ及び県立神川げんきプラザ」を「及び県立加須げんきプラザ」に改め、同表県立小川げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザの項中「県立小川げんきプラザ及び」を削り、同条第二項の表教育局の課（教育政策課を除く。）の項中「教育政策課」の下に「及び高校改革推進課」を加え、同表教育局教育政策課の項の次に次のように加える。

教育局高校改革推進課	主幹
------------	----

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、高等看

護学院、農林総合研究センターの支所（水産研究所に限る。）、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センターの支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項中「東部環境管理事務所」の下に、「環境整備センター」を、「県立嵐山史跡の博物館」の下に、「県立加須げんきプラザ」を加える。

第二百三十四条の見出しを「（公印等の届出）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 埼玉県立総合教育センター条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十九号）による廃止前の埼玉県立スポーツ研修センター条例（昭和五十七年埼玉県条例第六十一号）に基づく県立スポーツ研修センターに属する平成二十二年年度一般会計予算に係る第三十条、第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十三年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長（教育局スポーツ振興課長を含む。）」とする。

12 埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）に基づく県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ及び県立神川げんきプラザに属する平成二十二年年度一般会計予算に係る第三十条、第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十三年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長（教育局生涯学習文化財課長を含む。）」とする。

附則第十三項から第四十七項までを削る。

別表第一 1 中「梨谷齋」を「梨谷金額」に改め、同表中 8 を 9 とし、7 の次に次のように加える。

8 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約金額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約金額によるものとする。

別表第二十項中「はがき代」を「葉書代」に改め、同表第十七項中「並びに選挙公営に係る負担金」や「、選挙公営に係る負担金並びに地方公務員等共済組合法に基づいて団体職員に係る負担金」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第4（第17条関係）

項	区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	摘 要
1	資金前渡	資金前渡するとき。	資金前渡に要する額	
2	繰替払	現金払命令を発するとき。	現金払命令をしようとする額	
3	過年度支出	過年度支出を行うとき。	過年度支出を要する額	過年度支出の旨の表示をすること。
4	繰越し	当該繰越分を含む支出負担行為を行うとき。	繰越しをした金額の範囲内の額	繰越しの旨の表示をすること。
5	過誤払返納金の戻入	現金の戻入（又は戻入の通知）があつたとき。	戻入する額	翌年度5月31日以前に戻入があり、6月1日以降に通知があれば括弧書きによる。
6	債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為の額	
7	条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）	契約締結のとき（契約締結年度に支出を伴う場合に限る。）及び各会計年度の初日（契約締結年度の翌年度以降に限る。）	各会計年度の歳出予算の範囲内における契約金額	
8	支出事務の委託	資金を交付するとき。	交付しようとする額	

別記の表百四の二の項を次のように改める。

104の2	削除	
-------	----	--

様式第九号(三)中「・委託」を削除。

様式第九号(六)を削除。

様式第九号の二(二)中「・委託」を削除。

様式第九号の二(四)を削除。

様式第十八号(六)中「(170mm×182mm)」を削除し、同様式の備考を

次のように改める。

備考 本様式は、納入通知書兼領収書、納入通知書及び収納済通知書(様式第2

1号(3)、(4)及び(5))と組み合わせて使用することができる。

様式第二十一号(十)から様式第二十一号(十七)および次のように改める。

様式第21号(10)から様式第21号(17)まで 削除

様式第四十一号(十三)から様式第四十一号(十五)およびを削除。

様式第四十号の二を次のように改める。

様式第104号の2 削除

様式第百五号(五)中「会計管理課長 図」を「課(所)長

図」に改める。

様式第百五号(六)中「会計管理課出納員 図」を

「出納員
又は分任出納員

図」に改める。

」

様式第百五号(七)中「会計管理課出納員 様」を

「出納員
又は分任出納員

様」に改める。

様式第百二十号を次のように改める。

様式第百二十一号（九）を次のように改める。

様式第121号(9) (第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

債権管理簿

発生年度	年度	債権の分類	学校名		課程等		学科		学年		歳入徴収権者	
番号	氏名	債権金額(年額)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
			納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日	納期限 月 日
	年額	円	債権額									
			収納金額									
			収納年月日									
			備考									
	年額	円	債権額									
			収納金額									
			収納年月日									
			備考									
	年額	円	債権額									
			収納金額									
			収納年月日									
			備考									
	年額	円	債権額									
			収納金額									
			収納年月日									
			備考									

備考 本簿は、高等学校(全日制の課程及び専攻科)の授業料について使用すること。

様式第百二十一号 (十) 中

年度	債権の分類	
----	-------	--

納期限	その他の事項	年額	円	を	
-----	--------	----	---	---	--

年度	債権の分類	納期限	その他の事項	年額
----	-------	-----	--------	----

円	歳入徴収権者		に改め、同様式の備考中「全日割の課程、」	
---	--------	--	----------------------	--

及び「及び専攻科」を削る。

様式第百三十一号 (一) (物品の出納簿附表を除く。) を次のように改める。

様式第三百三十三号（一）の備考を削る。

様式第三百三十六号の備考を次のように改める。

論議 品目ごとに別紙とすること。

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第七十九条第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県警察公舎管理規則（昭和五十年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、室」を「並びに室」に改め、「隊」の下に「（同規則第七十五条第一項の附置機関を除く。）」、さいたま市警察部総務課、方面本部」を加える。

第四条中「で、承認権者が職務上居住の必要があると認められたもの」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、承認権者が公舎に入居させる特別の事情があると認める者については、この限りでない。

第六条中「独身待機寮又は待機宿舎」を「公舎」に改め、「所属長」の下に「（第四条ただし書の承認権者が公舎に入居させる特別の事情があると認める者にあつては、警務部厚生課長。次条第二項において同じ。）」を加える。

第十二条中「を經由して（管理人が置かれていない公舎にあつては、直接）」を「（管理人が置かれていない公舎にあつては、警務部厚生課長。第十六条において同じ。）を經由して」に改める。

第十六条中「次条」を「次条第一項」に改め、「（管理人が置かれていない公舎にあつては、直接）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十三号中「、家庭地域連携課及び人権教育課」を「及び家庭地域連携課」に改める。

第十四条第二十五号中「及びスポーツ振興課」を「、スポーツ振興課及び人権教育課」に改め、同条第二十六号中「県立げんきプラザ（）」の下に「県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び」を加え、同条第二十七号中「県立川の博物館」の下に「、県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ」を加える。

第十五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四の四級の項を次のように改める。

四 級	
1	小学校等の事務主査の職務
2	困難な業務を処理する小学校等の事務主任の職務

別表第四の五級の項中「事務主査」を「事務主幹」に改め、同表六級の項中「小学校等」を「困難な業務を処理する小学校等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

規 則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十六号

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「又は公益的法人等派遣条例第六条」を「、公益的法人等派遣条例第六条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第十条」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に、「第六号」を「第五号」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とする。
第五条第一項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十七号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「条例第十四条に規定する病気休暇又は」を削り、「勤務時間等規則第十二条第一項第二十号」を「勤務時間等規則第十二条第一項第二十一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 職員が、条例及び勤務時間等規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿（別表第三の五）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願出しなければならない。

第十条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

一 連続する八日以上の間期の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間等規則第十条第一項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が三日以下であるものを除く。）

二 請求に係る病気休暇の期間の初日前一月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して五日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

第十七条の六の次に次の五条を加える。

（修学部分休業の承認申請）

第十七条の七 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の二第一項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、

原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、修学部分休業承認申請書（別表第八の十）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（修学状況変更届）

第十七条の八 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（別表第八の十一）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（修学部分休業取消申請書）

第十七条の九 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（別表第八の十二）を教育委員会に提出しなければならない。

（自己啓発等休業の承認申請）

第十七条の十 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第二条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、自己啓発等休業条例第七条第一項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の一月前までに、自己啓発等休業承認申請書（別表第八の十三）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業状況報告書）

第十七条の十一 職員は、自己啓発等休業条例第九条第一項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（別表第八の十四）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

第二十二条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表第三の四の次に次の一表を加える。

別表第3の5（第10条関係）

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名				申請者印	期 間				期間の連続性の有無等	理 由	証明書類の有無	備 考
承認月日	申請月日	承認					月	日	時	分から				
		決裁権者				月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		
・	・					月	日	時	分から	日	時	<input type="checkbox"/> 有（合計 日） <input type="checkbox"/> 無		

- 備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
- 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

別表第八の二を次のように改める。

別表第8の2（第17条の2関係）

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名

職 名

氏 名^印

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。） ----- -----	
	3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号）に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には \surd 印を記入すること。

別表第八の九の次に次の五表を加える。

別表第8の10（第17条の7関係）

修学部分休業承認申請書				
埼玉県教育委員会 様		年 月 日		
		学校名	職名	
		氏	名 [㊤]	
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。				
1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間 分	
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
6 備考				

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

別表第8の11（第17条の8関係）

修学状況変更届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職名

氏

名[Ⓜ]

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1 該当する□には、**レ**印を記入すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

別表第8の12（第17条の9関係）

修学部分休業取消申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名
氏 名^①

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

別表第8の13（第17条の10関係）

自己啓発等休業承認申請書			
		年 月 日	
埼玉県教育委員会 様		学校名	職名
		氏	名 [㊤]
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。			
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）		
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称	
		大学等の所在地	
		課程（修業年限）	（ 年）
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活動組織	
		活動国・地域	
		活動内容	
		活動期間	
	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで	
	活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考			

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□には、印を記入すること。

別表第8の14（第17条の11関係）

自己啓発等休業状況報告書

埼玉県教育委員会 様

年 月 日

学校名 職名
氏 名[㊤]

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 理由

(注) 該当する□には[㊤]印を記入すること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の表副校長、教頭及び事務長の項区分の欄中「及び事務長」を「、事務長及び担当部長」に改め、同表事務職員（事務長を除く。）、技術職員及びその他の職員の項区分の欄中「事務長」の下に「及び担当部長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

283 主要地方道さいたま菖蒲線	北足立郡伊奈町寿2丁目279番地先から 北足立郡伊奈町寿2丁目154番地先まで
284 主要地方道蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字間松10034番1地先から 北足立郡伊奈町寿2丁目279番地先まで
285 伊奈町道15号	北足立郡伊奈町大字小室字田10538番1地先から 北足立郡伊奈町大字小室字間松10034番1地先まで
286 県道さいたまふじみ野所沢線	さいたま市中央区円阿弥7丁目156番1地先から さいたま市中央区上落合8丁目873番2地先まで
287 県道新方須賀さいたま線	さいたま市大宮区吉敷町1丁目63番2地先から さいたま市中央区上落合9丁目868番3地先まで

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七 九三〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二一）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「一級上位の職務の級」の下に「（第一号に掲げる場合にあつては、上位の職務の級）」を加える。

第二十二條第二項中「前二条」を「前三条」に改める。

別表第一イの表四級の項及び五級の項を次のように改める。

四級	五級
1 困難な業務を分掌する主査の職務	1 主幹の職務
2 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務	2 地域機関の担当部長の職務
3 困難な業務を処理する主任の職務	

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九三一

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八五四）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「又は公益的法人等派遣条例第六条」を「、公益的法人等派遣条例第六条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第十条」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に、同項第一号及び第二号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第三号中「第六号」を「第五号」に、「改正職員条例附則第十八項」を「改正条例附則第十八項」に改め、同項第四号イ中「、学校職員勤務時間条例」を「、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五条第一項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九三二

給料の調整額に関する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「同法第十七条」を「育児休業法第十七条」に改める。

第二条中「第八項」を「第八項から第十項まで」に改める。

別表第一勤務箇所の欄中「中央児童相談所」の下に「南児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九三三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	二種
	課長	三種
知事部局	図書室長	四種
	副課長	四種
	本庁部長	一種
	知事室長	一種
	総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）	
	会計管理者	
	参事（人事委員会が定めるものに限る。）	
	東京事務所長	
	総合リハビリテーションセンター長	
	本庁副部長	二種
	参事	
	報道長	
	総合調整幹	
	改革政策局長	

<p>地域政策局長 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 地域振興センター所長 県税事務所長（浦和、大宮） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 総合リハビリテーションセンター局長 精神保健福祉センター長 保健所長（川口、春日部） 衛生研究所長 産業技術総合センター副センター長 創業・ベンチャー支援センター所長 農林振興センター所長 農業大学校長 農林総合研究センター所長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、越谷） 総合技術センター所長</p>	<p>本庁課（所）長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 政策幹 行政監察幹 技術評価幹 危機対策幹 主席協同組合検査員</p>
	<p>三種</p>

副参事

東京事務所副所長

地域振興センター副所長

地域振興センター地域防災幹

川越比企地域振興センター東松山事務所長

北部地域振興センター本庄事務所長

県税事務所長

自動車税事務所支所長

県営競技事務所長

平和資料館長

パスポートセンター副所長

パスポートセンター支所長

婦人相談センター所長

男女共同参画推進センター所長

消費生活支援センター所長

消防学校長

防災航空センター所長

環境管理事務所長

環境科学国際センター室長

環境整備センター所長

福祉事務所長

総合リハビリテーションセンター医療局副局長

総合リハビリテーションセンター医療局医療

安全管理幹

精神保健福祉センター副センター長

児童相談所長

埼玉学園長

保健所長

衛生研究所副所長

高等看護学院長

動物指導センター所長

食肉衛生検査センター所長

食肉衛生検査センター北部支所長

<p>計量検定所長</p> <p>産業技術総合センター室長</p> <p>産業技術総合センター北部研究所長</p> <p>創業・ベンチャー支援センター副所長</p> <p>高等技術専門校長</p> <p>職業能力開発センター所長</p> <p>農林振興センター副所長</p> <p>病害虫防除所長</p> <p>家畜保健衛生所長</p> <p>秩父高原牧場長</p> <p>農林総合研究センター副所長</p> <p>農林総合研究センター研究所長</p> <p>農林総合研究センター畜産研究所長</p> <p>農林総合研究センター森林・緑化研究所長</p> <p>花と緑の振興センター所長</p> <p>寄居林業事務所長</p> <p>農村整備計画センター所長</p> <p>県土整備事務所長</p> <p>総合技術センター総合技術幹</p> <p>総合技術センター主席工事検査員</p> <p>西関東連絡道路建設事務所長</p> <p>総合治水事務所長</p> <p>八潮新都市建設事務所長</p> <p>大宮公園事務所長</p> <p>建築安全センター所長</p> <p>営繕工事事務所長</p>	<p>本庁副課（所）長</p> <p>知事室長付副室長</p> <p>副報道長</p> <p>副総合調整幹</p> <p>調整幹</p> <p>主席県民相談員</p> <p>出納審査幹</p> <p>地域振興センター地域調整幹</p>
	<p>四種</p>

県税事務所副所長
自動車税事務所副所長
県営競技事務所副所長
平和資料館副館長
パスポートセンター副支所長
婦人相談センター副所長
男女共同参画推進センター副所長
消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
主席講師
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
精神保健福祉センター社会復帰部長
児童相談所副所長
越谷児童相談所草加支所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所微生物・ウイルス感染症室長
衛生研究所食品媒介感染症室長
衛生研究所化学検査室長
衛生研究所支所長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所技術支援交流室長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長

	<p>家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 農林総合研究センター室長 農林総合研究センター総務部長 農林総合研究センター研究所副研究所長 花と緑の振興センター副所長 寄居林業事務所副所長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹（人事委員会が定めるものに限る。） 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕工事事務所副所長 総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 図書館長 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	<p>一種 二種</p>
	<p>本局課長 副参事 報道幹 学校管理幹</p>	<p>三種</p>

<p> 学校評価幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長 武道館長 </p>	<p> 本局副課長 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 </p>
<p>四種</p>	

警察本部	
<p>警察本部</p> <p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>財務局長</p> <p>組織犯罪対策局長</p> <p>方面本部長</p> <p>運転免許本部長</p> <p>参事</p> <p>参事官</p> <p>理事官</p> <p>警察学校長</p> <p>警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>警察本部の課（室・所・隊）長</p> <p>監察官</p> <p>聴聞官</p> <p>管理官</p> <p>訟務官</p> <p>主席師範</p> <p>総括調査官</p> <p>市警察部副部長</p> <p>市警察部の課長</p> <p>方面本部副本部長</p> <p>警察学校副校長</p> <p>警察署長</p> <p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大</p>	<p>伊奈学園総合高等学校事務局長</p> <p>大宮中央高等学校事務局長</p> <p>県立学校事務部長</p> <p>伊奈学園総合高等学校事務局次長</p> <p>大宮中央高等学校事務局次長</p> <p>県立学校事務室長</p> <p>県立学校事務局長</p>
三種	七種 一 二 三 四 五 六 七

<p>宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p>	<p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長</p>
<p>四種</p>	

		国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長				
監査事務局		術科教養部長 副隊長 次席 警察署副署長				
		事務局長 事務局長 事務局長 事務局長 事務局長				
人事委員会事務局		主席監査員 課長 副事務局長 参事 参事 副事務局長 課長 副課長				
労働委員会事務局		事務局長 参事 副事務局長 課長 副課長				
収用委員会事務局		事務局長 副課長 課長 副事務局長 参事				
		三種	四種	三種	二種	一種

別表第二の一五級の部七種の項を削る。
別表第三の一五級の部七種の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 行政職給料表の職務の級五級に属する職員のうち、別表第一に掲げるその者の占める職に対応する同表の区分欄に掲げる区分がその者の属する職務の級に係る別表第二の一及び別表第三の一の表の職務の級欄に掲げる級に対応するこれらの表の区分欄にない職員については、改正後の別表第二の一及び別表第三の一の表にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九三四

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四）の一部を
次のように改正する。

第四条中「中央児童相談所」の下に「、南児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九三五

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「同法」を「育児休業法」に、「及び第五号」を「又は第五号」に改め、同項第二号中「及び第五号」を「又は第五号」に改め、同項第三号中「埼玉県条例第二号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「当該数」を「勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「及び第五号」を「又は第五号」に改め、同項第四号中「短時間勤務職員」の下に「（以下「短時間勤務職員」という。）」を加え、「埼玉県条例第二号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「当該数」を「勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「及び第五号」を「又は第五号」に改める。

第五条第四項第一号及び第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同項第三号中「埼玉県条例第二号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「当該数」を「勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同項第四号中「育児休業法第十八条第一項に規定する」を削り、「埼玉県条例第二号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「当該数」を「勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に、「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

別表を次のように改める。

級別区分	公署	所在地
一級地	大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木向舩五九四四の二

秩父警察署中津川駐在所 秩父市中津川四五〇

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九三六

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一〇六）の一部を次のように改正する。

別表勤務箇所の欄中「スポーツ研修センター」を削り、同表総合教育センターの項を次のように改める。

総合教育センター江南支所	実習生若しくは研修生の生活指導又は農場若しくは家畜の管理
--------------	------------------------------

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一二 一二〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二 六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項中「食品安全局長」を 「食品安全局長」 に、「部

雇用労働局長」

の副参事」を「副参事」に、「秘書課の主査及び主任（秘書事務を所掌するものに限る。）」を「秘書課の主査（秘書事務を所掌するものに限る。）」に改める。

別表備考第一項第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一七 二〇

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 四）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公立大学法人埼玉県立大学」を「公益財団法人埼玉県芸術文化振興公立大学法人埼玉県立大学」を

財団 に、「財団法人いきいき埼玉（平成元年十月一日に財団法人埼玉県民活動

総合センター」という名称で設立された法人をいう。）を「財団法人いきい

き埼玉（平成元年十月一日に財団法人埼玉県民活動総合センター」という名称で設

立された法人をいう。）に、「財団法人埼玉県国際交流協会（昭和六十二年六月

一日に財団法人埼玉県国際交流協会」という名称で設立された法人をいう。）を

「財団法人埼玉県国際交流協会（昭和六十二年六月一日に財団法人埼玉県国際交流

財団法人埼玉県産業振興公社（昭和四十八年四月二十六日に財団法人埼玉中小

協会」という名称で設立された法人をいう。）を「財団法人埼玉県中小

企業振興公社」という名称で設立された法人をいう。）に、
「財団法人埼玉県中小企業振興公社（昭和二十三年八月二十七日に財団法人埼玉県消防協会」という名称で設立され

た法人をいう。）を「財団法人埼玉県消防協会（昭和二十三年八月二十七日に財団法人埼玉県消防協会」という名称で設立された法人をいう。）に改める。
附 則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第2号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

統計課	統計相談の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間に平均して1週間につき38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その制限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
-----	----------------	--	------------------	----------	--

を

職員健康支援課	地方職員共済組合埼玉診療所の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間に平均して1週間に	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その制限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
---------	-------------------------	---	------------------	----------	--

に

		いて38時間 45分			
統計課	統計相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

なお、回表の種別が「農業者」のときは「農業者」及び「農業者」の次に「及び農業者」とし、回表の種別が「若年者の」や「若年者の」の場合は「若年者の」

農林総合研究センター	畜産業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。
花と緑の振興センター	全職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

を

花と緑の振興センター	全職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。
------------	-----	------------------------	-------	------------------------------	-------

のNo。

年度

この表は、平成二十三年四月一日から施行する。

に

埼玉県訓令第4号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「食品安全局長」の下に「、雇用労働局長」を加える。

第十一条第一項ただし書中「休暇簿（様式第七号）」を「年次休暇、特別休暇又は組合休暇にあつては休暇簿（様式第七号）」を、病気休暇にあつては病気休暇簿（様式第七号の二）」に改め、同条第五項中「引き続き七日を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 連続する八日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間規則第九条第一項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、職員の休日及び職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が三日以下であるものを除く。）

二 請求に係る病気休暇の期間の初日前一月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して五日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

第十二条の次に次の五条を加える。

（修学部分休業の承認申請）

第十二条の二 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、修学部分休業承認申請書（様式第十一号の二）を所属長に提出しなければならない。

2 決裁権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認めるときは、書類の提出を求めることができる。

（修学状況変更届）

第十二条の三 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設

の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（様式第十一号の三）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（修学部分休業取消申請書）

第十二条の四 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（様式第十一号の四）を所属長に提出しなければならない。

（自己啓発等休業の承認申請）

第十二条の五 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第二条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、自己啓発等休業条例第七条第一項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の一月前までに、自己啓発等休業承認申請書（様式第十一号の五）を所属長に提出しなければならない。

2 決裁権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業状況報告書）

第十二条の六 職員は、自己啓発等休業条例第九条第一項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（様式第十一号の六）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

第十三条中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第7号の2 (第11条関係)

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名				申請者印	期 間			期間の連続性の有無等	理 由	証明書類の有無	備 考	
承認月日	申請月日	承認												
		決裁権者					月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		
・	・						月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		
・	・						月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		
・	・						月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		
・	・						月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		
・	・						月	日	時	分から	日	□有 (合計 日)		
・	・						月	日	時	分まで	時	□無		

- 備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
- 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは、今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

様式第十一号の次に次の五様式を加える。

様式第11号の2 (第12条の2関係)

修学部分休業承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名印

次のとおり修学部分休業の承認を申請します。

1 教育施設名				2 通 学 時 間 (職場～教育施設)	時間	分	
3 修学内容等							
4 申請期間	年	月	日から	年	月	日まで	
5 休業時間	毎日	年	月	日から	年	月	日まで
		時	分	分	時	分	分
	月	時	分	分	時	分	分
		時	分	分	時	分	分
	火	時	分	分	時	分	分
		時	分	分	時	分	分
	年 月 日から 年 月 日まで						
	毎日	年	月	日から	年	月	日まで
		時	分	分	時	分	分
	月	時	分	分	時	分	分
時		分	分	時	分	分	
火	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
年 月 日から 年 月 日まで							
毎日	年	月	日から	年	月	日まで	
	時	分	分	時	分	分	
月	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
火	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
年 月 日から 年 月 日まで							
毎日	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
月	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
火	時	分	分	時	分	分	
	時	分	分	時	分	分	
年 月 日から 年 月 日まで							
6 備考							

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

修学状況変更届

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名 氏 名印

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、✓印を記入すること。

修学部分休業取消申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏

名印

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので届け出ます。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名 印

次のとおり自己啓発等休業の承認を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 (2及び3に記入)					
	<input type="checkbox"/> 期間の延長 (2及び4に記入)					
2 自己啓発等休業の内容	大学等の名称					
	大学等の所在地					
	課程 (修業年限)	(年)				
	履修の期間	年 月 日から	年 月 日まで			
	活動組織					
	活動国・地域					
	活動内容					
3 申請期間	活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで		
		活動国滞在	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで				
4 延長の期間	既に自己啓発等休業をしている期間					
	年 月 日から	年 月 日まで				
5 備考						

(注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。

- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程を履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□には、△印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名

職 名 氏 名印

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している、又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 報告の事由が発生した理由

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

様式第十三号の二を次のように改める。

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名 氏 名[㊟]次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長
(再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。)		
.....		
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号)に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には \surd 印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第五号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四十一号中

白
ズ
ボン
ン
一
一

を

ズ

ボ
ン
一
一

に改め、同表第四十二号中

帽
白

子
一
一
衣
一
一

を

白
衣
一
一

に改め、同表第四

十四号中

フ
ード
ゴム
キャップ
一
一

を

フ
ード

ド
一
一

に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第六号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

総合リハビリテーションセンター	看護補助の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合、1時間又は45分とし、その時限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
-----------------	----------------	---	-------	----------	--

別表越谷児童相談所の項及び埼玉学園の項を次のように改める。

越谷児童相談	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
埼玉学園	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7時間45分の場合は45分以上2時間30分以内とし、その時限は、業務の実

					情に及び所属 長が定める。
--	--	--	--	--	------------------

別表農林総合研究センターの項中「~~基礎業務~~」を「~~家畜の飼育の業務~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中、

特別徴収課税調査課

特税

を「特別徴収対策課

特対

」に改め、同表新産業育成

課の項を削り、同表中、

商業支援課

商業

」を「

商業・サービス産業支援課

商サ

」に改め、同表経済流通課の項

を削り、同表中、

農地活用推進課

農活

」を「農業ビ

ジネス支援課

農ビ

」に改める。

別表所の文書記号の表中

埼玉県産業技術総合センター	産技総
埼玉県創業・ベンチャー支援センター	創ベセ

産技総	創ベセ
-----	-----

を「

埼玉県創業・ベンチャー支援センター	創ベセ
埼玉県産業技術総合センター	産技総

」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別添中 埼玉県税事務所長印	方 21	埼玉県税事務所長印
------------------	---------	-----------

個人事業税、不動産取得税及び敏区税の納税通知書、県税（個人県民税、自動車取得税及び自動車税を除く。）の過誤納金還付（充当）通知書、督促状及び催告書、法人の県民税に係る利子割額の控除不足額還付（充当）通知書並びに個人事業税振替済通知書（電子計算機により作成するものに限る。）用並びに滞納処分のための財産調査事務用	税務課長 特別徴収課税調査課長
---	--------------------

<p>埼玉県税務事務所長印</p>	<p>方 21</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>埼玉県税務事務所長印</p> </div>	<p>個人事業納税通知 取得税及 金還付（ 書、法人 不足額還 業税振替 成するも のため</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>埼玉県税務事務所長印</p> </div>	<p>証明書（ に限る。</p>

<p>税、不動産取得税及び釧路区税の 書、県税（個人県民税、自動車 及び自動車税を除く。）の過誤納 充当）通知書、督促状及び催告 の県民税に係る利子割額の控除 付（充当）通知書並びに個人事 済通知書（電子計算機により作 のに限る。）用並びに滞納処分 財産調査事務用</p>	<p>税 務 課 長 特 別 徴 収 対 策 課 長</p>
--	------------------------------------

「 特 別 徴 収 対 策 課 長
に 限 る 。

<p>電子計算機により作成するもの 用</p>	<p>税 務 課 長</p>
-----------------------------	----------------

別徴収課税調査課長
税事務所所長

を

特別徴収対策課長
県税事務所所長

に改め

る。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二スポーツ研修センター所長の項を削り、同表げんきプラザ所長の項委任事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四市町村支援部の表スポーツ振興課の項第四号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県立総合教育センター所長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県立総合教育センター所長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令

埼玉県立総合教育センター所長の職務の特例を定める訓令（平成十二年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前島 富雄

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育機関の項中

県立総合教育センター	総セ
県立スポーツ研修センター	研セ

を

県立総

合教育センター

総セ

に、

県立文書館	文書
県立長瀬げんきプラザ	長プ
県立加須げんきプラザ	加プ
県立小川げんきプラザ	小プ
県立神川げんきプラザ	神プ

を

県立文書館	文書
県立加須げんきプラザ	加プ

に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表県立スポーツ研修センターの項を削り、同表県立浦和図書館の項職員の欄中「同右」を「全職員」に改め、同表県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ及び県立神川げんきプラザの項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「休暇簿（様式第七号）」を「年次休暇、特別休暇又は組合休暇にあつては休暇簿（様式第七号）」を、病気休暇にあつては病気休暇簿（様式第七号の二）」に改め、同条第五項中「引き続き七日を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 連続する八日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間規則第九条第一項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、職員の休日及び職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が三日以下であるものを除く。）
 - 二 請求に係る病気休暇の期間の初日前一月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して五日以上である場合における当該請求に係る病気休暇
- 第十四条の次に次の五条を加える。

（修学部分休業の承認申請）

第十四条の二 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、修学部分休業承認申請書（様式第十六号の二）を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（修学状況変更届）

第十四条の三 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（様式第十六

号の三)を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(修学部分休業取消申請書)

第十四条の四 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書(様式第十六号の四)を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

(自己啓発等休業の承認申請)

第十四条の五 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。)第二条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、自己啓発等休業条例第七条第一項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の一月前までに、自己啓発等休業承認申請書(様式第十六号の五)を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業状況報告書)

第十四条の六 職員は、自己啓発等休業条例第九条第一項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書(様式第十六号の六)を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

第十五条中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第7号の2（第10条関係）

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名				申請者印	期 間					期間の連続性の有無等	理 由	証明書類の有無	備 考
承認月日	申請月日	承認 決裁権者					月	日	時	分から	日				
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					
・	・						月	日	時	分から	日	□有（合計 日） □無		□有 □無	
						月	日	時	分まで	時					

- 備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
- 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは、今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

様式第十六号の次に次の五様式を加える。

様式第16号の2 (第14条の2関係)

修学部分休業承認申請書						
					年 月 日	
埼玉県教育委員会 様			所属所名			
			職 名 氏 名 [㊤]			
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。						
1	教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)		時間 分	
3	修学内容等					
4	申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
5	休業時間	年 月 日から		年 月 日まで		
		毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
		月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
		火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
		年 月 日から		年 月 日まで		
		毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
		月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
		火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
		年 月 日から		年 月 日まで		
		毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
		月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
		火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
		年 月 日から		年 月 日まで		
		毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
		月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
		火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
6	備考					

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

修学状況変更届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏 名[㊤]

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、印を記入すること。

修学部分休業取消申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏 名[㊤]

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」その旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

様式第16号の5（第14条の5関係）

自己啓発等休業承認申請書				
		年 月 日		
埼玉県教育委員会 様		所属所名		
		職 名 氏 名 [㊤]		
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。				
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程（修業年限）	（ 年）	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織	活動国・地域	
			活動内容	
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
			活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
 ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程を履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する□には、印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

埼玉県教育委員会 様

年 月 日

所属所名
職 名 氏 名[㊤]

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

（大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで）

3 報告の事由が発生した理由

（注）該当する□には✓印を記入すること。

様式第十九号の二を次のように改める。

様式第19号の2 (第17条の2関係)

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏

名[㊟]

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。)	
	----- -----	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号)に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には \surd 印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「スポーツ研修センター、」を削り、「げんきプラザ（名栗げんきプラザ及び大滝げんきプラザを除く。）」を「加須げんきプラザ」に改め、同表第

七号中

「白衣

二

一

」を

白衣

上衣

スカート又はスラックス

二	二
一	一

に改め、同表第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 前 島 富 雄

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立所沢おおぞら特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立深谷はばたき特別支援学校

深は特

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四事務局職員の仕事等に関する事務の項委員長専決事項の欄中12を15とし、11を14とし、同欄10中「9」を「12」に改め、同欄中10を13とし、9を12とし、同欄8中「7」を「10」に改め、同欄中8を11とし、7を10とし、6の次に次のように加える。

7 地公法第二十六条の二第一項の規定に基づき、事務局長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号。以下「修学部分休業条例」という。）第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

8 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第二条又は第七条の規定に基づき、事務局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

9 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。
同項事務局長専決事項の欄中22を25とし、17から21までを20から24までとし、同欄16中「15」を「18」に改め、同欄中16を19とし、15を18とし、同欄14中「13」を「16」に改め、同欄中14を17とし、13を16とし、12の次に次のように加える。

13 地公法第二十六条の二第一項の規定に基づき、参事、副事務局長、課長の修学部分休業の承認をし、又は修学部分休業条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

14 自己啓発等休業条例第二条又は第七条の規定に基づき、参事、副事務局長、課長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

15 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中13の次に次のように加える。

- 14 職員の修学部分休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二二―一）第二条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に應ずること。
- 15 職員の自己啓発等休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二二―一）第三条の規定に基づき、教育施設を定める場合の協議に應ずること。
別表第四総務給与課長専決事項の欄中10を13とし、9を12とし、同欄8中「7」を「10」に改め、同欄中8を11とし、7を10とし、同欄6中「5」を「8」に改め、同欄中6を9とし、5を8とし、4の次に次のように加える。
- 5 地公法第二十六条の二第一項の規定に基づき、職員（事務局長、参事、副事務局長、課長を除く。）の修学部分休業の承認をし、又は修学部分休業条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。
- 6 自己啓発等休業条例第二条又は第七条の規定に基づき、職員（事務局長、参事、副事務局長、課長を除く。）の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
- 7 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、6の承認を取り消すこと。
同表任用審査課長専決事項の欄中12の次に次のように加える。
- 13 勤務時間規則第十条第三項第三号の規定に基づき、定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で、当該通院加療のため病気休暇を使用することについての協議に應ずること。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑

博

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「水道業務課」を「水道企画課」に、「水道施設課」を「水道管理課」に改め、「水道整備課」を削り、同条第二項中第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第十二号から第十四号まで」を「第十二号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 省エネルギーの推進に関すること。

第二条第五項中「水道業務課」を「水道企画課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 工業用水道事業及び水道事業の国際技術支援に関すること。

第二条第六項中「水道施設課」を「水道管理課」に改め、同項第一号中「に関すること」を「建設及び改築の工事に関すること」に改め、同項第二号中「及び水質管理センター」を「水質管理センター及び水道整備事務所」に改め、同条第七項を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、次の表の上覧に掲げる機関の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関の職を命ぜられたものとする。

企業局水道業務課	企業局水道企画課
企業局水道施設課	企業局水道管理課
企業局水道整備課	企業局水道管理課

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「水道業務課長、水道施設課長、水道整備課長」を「水道企画課長、水道管理課長」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第十三条の三 管理者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他の管理者が別に定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、修学部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）の例による。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「限る」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 就業規程第十三条の三に規定する修学部分休業をしている職員が現場業務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から週休日、休日等及び修学部分休業により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、この規程の規定（前項を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。

第十四条中「第六号（）」の下に「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）」、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）」を加える。

附則第六項中「一種」の下に「及び二種」を、「平成二十一年四月一日」の下に「（二種とされている職にある職員にあつては、平成二十三年四月一日）」を加え、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。
別表第三を次のように改める。

別表第三（第二条関係）

企業職給料表（一）級別職務区分表

職務の級	機関の区分	各機関共通	本庁	地域機関 共通
十級				
九級			局長 参事	局付
八級			参事 管理担 当部長 水道担 当部長	局付 契約局長
七級			課長 調整幹	局付 副参事 主席工 事検査 員
六級			副課長 調整幹 主幹 副室長 副主席 工事検 査員	課付 主任工 事検査 員
五級			主幹	課付 主任工 事検査 員
四級			主査	課付 工事検 査員
三級			主任 専門員	課付 工事検 査員
二級			主事 技師 事務嘱 託	
一級			主事 技師 事務嘱 託	

主任
専門員
技師
事務嘱
託
技術嘱
託（高度
託）
の知識
又は経
験を必
要とす
る職務
に限
る。）

地域整備	事務所	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場	水質管理センター	第一水道整備事務所	第二水道整備事務所	所
	場長									
所長			場長	場長	場長	場長	所長	所長	所長	
副所長	副場長	副場長	副場長	副場長	副場長	副場長	副所長	副所長		
	部長	部長	部長	部長	部長	部長				

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

別表第四の四級の項中、「主任の」を「主任又は専門員の」に改め、同表の五級の項中「従事する主任の」を「従事する主任又は専門員の」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第三条関係）

職		区分
局長		一種
参事		二種（管理者が別に定める場合） 一種
管理担当部長 水道担当部長 契約局長 大久保浄水場長		二種
本庁の各課長 技術評価幹 主席工事検査員 副参事		三種
地域機関の長（大久保浄水場長を除く。）		四種（管理者が別に定める場合） 三種
調整幹		四種（管理者が別に定める場合） 三種
副課長 副室長 副主席工事検査員 副場長 副所長		四種

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「副課長及び副室長」を「副課長、副室長、副主席工事検査員及び主任工事検査員」に改め、「課に属さない主幹」の下に「（副主席工事検査員及び主任工事検査員を除く。）」を加える。

第十七条第四項第二号中「副課長の職務」を「副課長（副主席工事検査員を含む。以下同じ。）の職務」に改める。

別表第三管理者決裁事項の欄第五号中「4」を「6」に、第七号中「6」を「8」に、第十号中「9」を「11」に改め、第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

4 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第四において「地公法」という。）第二十六条の五第五項の規定に基づき、4の承認を取り消すこと。

別表第三管理者決裁事項の欄に次の一号を加える。

13 就業規程第十三条の三の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

別表第三局長及び参事の専決事項の欄第九号中「7」を「10」に、第十一号中「9」を「12」に改め、第十五号を第十八号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

17 就業規程第十三条の三の規定に基づき、副参事、技術評価幹、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

別表第三局長及び参事の専決事項の欄第十四号を第十六号とし、第八号から第

十三号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

8 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、技術評価幹、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

9 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。

別表第三水道担当部長の専決事項の欄中「水道業務課長、水道施設課長、水道整備課長」を「水道企画課長、水道管理課長」に、「水道業務課長、水道施設課長及び水道整備課長」を「水道企画課長及び水道管理課長」に改める。

別表第四中「水道業務課」を「水道企画課」に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項及び次の項において「地公法」という。）」を「地公法」に改め、同表水道施設課の部及び水道整備課の部を削り、水道管理課の部を次のように加える。

水 道 管 理 課

一 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に関する事務

1 法第五条第一項の規定に基づき、高圧ガスの製造の許可申請をすること。

2 法第十四条第一項の規定に基づき、製造のための施設等の変更の許可申請をすること。

3 法第二十条第一項の規定に基づき、完成検査の申請をすること。

4 法第二十一条第一項の規定に基づき、製造の開始又は廃止の届出をすること。

5 法第二十六条第一項の規定に基づき、危害予防規程の届出をすること。

6 法第二十七条第一項の規定に基づき保安教育計画に関すること。

7 法第三十五条第一項の規定に基づき保安検査に関すること。

<p>二 電気事業法に関する事務</p>		<p>三 電気関係報告規則（以下この項において「規則」という。）に関する事務</p>
<p>8 法第六十三条第一項の規定に基づき、事故の届出をすること。</p>	<p>電気事業法第四十八条第一項の規定に基づき、自家用電気工作物の設置又は変更の工事計画の届出をすること。</p>	<p>1 規則第三条第二項の規定に基づき、感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故及び電気火災事故の報告をすること。</p> <p>2 規則第五条第二号の規定に基づき、自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路の廃止の報告をすること。</p>

<p>四 電波法（以下この項において「法」という。）に関する事務</p>	<p>五 工業用水道事業法に関する事務</p>	<p>六 埼玉県工業用水道事業給水規程（以下この項において「規程」という。）に関する事務</p>	<p>七 水道法に関する事務</p>
<p>1 法第六条第一項の規定に基づき、無線局の免許を受けること。</p> <p>2 法第二十二條の規定に基づき、無線局の廃止の届出をすること。</p>	<p>工業用水道事業法第十三條の規定に基づき、給水開始前の届出をすること。</p>	<p>1 規程第七条ただし書の規定に基づき、量水器について別に定める基準によることができる者を決定すること。</p> <p>2 規程第十四條第二項の規定に基づき、受水その設置及び増設等について必要な指示をすること。</p>	<p>水道法第三十一條の規定で準用する同法第十三條第一項の規定に基づき、給水開始前の届出をすること。</p>

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第四号中「水道業務課長、水道施設課長、水道整備課長」を「水道企画課長、水道管理課長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表中		
水道業務課	企局業	を
水道施設課	企局施	
水道整備課	企局整	に改める。
水道企画課	企局企	
水道管理課	企局管	

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

本則中「水道施設課長」を「水道管理課長」に、「水道業務課長」を「水道企画課長」に改める。

様式中「埼玉県企業局水道施設課長」を「埼玉県企業局水道管理課長」に、「埼玉県企業局水道業務課長」を「埼玉県企業局水道企画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県水道用水供給事業給水規程（昭和四十二年埼玉県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道施設課長」を「水道管理課長」に、「水道業務課長」を「水道企画課長」に改める。

様式中「埼玉県企業局水道施設課長」を「埼玉県企業局水道管理課長」に、「埼玉県企業局水道業務課長」を「埼玉県企業局水道企画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

「水道業務課長」を「水道企画課長」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 水道企画課に企業出納員を置くものとし、当該課の課長の職にある者をもつてこれに充て、現金の収納事務をつかさどるものとする。ただし、本項の規定による企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該課の副課長の職にある者をもつてこれに充てるものとする。

第四条の二第一号中「本庁の企業出納員」の下に、「（前条第一項に規定する企業出納員。以下同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 水道企画課の企業出納員 管理者の定める現金の収納

第十一条第一項中「企業出納員」の下に、「（第四条第三項に規定する企業出納員を除く。）」を加える。

第十四条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

八 消耗品出納簿

第十四条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる帳簿を備え、整理しておかなければならない。

一 総務課長 前項第四号から第十一号までの帳簿

二 財務課長 前項第一号から第三号まで及び第七号から第十四号までの帳簿

三 水道企画課長 前項第四号及び第七号から第十一号までの帳簿

四 前三号に掲げる課長以外の課長 前項第七号から第十一号までの帳簿

五 所長 前項第四号から第十一号までの帳簿

六 本庁の企業出納員 前項第十五号から第二十二号までの帳簿

七 地域機関の企業出納員 前項第十九号から第二十二号までの帳簿

八 水道企画課の企業出納員 前項第二十二号の帳簿

九 資金前渡担当者 前項第二十二号の帳簿

第二十一条第二号中「及び給水契約に基づく収入並びに埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）に規定する収入」を「給水契約に基づく収入、埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）に規定する収入及び管理者が指定する収入」に改める。

第三十六条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、「支払をしたときは」の下に「、統轄店から支払済通知書を、第三十三条によって支払をしたときは」を加える。

第三十八条に次の一号を加える。

十二 郵便切手、郵便葉書、収入印紙及び収入証紙

第四十二条第二項中「給与、児童手当、子ども手当、報酬、費用弁償、賃金、報償金、会議用負担金、研修費及び資料代並びに前項第四号の経費に係る」を削る。

第四十二条第五項中「特別」を「第四十条第一号の経費に係る場合その他特別」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（部分払）

第四十六条 支出命令権者は、物件の購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分につき、完納又は完成の前に契約金額の一部分を支払う必要があるときは、物件の購入契約については既納部分に相当する代価の全額、工事又は製造その他についての請負契約については既済部分に相当する代価の十分の九以内の額を、それぞれ支払うことができる。ただし、性質により可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完成部分については、これに相当する代価の金額までを支払うことができる。

第五十一条の二を次のように改める。

（預り金の納付）

第五十一条の二 総務課長又は所長は、預り金の納付について、自ら交付する納付書により行わせるものとし、この内容を整理しておかなければならない。

第五十一条の四を次のように改める。

（預り金の払出請求等）

第五十一条の四 総務課長又は所長は、自ら預り金の払出しをする場合を除いて、総務課長又は所長あての払出請求書に預り金の領収書又はその写しを添えて行わせるものとし、この内容を整理しておかなければならない。

第五十六条第三項中「により出納取扱金融機関」を「により収納取扱金融機関」に改める。

第八十三条中「二万円」を「五万円」に改める。

第九十条第四号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「収入証紙」を加える。

第一百五十二条中「契約金額」の下に「又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額」を加える。

第一百七十二条中「物件の」の下に「購入契約に係る」を加え、「製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分」に、「うえ」を「上」に改める。

第二百二十二条中「公告は、入札期日」の下に「（入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の末日。以下同じ。）」を加える。

第三十八条第一項第一号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「収入証紙」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 官公署と契約するとき。

第三十八条第三項第三号を削り、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十条の二の表中「財務課の経理を担当する主幹及び主査」を「財務課の所管の主幹及び主査」に、「財務課の出納を担当する主幹及び主査」を「財務課の所管の主幹及び主査」に改める。

別表第二(五) 流動負債の表中

その他流動負債		預り金
	源泉徴収税	
	社会保険料	
	入札保証金	
	契約保証金	
	その他預り金	

」を

その他流動負債		預り金
	源泉徴収税	
	社会保険料	
	再任用雇用 保険料・社会 保険料	
	その他社会 保険料	
	再任用職員に係るもの	
	入札保証金	
	契約保証金	
	担保	
	その他預り金	

」に

を

別表第三（六） 流動負債の表中

その他流動負債	
預り金	
源泉徴収税	
社会保険料	
入札保証金	
契約保証金	
その他預り金	

」を

その他流動負債	
預り金	
源泉徴収税	
社会保険料	再任用雇用 保険料・社会 保険料
入札保証金	その他社会 保険料
契約保証金	
担保金	
その他預り金	再任用職員に係るもの 出納取扱金融機関及び 収納取扱金融機関から の担保としての預り金

」に

改める。

別表第七の二中「はがき代」を「葉書代」に改める。

別表第十七の四を次のように改める。

別表第7の4（第149条の2関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	摘 要
1 資金前渡	資金前渡するとき	資金前渡に要する額	
2 繰越し	繰越しをしたとき	繰越しをする額	
3 過剰払返納金の戻入	返納義務者に対し納入通知書を送付したとき。	戻入する額	前年度の支出負担行為の年月日を付記しておくこと。
4 債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為の額	
5 条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）	契約締結のとき（契約締結年度に支出を伴う場合に限る。）及び各会計年度の初日（契約締結年度の翌年度以降に限る。）	各会計年度の支出予算の範囲内における契約金額	

備考 繰り越した経費のうち支出負担行為未済のものについては、支出負担行為として

整理する時期及び範囲は、別表第7の3に定める区分によること。

様式第四十号（一）を次のように改める。

第

号

督促状兼領収書													
年度		事業会計											
納 入 者	住所・氏名												
	様												
	区分		金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
滞		納		額									
延滞金		日分											
合計金額													
納入の目的													
納期限 年 月 日													
納入場所 埼玉県企業局出納取扱金融機関 又は、埼玉県企業局収納取扱金融機関													
上記のとおり督促します。													
(収入徴収権者)		年 月 日										収 納 済 印	
印													

埼玉県企業局

納入者保管

附 則

- 1 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第十一号から第二十五号を一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく職員の子ども手当に関すること。

第五条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第七条第二号中「別表第五」を「別表第五及び別表第六」に改める。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 心臓血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 理学療法部 臨床工学部	
	看護部	
	地域医療連携室	
事務局	管理部	総務・職員担当
	管財担当	

<p>がんセンター</p>	<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線科 病理診断科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部</p>	<p>業務部</p>
<p>小児医療センター</p>	<p>総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科</p>	<p>業務部</p>
<p>事務局 図書館 臨床腫瘍研究所 相談支援センター 治療管理室 看護部</p>	<p>管理部門 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>	<p>業務部</p>
<p>栄養部 検査技術部 放射線技術部 腫瘍診断・予防科 病理診断科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科 泌尿器科 皮膚科 頭頸部外科 婦人科 形成外科 整形外科 脳神経外科 乳腺外科 胸部外科 呼吸器内科 消化器外科 内視鏡科 消化器内科 精神腫瘍科 緩和ケア科 乳腺腫瘍内科 血液内科</p>	<p>業務部</p>	<p>会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>

		精神医療センター																																				
栄養部	薬剤部	検査部	療養援助部	外来・地域支援課	第七精神科	第六精神科	第五精神科	第二精神科	第一精神科	事務局	看護部	地域医療連携担当	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	病理診断科	麻酔科	歯科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科	心臓血管外科	脳神経外科	形成外科	シヨク科	整形外科・リハビリテ	外科	放射線科	循環器科	神経科	精神科	遺伝科	血液・腫瘍科	感染免疫・アレルギー科
										管理部	業務部	総務・職員担当	管財担当	会計担当	医事・経営担当	用度担当																						

	看護部		
	事務局	管理業務部	
			総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当

別表第五の次に次の表を加える。

別表第六 技能職員（二種）（第五条、第七条、第十条関係）

職	職務
専門員	上司の命を受け、炊事、清掃又は洗濯の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第十八条の二 管理者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他の管理者が別に定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において、「一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、修学部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）の例による。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

2 就業規程第十八条の二に規定する修学部分休業をしている職員が前項各号に規定する手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から週休日、休日等及び修学部分休業により勤務しなかつた日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、この規程の規定（前項を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。

第二十四条中「第六号」の下に「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）」を加える。

附則第六項中「一種」の下に「及び二種」を、「平成二十一年四月一日」の下に「二種とされている職にある職員にあつては、平成二十三年四月一日」を加え、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

別表第四のイ（一）の表五級の欄中「主査」を削り、同表のイ（二）の表五級の欄中「工事検査員」を削り、同表のイの表備考中「一級」を削る。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（事務局職員を除く。）」を削る。

第六条中「基本保育（八時から一八時までの間に行う保育で一月を単位とするものをいう。）」の下に「又は夜間保育（職員の勤務時間の事情により必要と認められる場合に十五時三十分から翌日の十一時三十分までの間に行う保育で一月を単位とするものをいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三条第二項及び第三項」を「第三条」に改める。

別表第二の九 職員の任免等に関する事務の項管理者決裁事項の欄第三号中「以下この項及び次の項において」を「以下の表及び別表第三において」に改める。

同表の十 職員の服務に関する事務の項中管理者決裁事項の欄及び局長決裁事項の欄を次のように改める。

<p>1 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。</p> <p>2 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>3 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合</p> <p>ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p> <p>ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p> <p>四 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。</p>	<p>1 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、職員（局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。</p> <p>2 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の専念する義務を許可すること。</p> <p>3 本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>イ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合</p> <p>ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合</p> <p>ハ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合</p> <p>ニ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合</p> <p>ホ 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合</p>
---	--

- 5 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。
- 6 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。
- 7 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下この表において「自己啓発等休業条例」という。）第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
- 8 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。
- 9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。
- 10 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。
- 11 育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。
- 12 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、11の承認を取り消すこと。
- 13 育児休業法第十七条の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
- 14 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表及び別表第三において「就業規程」という。）第十八条第一項の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の部分休業の承認をすること。
- 15 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。
- 4 局長、がんセンター建設部長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合（局長、がんセンター建設部長、契約局長にあってはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあってはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）における職務に専念する義務を免除すること。
- イ 研修を受ける場合
- ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合
- ニ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- ヘ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合
- ト 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

<p>16 就業規程第十八条の二の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>	<p>5 局長（県外旅行にあっては、引き続き三日以上の旅行を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の旅行を命じし及び復命を受けること。</p> <p>6 局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の休暇に關すること。</p> <p>7 局長の休日及び時間外勤務を命ずること。</p> <p>8 局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割り変更を行うこと。</p> <p>9 局長の休日の代休日指定すること。</p> <p>10 自己啓発等休業条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発休業等の期間の延長を承認すること。</p> <p>11 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。</p> <p>12 育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。</p> <p>13 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。</p> <p>14 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。</p> <p>15 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。</p> <p>16 育児休業法第十七条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p> <p>17 就業規程第十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長および技術評価幹の部分休業の承認をすること。</p> <p>18 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、17の承認を取り消すこと。</p> <p>19 就業規程第十八条の二の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。</p>
--	---

別表第三第九号を次のように改める。

- 9 就業規程第十八条の規定に基づき、職員（病院の長を除く。）の部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

監 照

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「給与、児童手当、子ども手当、報酬、費用弁償、賃金、報償金、会議用負担金、研修参加者に係る負担金及び資料代並びに前項第三号の経費に係る」を削る。

第四十七条第一項中「既納部分、製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分」に、「完成前」を「完成の前」に、「既納部分についてはこれに相当する代価の金額」を「購入契約については既納部分に相当する代価の全額」に、「製造、修繕又は工事の既成部分についてはこれ」を「工事又は製造その他についての請負契約については既済部分」に改め、同項ただし書中「製造、修繕又は工事の」を「工事又は製造その他についての請負契約に係る」に改め、同条第二項中「に係る」を「をしている場合における」に、「既成部分」を「既済部分」に改める。

第五十一条第二項中「うえ」を「上」に改める。

第一百一条第一項本文中「使用の許可」を「使用許可」に、「使用の許可等」を「使用許可等」に改め、「土地、建物及び構築物のうち、」を削り、同項第二号中「使用の許可等」を「使用許可等」に改め、同項第三号中「使用の許可等」を「使用許可等」に改め、同項第四号中「使用の許可等」を「使用許可等」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の固定資産の使用許可等（使用又は貸付期間の更新に係るものを除く。）に係る伺書は、課長に合議しなければならない。

3 病院に属する固定資産の使用許可等の権限は、病院の長に委任する。

この場合において、第一項の規定は、この項の規定による委任事務の処理について準用する。

第一百七条中「使用の許可等」を「使用許可等」に改める。

第一百八条第一項及び第二項中「使用の許可等」を「使用許可等」に改める。

第一百八条の二中「使用の許可等」を「使用許可等」に改め、「局長に提出しなけ

ればならない。当該固定資産の使用許可等の許可条件又は契約についての変更があったときも同様とする。」を「翌年度の四月三十日までに、局長に提出しなければならぬ。」に改める。

第九十九条中「使用の許可等」を「使用許可等」に改める。

第一百七十七条第四号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「収入証紙」を加える。

第二百二十三条中「うえ」を「上」に改める。

第二百五十五条中「契約金額」の下に「又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額」を加える。

第二百二十七条第一項中「物件の」の下に「購入契約に係る」を加え、「製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分」に、「うえ」を「上」に改める。

第三百三十三条本文中「入札期日」の下に「（入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の末日。以下同じ。）」を加える。

第四百四十六条第一項第一号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、「収入印紙」の下に「収入証紙」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 官公署と契約をするとき。

第四百四十六条第三項第一号中「各号」の下に「のいずれか」を加え、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七百七十五条の見出しを「（公印等の届出）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

別表第四一「契約額」を「契約金額」に改め、同表中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。

様式第二十号（三）を次のように改める。

納入通知書兼領収書

納入者
〒

様

下記の金額を納入してください。

TEL

印

納入場所 病院
埼玉県そな銀行（本）支店

平成 年度 埼玉県病院事業会計

病院事業会計	
款	
項	
目	
節内取	
債務者コード	
発行番号	
請求年月日	

納入期限	
金額	

納付目的	
------	--

病院→納入者→金融機関（病院）
→納入者

収納済印

納入通知書

納

納入者
〒

様

下記の金額を収納してください。

TEL

納入場所 病院
埼玉県そな銀行（本）支店

平成 年度 埼玉県病院事業会計

病院事業会計	
款	
項	
目	
節内取	
債務者コード	
発行番号	
請求年月日	

納入期限	
金額	

納付目的	
------	--

病院→納入者→金融機関
→埼玉県そな銀行県庁支店（統括店）

収納済印

収納済通知書

納

納入者
〒

様

下記のとおり収納しましたから通知します。

（あて先）

納入場所 病院
埼玉県そな銀行（本）支店

平成 年度 埼玉県病院事業会計

病院事業会計	
款	
項	
目	
節内取	
債務者コード	
発行番号	
請求年月日	

納入期限	
金額	

納付目的	
------	--

病院→納入者→金融機関
→埼玉県そな銀行県庁支店（統括店）
→病院

収納済印

切り取らないで病院または金融機関にお出しください

切り取らないで病院または金融機関にお出しください

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表副参事の項の前に次のように加える。

参事	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第十三条の二 管理者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他の管理者が別に定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、修学部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）の例による。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号管理者決裁事項の欄12及び13中「第十一条」を「第十三条」に改め、12中「並びに別表第三第七号及び第十二号」を削り、13を15とし、7から12までを二号ずつ繰り下げ、6の次に次の二号を加える。

7 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

8 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。
別表第二第十号管理者決裁事項の欄に次の一号を加える。

16 就業規程第十三条の二の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

別表第二第十号局長専決事項の欄15及び16中「第十一条」を「第十三条」に改め、16を18とし、10から15までを二号ずつ繰り下げ、9の次に次の二号を加える。

10 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

11 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。
別表第二第十号局長専決事項の欄に次の一号を加える。

19 就業規程第十三条の二の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

別表第二第十一号管理者決裁事項の欄1、2、4及び5中「第十四条」を「第

十五条」に改める。

別表第三第七号中「埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号。第十二号において「規程」という。）第十一条」を「埼玉県下水道局職員就業規程（第十二号において「就業規程」という。）第十三条」に改める。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第六号」の下に「、職員 of 修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）」を加える。

附則第八項中「一種」の下に「及び二種」を、「平成二十二年四月一日」の下に「（二種とされている職にある職員にあつては、平成二十三年四月一日）」を加え、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

下水道企業職給料表級別職務区分表

職務の級 機関の区分 各機関共通	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
本庁		局長	局長	課長	副課長 主幹	主幹	主査 専門員	主査 専門員	主事 技師	主事 技師
	局付 参事	局付 参事	局付 参事	局付 副参事	局付 副所長 担当部長	局付 課付 担当部長	局付 課付 担当課長	局付 課付 担当課長		
地域機関				所長	所付 担当部長	所付 担当部長	所付 担当課長	所付 担当課長		
				幹事 技術評価 幹事 副主事 主任工事 検査員	副主事 主任工事 検査員	主任工事 検査員	主任工事 検査員	主任工事 検査員		

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第五条関係）

職	区分
局長 参事	一種
局長 契約局長 総合技術センター所長 参事	二種
課長 技術評価幹 総合技術幹 主席工事検査員 副参事 所長	三種
副課長 副室長 副主席工事検査員 副所長	四種

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

3 本庁の企業出納員は、政令第二十一条の十二第一項ただし書の規定により統轄店をして現金で支払いをさせようとするときは、統轄店に支払調書（納付書）及び支払依頼書を送付するとともに、債権者に対し支払証を交付し、領収書を徴さなければならない。

第四十五条第二項第四号中「東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行」を「東京電力株式会社及び東日本電信電話株式会社」に、「（前項に掲げるものを除く。）」を「（政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。）」に改め、同項第十二号中「日本放送協会に対して支払う受信料」を「下水道使用料、日本放送協会に対して支払う受信料及び後納する郵便に関する料金（第四十九条において「下水道使用料等」という。）」に改める。

第四十五条第一項を削り、同条第二項を第一項とする。

第四十九条第一項第四号中「電気、水道及びガスの料金、電気通信役務に関する料金、下水道使用料、後納する郵便に関する料金並びに日本放送協会に対して支払う受信料」を「下水道使用料等並びに政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に規定する経費」に改め、同条第二項中「給与、児童手当、子ども手当、報酬、費用弁償、賃金、報償金、会議用負担金、研修費及び資料代並びに前項第四号の経費に係る」を削る。

第五十三条第一項中「既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分」を「購入契約に係る既納部分又は工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既納部分」に、「完成前」を「完成の前」に、「既納部分についてはこれ」を「購入契約については既納部分」に、「製造、修繕又は工事の既成部分についてはこれ」を「工事又は製造その他についての請負契約については既納部分」に改め、同項ただし書中「製造、修繕又は工事の」を「工事又は製造その他についての請負契約に係る」に改め、同条第二項中「に係る」を「をしている場合における」に、「既成部分」を

「既済部分」に改める。

第九十九条第一号中「二万円」を「五万円」に改める。

第三百十条第二項中「局長」を「課長」に改める。

第二百五十二条第四号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、同条に次の一号を加える。

九 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。

第六十条中「契約金額」の下に「又は契約金額から既納部分若しくは既済部分に相当する額を控除した額」を加える。

第六十二条第一項中「物件の」の下に「購入契約に係る」を加え、「製造、修繕若しくは工事の既済部分」を「工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分」に、「うえ」を「上」に改める。

第七十条本文中「入札期日」の下に「（入札書の受付期間を定めて行う入札にあつては、当該受付期間の末日。以下同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八十五条第一項第一号中「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 官公署と契約をするとき。

第八十五条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第一 費用の部の表中

「	公 課 費	雑 費	」
	減価償却費	有形固定資産 減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両 運搬具等の償却額
			を

「	公 課 費	雑 費	」
	維持管理負担 金 返 還 金	維持管理負担 金 返 還 金	建物、構築物、機械及び装置、車両 運搬具等の償却額
	減価償却費	有形固定資産 減価償却費	に

改める。

別表第四に次の一号を加える。

6 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。別表第五の通信運搬費、広告費、手筈費の表中「はがき代や」葉書代に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第 206 条関係）

項	区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	摘 要
1	資金前渡	資金前渡するとき。	資金前渡に要する額	
2	繰越し	繰越しをしたとき。	繰越しをする額	前年度の支出負担行為の年月日を付記しておくこと。
3	過誤払返納金の戻入	返納義務者に対し納入通知書を送付したとき。	戻入する額	
4	債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為の額	
5	条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）	契約締結のとき（契約締結年度に支出を伴う場合に限る。）及び各会計年度の初日（契約締結年度の翌年度以降に限る。）	各会計年度の歳出予算の範囲内における契約金額	

備考 繰り越した経費のうち支出負担行為未済のものについては、支出負担行為として整理する時期及び範囲は、別表第六に定める区分によること。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉作業所ひばり園

三 代表者の氏名

吉田 常夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地七百番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害の種別や軽重を問わず、希望すれば誰でも働く事ができる作業所づくりを進め、どんな障害にもめげず自立と社会参加をめざす一人一人が、豊かに生きていけるよう支援をおこなう。そして、すべての人が人として尊敬され、共に生きていける地域・社会づくりに貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくり協議会・元気塾
- 三 代表者の氏名
清水 壽郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市大場三百八十一番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民、市民団体等に対し、バス旅行、歴史探訪、スポーツ、音楽会、三世代交流、グリーンツーリズム、伝統産業育成などの事業を行い、人々の無縁化、孤立化を排除し、地域がお互いにささえあいながら健康で安心、安全な、生き甲斐のある明るい社会を構築することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十三年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登載された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告示

埼玉県告示第三百四十四号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項の表商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人に限る。）の項中「商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書」を「履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書」に改め、同表受注希望工事に関する契約書、工事仕様書、技術者の免許証等の写しの項中「契約書、工事仕様書、」を削る。

様式第一号中

「 行政庁 記入欄 」	1	2	3
----------------------	---	---	---

「
行政庁
記入欄
」に改

行政庁 記入欄	1	2	3
代表窓口 自治体			

め、「
代表窓口自治体
」を削り、

「
騎西町 北川辺町 大和根町 宮代町 白岡町
」

騎西町	北川辺町	大和根町	宮代町	白岡町

萱蒲町	栗橋町	鷲宮町	杉戸町	松伏町

「
宮代町 白岡町 杉戸町 松伏町
越谷・松伏
水道企業団
」

宮代町	白岡町	杉戸町	松伏町

を

を

に改め

「申請業種を記入の上、申請業種に係る工事の希望の有無、実績割合を記入してください。」
また「申請業種」
なお、希望する工事の種類によっては、実績を確認できる書類を郵送により提出し

さい。
てください。書類の提出がない場合は、その工事については希望することができません。」

を記入の上、申請業種に係る工事の希望の有無、実績割合を記入してください。」**1246920**。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

昭和四十六年埼玉県告示第四百五十一号（県民の日を定める条例第五条の規定に基づく使用料免除施設の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十四号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第五の二(一)中「兼じて得た量」の次に「から充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量」を加え、同表の二(七)イ中「発電」の次に「又は熱利用」を加える。

告 示

埼玉県告示第百四十七号

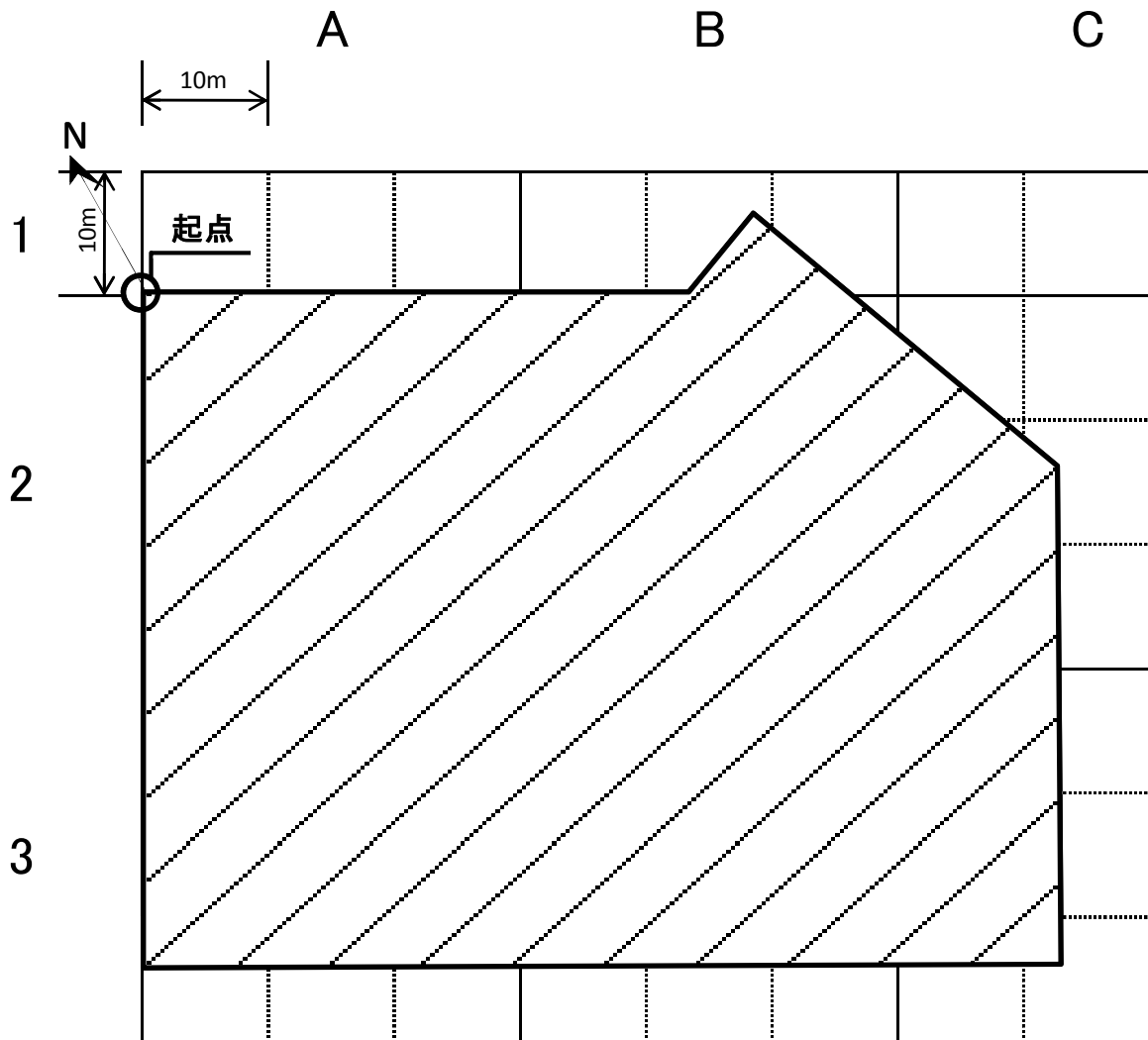
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市南部中央地区1街区2画地、3画地及び7画地）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにひ素及びその化合物

別 図



(起点)
埼玉県八潮市南部中央地区1街区2画地の最北端とする。

(格子の回転角度)
35度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第四百三十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
埼玉県朝霞市膝折町四丁目千八百四十八番九の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

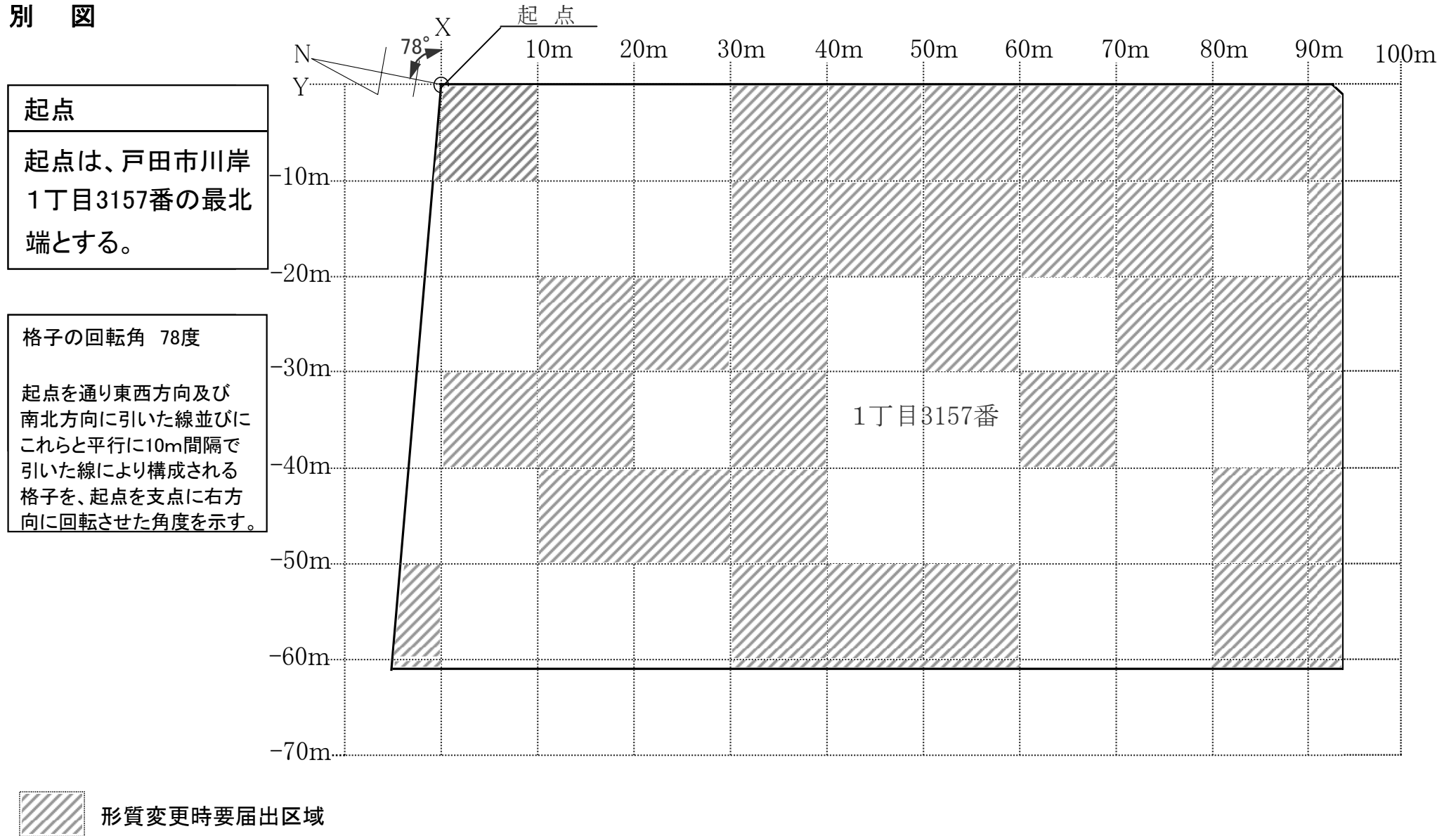
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸一丁目三千百五十七番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別 図



告 示

埼玉県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
北越谷中央歯科	越谷市北越谷2-40-19エトワールシャトー101	平成22年12月31日
すずらん薬局	幸手市南1-2-18	平成23年1月31日
医療法人社団昌美会西村ハートクリニック	上尾市柏座3-1-48 パーク上尾参番館403	平成23年1月31日
羽生デンタルクリニック	羽生市中央2-1-7-201	平成22年12月31日
さくら薬局 所沢店	所沢市東町12-37	平成23年1月31日
守田内科医院	春日部市南2-6-27	平成23年1月31日
新井医院	川口市芝新町4-28	平成23年2月1日

告 示

埼玉県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
さやま整形外科内科	吉野 美裕紀	狭山市富士見1-19-19	平成23年3月1日
医療法人社団 昌美会 西村ハートクリニック	医療法人社団 昌美会	上尾市柏座1-12-20 天沼ビル3階	平成23年2月1日
医療法人 福満会 守田内科医院	医療法人 福満会	春日部市南2-6-24	平成23年2月1日
はすみクリニック	蓮見 桂三	吉川市木売新田40-1	平成23年3月8日
えんどう歯科	遠藤 光太郎	戸田市下前2-11-15	平成23年3月1日
医療法人社団 彩明会 羽生デンタルクリニック	医療法人社団 彩明会	羽生市中央2-1-7 田中ビル2階201号室	平成23年1月1日
みどりの丘歯科	熊谷 敬史	北葛飾郡松伏町大川戸243-2	平成23年2月1日
医療法人 彩琳会 北越谷中央歯科	医療法人 彩琳会	越谷市北越谷2-40-19 エトワ-ルシャ-ト-101	平成23年1月1日
南鳩ヶ谷歯科医院	田中 稔晃	鳩ヶ谷市南5-1-19	平成23年3月2日
ありた歯科医院	有田 誉嗣	久喜市栗原3-1-4	平成23年3月1日
橋本歯科医院	橋本 栄信	本庄市本庄1-7-8	平成23年2月7日
木田歯科医院	木田 芳宏	本庄市児玉町八幡山185-1	平成23年4月1日
みつはし歯科クリニック	高田 直樹	秩父郡小鹿野町小鹿野1808	平成23年2月1日
あおい薬局	中島 守雄	北本市中央2-74 藤井ビル1F	平成23年3月1日
第一薬局 戸田公園駅前店	株式会社 ダイチ	戸田市本町1-16-16	平成23年3月1日
アイン薬局 熊谷店	株式会社 アインメディカルシステムズ	熊谷市上之3851-5	平成23年3月1日
すみれ薬局	河北調剤 株式会社	川口市並木1-9-2	平成23年3月1日
影森薬局	株式会社 秩父薬剤師会和泉調剤センター	秩父市下影森2081-1	平成23年2月1日
クオール薬局 幸手南店	クオール 株式会社	幸手市南1-2-18	平成23年2月1日
さくら薬局 所沢店	クラフト 株式会社	所沢市東町12-38	平成23年2月1日
訪問看護ステーションさや	株式会社 シルバーケア春日部	春日部市内牧字四方谷5066-1	平成23年3月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
尾 関 博 保		け や き 接 骨 院	ふじみ野市鶴ヶ岡3 - 1 - 4 4	平成 23 年 3 月 3 日
宝 泉 克 治		鍼灸整骨院 宝泉堂	越谷市下間久里 5 0 7 - 8	平成 23 年 2 月 1 日
河 合 是 幸		河 合 接 骨 院	所沢市東所沢 1 - 1 0 - 1	平成 23 年 2 月 26 日
西 村 知 明		西 村 接 骨 院	鳩ヶ谷市辻 1 5 7 3 - 1 - 2 B	平成 23 年 3 月 8 日
坂 野 大 樹		あ さ か 接 骨 院	板橋区赤塚2・14・20 エミネス赤塚1F	平成 23 年 1 月 26 日
寺 澤 伸 享		み の る 整 骨 院	江東区大島 5 - 4 7 - 5 - 1 0 2	平成 22 年 8 月 1 日
増 川 範 行		草 加 整 骨 院	草加市氷川町 2 1 6 3 - 5	平成 23 年 2 月 1 日
田 中 克 明		あ か つ き 治 療 院	和光市下新倉 3 - 6 - 5 5 - 1 0 2	平成 23 年 2 月 1 日

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
スマイルリハビリデイサービス	越 谷 市 越 ヶ 谷 2 6 4 9	合 同 会 社 染 谷 一 技 研	通 所 介 護	平成 23 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 23 年 2 月 1 日
グリーンケア訪問介護センター	蕨市中央 4 - 3 - 18 山吉ギンヤビル 1 階 100 号室	株 式 会 社 ベ ス ト マ ネ ー ジ メ ン ト	訪 問 介 護	平成 23 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 2 月 1 日
グリーンケア訪問介護センター	蕨市中央 4 - 3 - 18 山吉ギンヤビル 1 階 100 号室	株 式 会 社 ベ ス ト マ ネ ー ジ メ ン ト	居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 2 月 1 日
鶴ヶ島ケアセンターそよ風	鶴ヶ島市松ヶ丘 3 - 1 6 - 1 1	株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン	通 所 介 護	平成 23 年 3 月 1 日
			居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 23 年 3 月 1 日
TMS ケアサービス あんしん家族	所 沢 市 御 幸 町 6 - 1 サンライズ所沢ビル 3 階	テ ィ ー ・ エ ム ・ エ ス 株 式 会 社	居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 2 月 1 日
鳥塚歯科医院	大 里 郡 寄 居 町 桜 沢 1 0 9 5 - 5	医 療 法 人 恒 歯 会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 22 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 22 年 4 月 1 日
デイサービスセンタージャム	本 庄 市 西 五 十 子 4 4 6 - 1 5	株 式 会 社 三 宝	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成 23 年 1 月 17 日
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成 23 年 1 月 17 日
居宅介護支援事業所 デイサービス本舗 むさし野	入 間 市 中 神 6 5 4	マ イ テ ッ ク 株 式 会 社	居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 2 月 1 日
デイサービス本舗 むさし野	入 間 市 中 神 6 5 4	マ イ テ ッ ク 株 式 会 社	通 所 介 護	平成 22 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 22 年 12 月 1 日
鴻巣まきば園 デイサービスセンター	鴻 巣 市 前 砂 5 1 7 - 1	社 会 福 祉 法 人 隼 人 会	通 所 介 護	平成 23 年 2 月 1 日

			介護予防通所介護	平成23年2月1日
セイジョーデイサービス入間川	狭山市入間川 3-24-15	株式会社セイジョー	認知症対応型通所介護	平成22年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成22年4月1日
グループホーム 越生町やすらぎ	入間郡越生町越生 969-1	有限会社大むさし	認知症対応型共同生活介護	平成22年12月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年12月1日
NPO法人 ライフアップサポート	秩父郡横瀬町横瀬 1944-1	特定非営利活動法人 ライフアップサポート	居宅介護支援	平成23年3月1日
デイサービス フォルテシモ とだ	戸田市上戸田 2-6-8-103	株式会社 Wish Care	通所介護	平成23年3月3日
			介護予防通所介護	平成23年3月3日
健 S T U D I O	深谷市宿根 548-2	株式会社 グレイスコート	通所介護	平成23年3月1日
			介護予防通所介護	平成23年3月1日
デイサービス あおいそら桶川	桶川市下日出谷 928-13	株式会社すまいる介護センター	通所介護	平成23年3月1日
			介護予防通所介護	平成23年3月1日
リハビリセンター 湫	加須市馬内 554-1	株式会社リフラックス・ケア・サービス	通所介護	平成23年3月4日
			介護予防通所介護	平成23年3月4日
影 森 薬 局	秩父市下影森 2081-1	株式会社 秩父薬剤師会和泉調剤センター	居宅療養管理指導	平成23年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年2月1日
グループホーム 晴苑	越谷市谷中町 4-293-1	医療法人 互生会	認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年3月1日

グループホームつどい「東大沢家」	越谷市東大沢 4-2-6	M C P 株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成 22 年 12 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 22 年 12 月 1 日
居宅介護支援事業所こかげ越谷	越谷市南越谷 1-27-6 協和第一ビル 1 階 2 号室	株式会社地域医療福祉ネット	居宅介護支援	平成 23 年 3 月 1 日
わが家	春日部市不動院野 1484-20	株式会社日本まごころ介護グループ	通所介護	平成 23 年 3 月 1 日
絆	春日部市備後西 3-3-8 メゾンミナミ 101	株式会社 G O L D	訪問介護	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 23 年 3 月 1 日
あおぞら所沢支店	所沢市松葉町 17-15 ニューアーバン第一ビル 3F	株式会社 ふぁみりい	居宅介護支援	平成 22 年 12 月 28 日
あったかホーム毛呂山	人間郡毛呂山町西戸 962	有限会社あったかホーム	認知症対応型共同生活介護	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 23 年 3 月 1 日
ケアステーションクローバー	久喜市栗原 3-8-11	株式会社 F - s t y l e	居宅介護支援	平成 23 年 3 月 1 日
訪問介護ステーションアシスト	久喜市栗橋町東 5-23-24	株式会社 アシスト	訪問介護	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 23 年 3 月 1 日
みどりの郷あすか川島デイセンター	比企郡川島町吹塚 819	有限会社みどりの郷あすか	通所介護	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 3 月 1 日
埼玉デイサービスセンター和が家	桶川市東 2-12-27	岡三建設株式会社	通所介護	平成 23 年 2 月 1 日
グループホーム「我がまゝ荘」	熊谷市新堀 8-7	有限会社紫藤	認知症対応型共同生活介護	平成 22 年 12 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 22 年 12 月 1 日
ツクイ戸田	戸田市笹目 6-24-39	株式会社ツクイ	通所介護	平成 23 年 3 月 1 日

			介護予防通所介護	平成23年3月1日
福祉用具心	東松山市殿山町23-18	株式会社誠	福祉用具貸与	平成23年3月1日
			特定福祉用具販売	平成23年3月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年3月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年3月1日
さんわまつばらケアセンター	草加市松原5-5-8-A	有限会社関東機器サービス	訪問介護	平成23年3月1日
			介護予防訪問介護	平成23年3月1日
あずみ苑 グランデ草加	草加市新善町502	株式会社レオパレス21	介護予防通所介護	平成23年3月1日

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サ ー ビ ス の 種 類
医療法人社団グロリア会 在宅介護支援センター・すばる	名 称	医療法人前田病院在宅介護支援センター	医療法人社団グロリア会 在宅介護支援センター・すばる	居 宅 介 護 支 援
	所在地	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 4 - 3	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 6 - 1 4	
医療法人社団グロリア会 ホームヘルプサービス・ほくと	名 称	医療法人前田病院ホームヘルプサービス	医療法人社団グロリア会 ホームヘルプサービス・ほくと	訪 問 介 護
	所在地	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 4 - 3	狭 山 市 広 瀬 東 3 - 1 6 - 1 4	介 護 予 防 訪 問 介 護
ファミリーサポートセンター 昴 訪問介護事業所	所在地	東松山市松葉町3-14-37ハイツ飯野 A103	東松山市松葉町2-17-43	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
訪問介護ステーション花ごころ	所在地	春日部市谷原1-13-4-205	春日部市牛島125-4-2階	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
セイジョーデイサービス狭山	名 称	デイサービスビッグマザー狭山	セイジョーデイサービス狭山	介 護 予 防 通 所 介 護
				通 所 介 護
三郷市地域包括支援センターしいの木の郷	所在地	三郷市番匠免1-22-1-B-3	三郷市彦成3-7-7-104	介 護 予 防 支 援
ふじみ介護サービスセンター	名 称	アイリス訪問介護サービス	ふじみ介護サービスセンター	介 護 予 防 訪 問 介 護
	所在地	ふじみ野市大井武蔵野1314-18	富士見市羽沢2-17-11 ウイングハウス1階	訪 問 介 護
訪問介護ステーション なかよし	所在地	北葛飾郡杉戸町清地2-16-5	春日部市藤塚1173-1	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
シ ョ ー ト ス テ イ ビ ッ グ マ ザ ー 狭 山	狭 山 市 入 間 川 3 - 2 4	短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 20 年 11 月 1 日

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
鳥 塚 歯 科 医 院	大 里 郡 寄 居 町 桜 沢 1 0 9 5 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 19 年 5 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 19 年 5 月 1 日
東 電 さ わ や か ケ ア 戸 田 ・ 居 宅 介 護 支 援	戸 田 市 下 戸 田 1 - 1 0 - 1 2 ス カ イ パ レ ス 4 0 1 号 室	居 宅 介 護 支 援	平 成 23 年 3 月 31 日

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

児童相談所業務支援システム開発業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成24年3月30日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県福祉部少子化対策局こども安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1715号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われて

いない者であること。

- (6) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は都道府県若しくは政令市との間で同規模の契約を締結し、誠実に履行した者又は履行している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県福祉部
少子化対策局こども安全課児童相談担当 橋本 電話048-830-3335（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月19日（木）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月18日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月18日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県福祉部少子化対策局こども安全課 平成23年5月19日（木）午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年4月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年4月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Development of a new service support system for Saitama Children's Counseling Offices

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 1:00p.m. May 19, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m. May 18, 2011.

(3) Contact Information:

Children's Counseling Group, Child Care and Safety Division, Welfare Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3335

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー若葉駅西口店

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十一月十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千六百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十九日から平成二十三年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十九日から平成二十三年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第三百五十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十五条において準用する同法第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから、次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
障害者就業・生活支援センターかわごえ	事務所の所在地	埼玉県川越市大字今福四百二十四番地	埼玉県川越市大字今福二千八百九十六番地四	平成二十三年四月一日

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程をここに告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程

埼玉県立職業訓練生災害見舞金支給規程（昭和四十二年埼玉県告示第四百八十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規程は、県が設置した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項の公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の委託を受けた民間教育訓練機関等を含む。）の行う職業訓練（以下「訓練」という。）を受けける者（以下「訓練生」という。）が、高等技術専門校又は訓練の委託を受けた教育訓練施設（以下「高等技術専門校等」という。）の管理下における訓練上又は高等技術専門校等と住居との間を往復する途上（以下「訓練上又は通所途上」という。）において、負傷し疾病（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十五条又は労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八条の四に定める疾病に準ずるものとする。以下同じ。）にかかり、又は死亡（以下「負傷等」という。）した場合における災害見舞金の支給に関し必要な事項を定める。

（支給の範囲）

第二条 災害見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において負傷等した場合に支給する。ただし、次の場合においてはこの限りでない。

- 一 訓練生が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、この規程による災害見舞金の支給を行わない。
- 二 訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、この規程による災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

2 この規程における通所途上とは、訓練生が訓練を受けるため、住居と高等技術専門校等との間を、合理的な経路及び方法により往復する過程をいい、途中で往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、これらの行為以後の過程は含まない。ただし、その逸脱又は中断が日用品の購入等日常生活上必要な行為を止

むを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該行為の間を除いたその後の往復も通所途上とする。

(災害見舞金の種類)

第三条 災害見舞金の種類は、次のとおりとする。

- 一 療養見舞金
- 二 傷病見舞金
- 三 障害見舞金
- 四 打切見舞金
- 五 死亡見舞金

(受給者)

第四条 療養見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金（以下この項において「災害見舞金」という。）は、訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかった訓練生（災害見舞金の支給を受けている訓練生が、療養の途中において訓練を修了し、又は高等技術専門校等を退校した場合（当該訓練生に係る訓練の委託が解除され、当該訓練を受けないこととなった場合を含む。）において、災害見舞金の支給を要する事由が存続するときは、当該者をこの規程において訓練生とみなす。以下同じ。）に対して支給する。

2 打切見舞金は、訓練上（通所途上を除く。）において負傷し、又は疾病にかかった訓練生に対して支給する。

3 死亡見舞金は、訓練上又は通所途上において死亡した訓練生の遺族（以下「遺族」という。）に対して支給する。この場合、死亡見舞金の支給を受けるべき者の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第四十二条から第四十五条までの規定を準用する。

(支給の要件)

第五条 療養見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかった場合に支給する。この場合、同一の負傷又は疾病に関しては、その療養の開始後三年（療養中断期間を除く通算期間。以下同じ。）を経過した日以降の療養については、療養見舞金は、支給しない。ただし、療養見舞金の支給対象となる災害が高等技術専門校等の過失等に起因する場合など、訓練生への継続した援護が必要と判断した場合には、その療養開始後三年を経過した場合であっても療養見舞金を支給することができる。

2 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の第一号又は第二号のいずれかに該当するものが訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のために訓練を受けることができなかった日について支給する。

一 次に掲げる給付（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者

イ 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第二号の給付金

ロ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第二条第一項第二号に規定する者に対する給付金

ハ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第十条の三の給付金

ニ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十条の給付金

二 次に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による基本手当その他の給付金

ロ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の退職手当

ハ イ又はロに相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの

三 前二号の規定にかかわらず、訓練手当等及び雇用保険基本手当等の支給を受ける日については、傷病見舞金は、支給しない。ただし、前号イからハまでに該当する給付の支給を受ける場合であつて、その受ける給付の日額が傷病見舞金の日額に満たないときは、その差額を支給する。

3 障害見舞金は、療養見舞金の支給を受けている訓練生の負傷又は疾病が治癒又は症状が固定した状態にあり、治療の必要がなくなった（以下「治癒等」という。）場合において、労働基準法施行規則第四十条第一項に規定する別表第二の身体障害等級表（以下「身体障害等級表」という。）の身体障害に該当する障害が身体に存するときに支給する。

4 打切見舞金は、訓練上（通所途上を除く。）負傷し、又は疾病にかかり療養見舞金の支給を受けている訓練生が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病が治癒等しない場合であつて、療養開始後三年を経過した後の療養見舞金を支給しないこととした場合に支給することとし、その後は、この規程による災害見舞金の支給は行わない。

5 死亡見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において死亡した場合（訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかったことに起因する死亡を含む。）に支給する。

（災害見舞金の額）

第六条 療養見舞金の支給額は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十

号)第十三条第二項各号に掲げる療養(同項第四号、第五号及び第六号に掲げる療養については、やむを得ないと認められるものに限る。)に要する費用につき、同条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額(当該定めがない場合にあつては、現に要した費用の範囲内で必要と認められる額)とする。ただし、その額が当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とする。

2 療養見舞金以外の災害見舞金の支給額は、各災害見舞金の基礎となる額に各災害見舞金ごとに定める支給日数を乗じて得た額とする。

一 算定の基礎となる額は、次のとおりとする。

イ 障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金については、労働者災害補償保険法施行規則第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額(以下「自動変更対象額」という。)とする。ただし、次の(1)、(2)又は(3)の額が自動変更対象額を超えるときは、その額とする。

(1) 訓練手当等の支給を受ける者については、その受けるべき訓練手当等のうち基本手当の額

(2) 雇用保険基本手当等の支給を受ける者については、その者が訓練手当等の支給を受けることができることとした場合に受けることとなる訓練手当等のうち基本手当の額

(3) (1)及び(2)以外の者については、訓練手当等のうち基本手当の最低の級地の額

ロ 傷病見舞金については、イの(1)又は(2)の額とする。

二 支給日数は、次のとおりとする。

イ 傷病見舞金の支給日数は、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために訓練を受けることができなくなった日から十四日を経過した日(雇用保険基本手当等の延長給付を受ける者であつて、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために訓練を受けることができなかった日が継続して十四日を超えることにより、当該十四日の期間内において雇用保険基本手当等が支給されないこととなるものについては、当該支給されなくなった日)を起算日として六十日の期間内にある前条第二項の支給の要件を満たす日の日数とする。

ロ 障害見舞金の支給日数は、次のとおりとする。

(1) 身体障害等級表の身体障害の程度に依りて定める等級の日数
(2) 身体障害等級表に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い身体障害の該当する等級の日数

(3) 次に掲げる場合は、(1)及び(2)の等級を次のとおり繰り上げる。ただし、その障害見舞金の支給日数は、それぞれの身体障害の該当する等級による障害見舞金の支給日数を合算した支給日数を超えてはならない。

(一) 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 一級
(二) 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 二級
(三) 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 三級
(4) 身体障害等級表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、身体障害等級表に掲げる身体障害に準じた等級の支給日数とする。

(5) 既に身体障害のある訓練生が、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害見舞金の支給日数から、既にあつた障害の該当する障害見舞金の支給日数を差し引いた支給日数をもつて障害見舞金の支給日数とする。

八 打切見舞金の支給日数は、療養開始後三年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に存する身体障害等級表の身体障害の程度に応じて定める等級の日数とし、その等級の適用に当たっては、口によるものとする。ただし、療養開始後三年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、他覚症状が存するなど、身体に身体障害等級表の第十四級に満たない身体障害が存する場合は、身体障害等級表の第十四級の支給日数とすることができる。

二 死亡見舞金の支給日数は、千六十日とする。

(支給の制限)

第七条 訓練生又は遺族が、訓練上又は通所途上において負傷等したことについて、損害賠償その他これに相当する給付の支給を受けたときは、その価額の限度においてこの規程による障害見舞金は、支給しない。

2 訓練生が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかったことについて国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、労働者災害補償保険法その他の法令の規定又は法令上の規定はないがこれに相当する療養若しくは療養費の支給を受けたときは、その受けた限度においてこの規程による障害見舞金は、支給しない。

(支給の時期)

第八条 災害見舞金は、支給事由が発生した場合は、速やかに支給する。ただし、傷病見舞金の支給は、毎月一回とすることができる。

附則

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の規定は、平成二十三年四月一日以後に支給事由の生じた災害見舞金について適用し、同日前に支給事由の生じた災害見舞金については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第三百六十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十九条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 漁業権者の名称及び住所

秩父漁業協同組合

秩父市荒川久那四千一番地一

二 漁業権の免許番号

共第一号及び共第七号

三 変更の内容

第三条第三項中「組合が定めて公示した日から9月1日午前まで」を「6月1日から9月30日までの間で組合が定めて公示した期間」と改める。

第四条の表中「10月1日から翌年2月末日まで」を「9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公示した期間」と改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十三年四月一日

告示

埼玉県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第四百九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成二十九年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十八号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から平成二十九年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から平成二十九年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第四百九十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年六月十三日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十七号で告示した川越都市計画道路事業（川越市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第三百三十三号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第九百三十七号で告示した秩父都市計画道路事業（秩父市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年十月十四日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百三十九号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第九百二号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年十一月六日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第七百一号で告示した本庄都市計画道路事業（本庄市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年八月三十日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千三百六十四号で告示した鴻巣都市計画道路事業（鴻巣市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年十月十七日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第九百七号で告示した上尾都市計画道路事業（上尾市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十九年六月一日から平成二十四年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千八百六十四号で告示した戸田都市計画道路事業（戸田市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成八年十二月二十日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第千五百六十一号で告示した鳩ヶ谷都市計画道路事業（鳩ヶ谷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成九年十一月十一日から平成二十八年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第千六百二十四号で告示した桶川都市計画道路事業（桶川市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年九月十五日から平成二十六年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十八号で告示した草加都市計画道路事業（三郷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十四年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千五百十七号で告示した坂戸都市計画道路事業（坂戸市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成八年十月十一日から平成二十七年三月三十一日

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第百八十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	蓮田鴻巣線	北足立郡伊奈町大字小室字間松一万三十四番地先から同郡同町寿二丁目二百七十九番地先まで
	さいたま菖蒲線	北足立郡伊奈町寿二丁目二百七十九番地先から同郡同町寿二丁目百五十四番地先まで

二 指定する期日

平成二十三年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告示

埼玉県告示第三百八十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	四百七号	日高市大字高萩字六ツ塚二千六百十一番二地先から同市大字高萩字野口山千二百二十三番一地先まで

二 指定する期日

平成二十三年四月一日

告示

埼玉県告示第三百八十四号

次の表に掲げる整理番号の県道について市町村の廃置分合等により、変更事項に掲げる事項を次のように変更し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

整理番号	変更事項	変更前	変更後
3	終点	栗橋町	久喜市栗橋東
5	終点	南埼玉郡菖蒲町	久喜市菖蒲町
12	終点	北葛飾郡栗橋町	久喜市栗橋東
38	重要な経過地	南埼玉郡菖蒲町、久喜市	比企郡川島町、桶川市、久喜市
46	起点	加須市	加須市睦町二丁目
60	終点	北埼玉郡北川辺町	加須市柏戸
78	終点	菖蒲町	久喜市菖蒲町
84	終点	栗橋町	久喜市栗橋中央
148	起点	騎西町	加須市道地
149	終点	菖蒲町	久喜市菖蒲町
151	終点	騎西町	加須市騎西

3 9 6		3 7 0		3 6 9	3 6 8		3 4 6			3 1 6	3 1 3	3 1 2	3 1 0	3 0 8	3 0 5	2 6 8
終 点	起 点	終 点	起 点	起 点	終 点	起 点	終 点	起 点	起 点	起 点	終 点	終 点	終 点	起 点	終 点	終 点
南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲	久喜市大字下早見	大利根町大字北大桑	久喜市大字北中曾根	北川辺町大字麦倉	北川辺町大字向古河	北川辺町大字飯積	大桑 北埼玉郡大利根町大字北	原 北埼玉郡大利根町大字砂	大利根町大字阿佐間	菖蒲町	菖蒲町	菖蒲町	菖蒲町	騎西町大字内田ヶ谷	騎西町	栗橋町
久喜市菖蒲町	久喜市下早見	加須市北大桑	久喜市北中曾根	加須市麦倉	加須市向古河	加須市飯積	加須市北大桑	加須市砂原	加須市阿佐間	久喜市菖蒲町	久喜市菖蒲町	久喜市菖蒲町	久喜市菖蒲町	加須市内田ヶ谷	加須市騎西	久喜市栗橋東

告示

埼玉県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
桐木平 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中西	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
湯基	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下平 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
久ノ本 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂石町分 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
南元組	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鹿戸 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

上影森 1 2	上影森 1 1	沖川堀	別当沢	沖の沢入沢	田の沢	イヤギ沢	八幡町	宮本町 1 2	宮本町 1 1	小樽 2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	

石間沢戸 1 3	石間沢戸 1 2	石間沢戸 1 1	棒の入沢	中沢	森戸入沢	虫神沢	下漆木	モモクボ・南	別所 1 2	別所 1 1	別所 3
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

寺の前沢	愛宕沢	宮沢	深入沢	谷津沢 2 2	谷津沢 2 1	谷津沢 1	又ノ平 2	当ノ尾根 2	沢戸向	下漆木 2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

橋場 3	橋場 2	谷 2	橋場 1	谷 1 3	谷 1 2	谷 1 1	白川橋 2	二見沢 2	二見沢 1	白川橋 1
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

富士山												
	大塚2	大塚1	イノチ沢	大久保沢	下大塚沢	西ノ沢2	西ノ沢1	上大塚沢	上サ3	上サ2	上サ1	
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

藤の沢2号	間瀬南沢	中元田沢	浅間沢支溪	藤の沢1号	内出沢西	下谷戸 2	上元田 2	殿谷戸 3	殿谷戸 2	小塚 1	日影 1
平面図等を埼玉県本庄 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

新屋敷沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
稲聚川支溪1号	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
稲聚川支溪2号	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
内出沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
清水	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鶴巻 1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
古里	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂下	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂上	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
木ノ下	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
稲笠 1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

上城ヶ谷戸	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
稲笠2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
桐木平 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
中西	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
湯基	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
下平 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
久ノ本 1	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県

皿方 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
小沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
下平 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
久ノ本 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
間野 6	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
間野 7	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
新田 3	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

赤沢 2	小沢 2 2	小沢 2 1	鹿戸 3	黒指 9	久林	坂石町分 2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

阿寺 4	中峰 2	中峰 1	井上 1	坂石町分 3	赤沢 3	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	久ノ本川右1		に供する。
	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
宮ノ入沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中峰川2号	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中嶽川	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
山瀬ヶ沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
トシキ川	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
池之入川	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。

和泉川 4	和泉川 3	和泉川 2	和泉川 1	小沢川 3	小沢川 2	小沢川 1	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
湯基入	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
倉久保沢	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宮ノ入	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
宮ノ入 2	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
入ノ入	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
漆窪沢	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

市場入沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
峰ノ入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
桐木平入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
島和田入	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
木毛7	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
押出堀	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
小樽1	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

<p>沖川堀</p>	<p>別当沢</p>	<p>沖の沢入沢</p>	<p>イヤギ沢</p>	<p>小樽2</p>	<p>小樽4</p>	<p>小樽3</p>	
<p>所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。</p>
<p>所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。</p>
<p>所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。 に備え置いて縦覧 所及び秩父市役所 秩父県土整備事務 平面図等を埼玉県</p>	<p>に供する。</p>
<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	

東 5		東 4	中 沢	虫 神 沢	モ モ ク ボ ・ 南	別 所 1 2	別 所 1 1	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

下稻沢 3	下稻沢 2	下稻沢 1	寺山	上稻沢 1	小塚 2	豆早原 2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

神子沢	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
中川原 1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
中川原 2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
木戸 1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
木戸 2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
上元田 3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
上元田 4	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

<p>殿谷戸 3</p>	<p>上元田 2</p>	<p>下谷戸 2</p>	<p>内出沢西</p>	<p>藤の沢1号</p>	<p>浅間沢支溪</p>	<p>上木戸沢</p>
<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>	<p>土石流</p>
<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 本庄県土整備事務 所及び本庄市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

古里	鶴巻 1	清水	稲聚川支溪2号	稲聚川支溪1号	新屋敷沢	橋倉沢	
東松山県土整備事	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
東松山県土整備事	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。

	坂下	務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		
	坂上	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		
	木ノ下	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		
	稲笠1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		
	上城ヶ谷戸	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		
	稲笠2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。		

告示

埼玉県告示第三百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 宮平地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十
一号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	大滝	榎平	一七九七番十三
二	同	同	同	一七九七番十三
三	同	同	同	一七九七番二
四	同	同	同	一七九七番二
五	同	同	同	一七九七番二
六	同	同	同	一七九七番二
七	同	同	ナラ平宮ノ平	五七二八番一
八	同	同	同	五七二八番二
九	同	同	榎平	一七九七番七
十	同	同	同	一七九七番一
十一	同	同	同	一七九七番一

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

寄居町から寄居都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十号

寄居町から寄居都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第百四十一号の事業地に、富士見市大字水子字東前、字山下、字久保新田、字町谷前、字観音前、字城ノ下、字谷ッ合、字神明、字東石井、字東台、字台、字石井、字正綱、字東並木、字西並木、字西原、字北別所、字栗谷ッ、字牛子、字石井前、字台下、字薬師下、字向山前を加え、富士見市諏訪一丁目、諏訪二丁目、大字水子字京塚、字別所、字岡ノ坂地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第三百四十一号の事業地に、富士見市大字水子字久保新田、字谷ツ合、字神明、字東石井、字東台、字台、字石井、字正網、字西原、字北別所、字栗谷ツ、字別所、字牛子、字石井前、字台下、字薬師下、字向山前を加え、富士見市大字水子字岡ノ坂地内において事業地を変更する。

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第六百七十五号、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号、昭和五十五年埼玉県告示第五百二十七号、昭和五十五年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第一千二百二十四号、昭和五十九年埼玉県告示第一千三十九号、昭和六十年埼玉県告示第四百十三号、昭和六十一年埼玉県告示第四十四号、昭和六十一年埼玉県告示千九百九十六号、昭和六十二年埼玉県告示第四百六十五号、昭和六十二年埼玉県告示第千二百三十一号、平成二年埼玉県告示第千十五号、平成三年埼玉県告示第千六百二号、平成五年埼玉県告示第千三百五号、平成六年埼玉県告示第七百二十号、平成七年埼玉県告示第千四百八号、平成八年埼玉県告示第九百二十二号、平成九年埼玉県告示第四百十七号、平成十二年埼玉県告示第九百十一号、平成十三年埼玉県告示第三百五号、平成十三年埼玉県告示第三百七十二号、平成十六年埼玉県告示第四百九十八号、平成十六年告示第四百九十九号、平成十九年埼玉県告示第六百八号及び平成二十年埼玉県告示第四百十六号の事業地に、ふじみ野市大字大井字東台、字西台地内において事業地を変更する。

口 雨水

(1) 収用の部分

ふじみ野市駒林字新田前地内

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号で告示した秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

秩父市

二 都市計画事業の種類及び名称

秩父都市計画下水道事業秩父公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流污水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第百二十四号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

熊谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

熊谷都市計画下水道事業妻沼公共下水道

三 事業施行期間

昭和八年一月二十三日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千五百九十一号で告示した上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

上尾市

二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画下水道事業浅間川雨水第一幹線都市下水路

三 事業施行期間

平成十六年八月六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年埼玉県告示第千七百九十五号で告示した上尾都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

伊奈町

二 都市計画事業の種類及び名称

上尾都市計画下水道事業伊奈公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年十一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第百二十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

草加市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業草加公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月二十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第百六十三号、平成三年埼玉県告示第百七十一号、平成六年埼玉県告示第百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千六百二十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第千六百五十二号及び平成十九年埼玉県告示第千四百九十三号の事業地のうち八潮市大字八篠字和ノ村の事業地を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

松伏町

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十二月二十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第千四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号の事業地のうち、大字松伏地内の一部を削除する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第千四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号の事業地のうち、大字松伏地内の一部を削除する。

告示

埼玉県告示第四百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十七年埼玉県告示第百五十七号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

日高市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業日高公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十七年一月二十六日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

小川町

二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号で告示した春日部都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号、昭和五十四年埼玉県告示第千六百四十一号、昭和五十七年埼玉県告示第四百二十六号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十四号、昭和五十九年埼玉県告示第千五百四十号、昭和六十年埼玉県告示第七百十四号、昭和六十三年埼玉県告示第七百八十三号、平成二年埼玉県告示第千三十号、平成三年埼玉県告示第四百八十五号、平成五年埼玉県告示第二百四十八号、平成八年埼玉県告示第千八百七号、平成九年埼玉県告示第三百九号、平成九年埼玉県告示第千三百四十七号、平成九年埼玉県告示千四百六十七号、平成十年埼玉県告示第千六百九十四号、平成十三年埼玉県告示第五十二号、平成十五年埼玉県告示第七百二十五号、平成十五年埼玉県告示第七百四十三号、平成十九年埼玉県告示第二百七十一号の事業地のうち春日部市大衾字香取回、大衾字塚腰、大衾字外谷津及び大衾字内谷津地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

三 事業施行期間

昭和十四年十一月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号、昭和四十八年埼玉県告示第七百号、昭和五十年埼玉県告示第三百二十七号、昭和五十五年埼玉県告示第千四号、昭和五十九年埼玉県告示第千百七十一号、昭和六十一年埼玉県告示第二百五十八号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十二号、平成二年埼玉県告示第三百七十二号、平成四年埼玉県告示第五百十九号、平成五年埼玉県告示第三百三十一号、平成六年埼玉県告示第七百六号、平成七年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十年埼玉県告示第三百七十四号、平成十年埼玉県告示第千六百九十三号、平成十三年埼玉県告示第六百六十七号、平成十四年埼玉県告示第千四百十一号、平成十五年埼玉県告示第七百二十二号、平成十六年埼玉県告示第六百五十号、平成十七年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第六百九十一号、平成十九年埼玉県告示第四百二十号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十一号の事業地のうち川口市川口一丁目、川口二丁目、川口三丁目、川口四丁目、川口六丁目、飯塚一丁目、飯塚二丁目、飯塚三丁目及び飯塚四丁目を削り、川口市飯原町、原

町、南町二丁目、宮町、金山町、本町四丁目、栄町三丁目、幸町三丁目及び並木元町において事業地を変更する。

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号、昭和四十八年埼玉県告示第七百号、昭和五十年埼玉県告示第三百二十七号、昭和五十五年埼玉県告示第千四号、昭和五十九年埼玉県告示第千七百七十一号、昭和六十一年埼玉県告示第二百五十八号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十二号、平成二年埼玉県告示第三百七十二号、平成四年埼玉県告示第五百十九号、平成五年埼玉県告示第三百三十一号、平成六年埼玉県告示第七百六号、平成七年埼玉県告示第千七十二号、平成十年埼玉県告示第三百七十四号、平成十年埼玉県告示第千六百九十三号、平成十三年埼玉県告示第六百六十七号、平成十四年埼玉県告示第千四百一十一号、平成十五年埼玉県告示第七百二十二号、平成十六年埼玉県告示第六百五十号、平成十七年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第六百九十一号、平成十九年埼玉県告示第四百二十号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十一号の事業地に川口市川口一丁目、川口二丁目、川口三丁目、川口四丁目、川口六丁目、飯塚一丁目、飯塚二丁目、飯塚三丁目、飯塚四丁目、大字安行原字根谷、字縄下及び字半縄下、大字安行領家字原下、字新田、字中道東、字中道南及び中道北並びに大字安行吉蔵字中道東及び字根堤を加え、川口市飯原町、原町、南町二丁目、宮町、金山町、本町四丁目、栄町三丁目、幸町三丁目、並木元町並びに大字安行原字三輪作、字久保及び字中郷において事業地を変更する。

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

美里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業美里公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業児玉公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

神川町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成四年埼玉県告示第二百五十六号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第四百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十五年十二月

三 施行地区

埼玉県上尾市上町一丁目、宮本町の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県上尾市仲町一丁目七番八号

五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間、資金計画、添付図書

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十三年九月

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成十五年四月十五日

六 変更の内容

事業施行期間、資金計画

七 変更の認可の年月日

平成二十三年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、当該変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

番号	都市計画の種類及び名称	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧場所
一	飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課

告 示

埼玉県告示第四百十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）に基づく地域機関（産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。）、川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在及び北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在、教育局の教育事務所及び教育機関（総合教育センターの支所を含む。）並びに警察署及び警察学校に係る平成二十二年度の予算の執行に係る支出負担行為の確認、精算調書の確認及び審査並びに戻出決定の確認については、なお従前の例による。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第四項第一号中「は除く」を「を除く。第三号及び第十三項において同じ」に、「規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出（百万円（委託料（建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量に係るものに限る。以下「建設工事等に係る委託料」という。）及び工事請負費にあつては、五百万円）以上であるもの限り、報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金（光熱水費、下水道使用料及び電信電話料をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この号において「特定支出」という。）の命令をするもの、特定支出に係る精算調書により支出の命令をするもの並びに精算調書により支出（百万円以上であるもの限り、報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金に係るものを除く。）の命令をする」を「次に掲げる支出の命令に係る」に改め、同号に次のように加える。

イ 規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書による次に掲げる支出の命令

(1) 五十万円以上の委託料（建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量に係るもの（以下「建設工事等に係る委託料」という。）を除く。）、使用料及び賃借料並びに備品購入費

(2) 五百万円以上の建設工事等に係る委託料及び工事請負費

(3) 百万円以上のもの（報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費、公共料金（光熱水費、下水道使用料及び電信電話料をいう。以下同じ。）並びに(1)及び(2)に掲げる支出を除く。)

ロ イ(1)から(3)までに掲げる支出に係る精算調書による支出の命令

ハ 精算調書による支出（百万円以上であるもの）に限り、報酬、職員手当等、共

済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金に係るものを除く。）の命令

別表第一第四項第三号中「百万円（建設工事等に係る委託料にあつては、五百万円）以上であるもの」に限り、隔地払又は口座振替の方法による県税（証紙徴収に係るものを除く。）の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払（資金の前渡をする場合を除く。）に係るもの並びに報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金に係るものを除く」を「第一号イ(1)から(3)までに掲げる支出(工事請負費を除く。)に係るものに限る」に改め、同表第十三項第五号及び第七号中「隔地払又は口座振替の方法による県税（証紙徴収に係るものを除く。）の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払（資金の前渡をする場合を除く。）に係るもの並びに」を削る。

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 口 文 平

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四七二番一地先から 同市本町一丁目二四七四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二・六九メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>和光志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市北原二丁目一六番五地先から 同市朝志ヶ丘四丁目一七〇番三三 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月十 四日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示第 十三号で告示した道 路予定区域の一部供 用開始である。延長 二三八・一二メート ル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田 秀生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
月見原七〇一番四地先まで	所沢市大字下富字月見原六九 九番二地先から同市大字下富字	区 間
一 一・一〇 一 一・九〇	九・六〇 九・六〇	敷地の幅員 (メートル)
二 七・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

路線名	県道川越所沢線
供用開始の区間	所沢市大字下富字月見原六九九番二 地先から同市大字下富字月見原七〇一 番四地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月二十九日
備考	延長二十七・〇〇メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

路 線 名	県道川越所沢線
供用開始の区間	所沢市大字下富字月見原六六一番一 地先から同市大字下富字月見原六五〇 番二地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月二十九日
備 考	延長四十・五〇メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

県道所沢狭山線	路線名		
四地先	狭山市大字北入曾字御狩場九五一番	供用開始の区間	
平成二十三年三月二十九日		供用開始の期日	
	延長十六・九五メートル	備考	

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

<p>県道川越入間線</p>	<p>路線名</p>
<p>地先まで 先から同市大字堀兼字廣野二九九番一 狭山市大字堀兼字平野二六八番一 地</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長

池 田 秀 生

<p>三芳富士見線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>三芳町大字上富字吉拓三三〇番一 地先から同町大字上富字吉拓三三〇 番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 四〇・八 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

<p>さいたまふじみ野所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>三芳町大字上富字中東二五五番一 地先から同町大字上富字中東二七 一 番七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 一〇 ・五〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

<p>さいたまふじみ野所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四六番地 五地先から同市鶴ヶ舞二丁目四八番 地三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 七〇・〇 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県東松山県土整備課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>路線名</p>	<p>東松山停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市箭弓町一丁目五二九六番 一地先から同市箭弓町一丁目五二八〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十三年三月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年四月六日埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四二・二三メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>西平小川線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡ときがわ町大字西平字以後ヶ谷二五 郡同町大字西平字以後ヶ谷二五 四一番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年六月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号で変更した区域の一部供用開始である。延長 九〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>東松山市大字葛袋字山根乙八四 五番一地从り同市大字下唐子 字榎町八六番一地从りまで</p>		<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇〇四三・五〇</p>	<p>七・七二〇二二・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇一・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>地方特定道路 (改築)整備工事</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

路 線 名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	比企郡嵐山町大字越畑字幡巻二〇 二八番一地从先から同郡同町大字越 畑字幡巻二〇一六番四地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月二十九日
備 考	平成二十年十月十日埼玉 県東松山県土整備事務所 長告示第百三十三号で告 示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長三一八・七五メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東松山桶川線

三 道路の区域

新 B	新 A 旧 A	旧 新 別
<p>比企郡吉見町大字西吉見一五三番 三地先から同郡同町大字西吉見三 〇四番地先まで</p>	<p>比企郡吉見町大字南吉見字大串街 道一六〇七番二地先から同郡同町 大字西吉見三〇四番地先まで</p>	区 間
<p>一六・〇四 四一・六四</p>	<p>一三・〇〇 三二・四五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二二三・三九</p>	<p>二二八・七四</p>	延 長 (メートル)
<p>社会資本整備総合交付金 整備工事。なお、一部区 間を県道東松山鴻巣線と 重用。</p>		
備 考		

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>秩父市蒔田字宮平二一五九番 地先から同市蒔田字下モ木間 田二一〇〇番一地先まで</p>			<p>区 間</p>
<p>二二・四六 二六・五五</p>	<p>一一・六五 二一・五五</p>	<p>一一・六五 二二・七四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇〇・四〇</p>	<p>一五五・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>新Bは、橋りょうの 架換えのための一時 的な代替路。</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 柳 沢 一 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	深谷市針ヶ谷字新屋敷五六八番一地先 から同市針ヶ谷字大竹五九一番一 地先	区 間
一四・一九 二三・八四	一三・九四 一四・四八	敷地の幅員 (メートル)
三九・四七		延長 (メートル)
工事 地方特定道路(交通安全)整備		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 柳 沢 一 正

一 道路の種類 県道

二 路線名 針ヶ谷岡線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	深谷市針ヶ谷字中原八一四番一 地先から同市山河字宅地町五二二番一 地先まで	区 間
一四・〇〇 三八・四	六・五七 一〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
一、一六四・一八		延長 (メートル)
工事	地方特定道路(交通安全)整備	備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 柳 沢 一 正

一 道路の種類 県道

二 路線名 寄居岡部深谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	深谷市宿根字野錢一四四番一地先から同市宿根字中通九二六番二地先まで	区 間
一三三・一〇 一六・六七	九・二三丁 一六・六七	敷地の幅員 (メートル)
二三三・五〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 柳 沢 一 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一七九番一地先から同郡同町大字赤浜字南側下町一七六番一地先まで	区 間
一一・〇〇	一〇・二 一〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三九・二九		延長 (メートル)
社会資本整備総合交付金(交通安全)工事		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

百二十五号	路線名
羽生市大字小松字悪戸二二番一 地先から 同市大字下新郷字藤兵衛一二三〇 番二地先まで	供用開始の区間
平成二十三年三月二十九日	供用開始の期日
延長五〇〇・〇〇 メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

路 線 名	百二十二号
供用開始の区間	羽生市大字桑崎字桑崎三九三地先 から 同市大字桑崎字桑崎八〇〇番一地先 まで
供用開始の期日	平成二十三年三月二十九日
備 考	延長六八七・〇〇 メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 惣新田春日部線

三 道路の区域

先 春日部市粕壁三丁目六八四一 地		区 間
新	旧	旧 新 別
一四・ 〽 一七・	一一・六〇〽 一一・	幅員(メートル)
九・二		(メートル) 延 長
街路整備工事		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

惣新田春日部線	路線名
春日部市粕壁二丁目六八四一地先	供用開始の区間
平成二十三年三月二十九日	供用開始の期日
街路整備工事	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま春日部線

三 道路の区域

先 春日部市粕壁二丁目六八四七地		区 間
新	旧	旧 新 別
一五・ 〽 一八・	一・ 七〇〽 一八・	幅員(メートル)
九・二		(メートル) 延 長
街路整備工事		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

さいたま春日部線	路線名
春日部市粕壁二丁目六八四七地先	供用開始の区間
平成二十三年三月二十九日	供用開始の期日
街路整備工事	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 松戸草加線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
ら同市鷹野五丁目五五五番地先まで	三郷市鷹野五丁目五四二番二地先か	区 間
一 一・〇〇〇〇〇〇 一七・五〇	一 一・〇〇〇〇〇〇 一一・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四七・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎英治

<p>さいたま栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市樋ノ口字内谷二六〇番一地从先から 同市樋ノ口字内谷二七五番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九六・四六メートル</p> <p>用開始である。</p> <p>平成二十年十一月十四日付け埼玉 県杉戸県土整備事務所長告示第百 三十六号で告示した区域の一部供 用開始である。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十三年三月十六日

指令川建セ第二二〇〇七一一号

二 検査済証番号

平成二十三年三月二十四日

川建セ第二二〇一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫字西ノ前七九九番一、七九九番五、七九九番一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷三〇番地一

社会福祉法人 雲雀会 理事長 村越功一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年十二月十日

指令川建セ第二二〇一二二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月二十四日

川建セ第二二〇一三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町平山一丁目四三番一、四三番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町一丁目四三番地二

齊藤せい

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

第百号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十三年二月 十六日	指定の年月日
比企郡ときがわ町大字日影字吉沢一〇六〇番三、一 〇六〇番三、一〇六〇番四	指 定 道 路 の 位 置
九・八六七	指定道路の延長 (単位メートル)
六・七二八	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊十号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十三年二月 二十四日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字藤木戸字並木東五百四番一	指 定 道 路 の 位 置
六・〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
六十五・七七メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第九十五号	平成二十三年三月二十九日	埼玉県久喜市青葉一丁目一番地二筆	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年三月二十三日

指令越建セ第二二〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十三年三月二十四日

越建セ第四七九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前千七百六十二番三、千七百六十

二番七、千七百六十三番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市中三丁目二番五号

有限会社 関薬局 代表取締役 林 亮志

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十三年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十三年度及び平成二十四年度において埼玉県下水道局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

競争入札に参加することができる者は、平成二十二年埼玉県告示第千七十五号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十三年度において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ヘ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適合と認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
 - イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
 - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ハ 自己資本額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県議会議長 小谷野 五 雄

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年三月三十日 午後一時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第三十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十三年四月一日 午後七時
- 二 場所 埼玉県庁本庁舎二階庁議室
- 三 議題
 - イ 埼玉県議会議員一般選挙において発行する選挙公報の掲載の順序について
 - ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党埼玉県伊奈町議会第一支部	毛塚 眞一	互井 一臣	北足立郡伊奈町小針新宿541-1	平成23年2月28日
みんなの党埼玉県議会第3支部	武捨 裕太	武捨 かよ子	三郷市上彦名333-7	平成23年2月21日
みんなの党埼玉県鴻巣市議会第2支部	羽鳥 健	小林 昇	鴻巣市屈巢3446	平成23年2月7日
みんなの党さいたま市議会第4支部	小宮 秀介	小宮 良介	さいたま市岩槻区本町3-10-16	平成23年2月16日

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党埼玉県第三選挙区支部	黄川田 仁志	小玉 芳秀	越谷市越ヶ谷2-8-31	平成23年2月22日
自由民主党埼玉県第七選挙区支部	神山 佐市	金子 守	富士見市東みずほ台2-9-5	平成23年2月3日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋山かほると市民のネットワーク	秋山 かほる	今井 敏江	上尾市平方領領家547	平成23年2月4日
秋山よしゆき後援会	國島 健一	川久保 貞治	行田市荒木2071	平成23年2月23日
新井のりひろ後援会	飯塚 一郎	新井 英子	行田市持田2-13-29	平成23年2月10日
いいじまあきお後援会	島村 耕平	高橋 和博	東松山市神明町2-6-16	平成23年2月3日
いそだ和男後援会	磯田 和男	磯田 奈緒美	さいたま市浦和区常盤1-5-1	平成23年2月21日

いとう光広後援会	伊藤 光廣	伊藤 睦子	東松山市松山 1 9 5 1 - 6	平成 23 年 2 月 25 日
今井はつえ後援会	秋藤 勇夫	小出 錦一郎	川口市芝新町 8 - 2 9	平成 23 年 2 月 17 日
岩槻を応援する会	江原 大輔	江原 幸枝	さいたま市岩槻区本町 4 - 2 - 1 1	平成 23 年 2 月 7 日
内田敏雄後援会	吉羽 常男	吉田 為行	加須市杓子木 2 2 0 - 2	平成 23 年 2 月 4 日
内野よしひろ後援会	内野 健重	内野 健重	鶴ヶ島市太田ヶ谷 7 1 3	平成 23 年 2 月 25 日
江野こういち政策フォーラム 2 1	江野 幸一	小川 孝	東松山市本町 1 - 7 - 1 0	平成 23 年 2 月 21 日
えはらだいすけ後援会	中山 輝男	藤村 順	さいたま市岩槻区本町 4 - 2 - 1 1	平成 23 年 2 月 7 日
遠藤誠後援会	遠藤 誠	宮本 淳子	南埼玉郡白岡町篠津 1 8 4 7	平成 23 年 2 月 22 日
越阪部征衛後援会	箱崎 尚弘	越阪部 大典	所沢市牛沼 3 1 3 - 6	平成 23 年 2 月 4 日
金子ゆういち後援会	加藤 雄司	島田 恵三	鴻巣市滝馬室 1 1 1 5	平成 23 年 2 月 17 日
木岡たかし後援会	木岡 崇	神 博則	川口市東川口 2 - 3 - 6 - 5 0 4	平成 23 年 2 月 9 日
菊地貞利後援会	菊地 茂範	塚本 清	熊谷市箱田 6 - 1 5 - 1	平成 23 年 2 月 8 日
きむらまさみとおごせの未来をつくる会	木村 正美	熊谷 茂寿	入間郡越生町如意 6 9 3 - 3	平成 23 年 2 月 9 日
黒須大一郎後援会	折原 健司	小島 達也	南埼玉郡白岡町篠津 6 3 0	平成 23 年 2 月 21 日
けやきの会	岡地 優	細谷 良作	桶川市坂田 1 6	平成 23 年 2 月 24 日
減税川口	富澤 太志	立花 猛	川口市前上町 2 9 - 3 0	平成 23 年 2 月 4 日
小林ひろし後援会	竹内 彰	小林 桃子	川口市朝日 2 - 2 0 - 1 4 - 1 0 2	平成 23 年 2 月 10 日
小峰文夫後援会	小峰 文夫	小峰 もと子	比企郡鳩山町赤沼 1 9 3 6 - 2	平成 23 年 2 月 17 日
埼玉維新の会	吉田 太	吉田 太	さいたま市北区土呂町 1 - 3 9 - 8	平成 23 年 2 月 25 日

榊原秀忠後援会	榊原 秀忠	榊原 伸吉	川口市北原台 1 - 2 7 - 1 6	平成 23 年 2 月 10 日
坂本ゆきえ後援会	坂本 由紀恵	坂本 由紀恵	越谷市赤山町 5 - 8 - 7	平成 23 年 2 月 25 日
佐藤秀雄後援会	新藤 雄三	新藤 勝子	さいたま市中央区本町東 4 - 1 5 - 1 0	平成 23 年 2 月 28 日
島田豊後援会	島田 豊	秋田谷 文勝	東松山市加美町 1 3 - 3 7	平成 23 年 2 月 10 日
島田れいこ後援会	島田 征市	島田 一夫	越谷市花田 2 - 3 0 - 7	平成 23 年 2 月 2 日
しらね大輔鳩ヶ谷後援会	磯貝 隆三郎	鈴木 尹宏	鳩ヶ谷市里 3 4 2	平成 23 年 2 月 14 日
すがわら恵子後援会	佐藤 要	川村 俊雄	所沢市宮本町 2 - 2 4 - 1 8	平成 23 年 2 月 10 日
住み良い故郷を創る市民の会	新井 一徳	新井 和儀	北本市中央 3 - 7 0 妹尾ビル 2 階	平成 23 年 2 月 18 日
高田栄後援会	高田 栄	坂口 泰一	行田市持田 6 0 3 1	平成 23 年 2 月 9 日
高田まさひと後援会	高田 虎明	高田 ツギ子	東松山市材木町 1 8 - 9	平成 23 年 2 月 3 日
高橋たつお後援会	原 千里	高橋 満子	入間郡毛呂山町中央 1 - 1 2 - 2	平成 23 年 2 月 25 日
所沢未来塾	木村 喜保	伊藤 太士郎	所沢市狭山ヶ丘 1 - 3 0 0 3 - 1 0 9	平成 23 年 2 月 24 日
中島資二後援会	小磯 憲一	石井 忠弘	羽生市下羽生 6 6 9	平成 23 年 2 月 17 日
中原ひでふみサポーターズクラブ	中原 秀文	大隅 栄子	川越市新宿町 1 - 1 - 1 3 大谷ビル 2 階	平成 23 年 2 月 10 日
仲ひろし・市民自治の会	仲 裕志	仲 晃子	川越市脇田本町 2 - 2 0	平成 23 年 2 月 15 日
ながぬま大芳後援会	神田 郷太	永沼 大芳	日高市鹿山 2 3 7 - 3	平成 23 年 2 月 16 日
日本共産党猪股嘉直後援会	鶴見 博	高橋 勝男	狭山市広瀬 2 - 1 - 1 9	平成 23 年 2 月 14 日
日本共産党鳥海敏行後援会	鈴木 勝代	山田 美代子	さいたま市浦和区北浦和 3 - 1 4 - 1 6	平成 23 年 2 月 16 日
日本共産党もりや千津子後援会	榎本 昇一	清水 貞夫	さいたま市南区南浦和 2 - 3 1 - 1 3 青木ビル	平成 23 年 2 月 7 日

日本共産党山崎あきら後援会	嶋谷 時子	樋口 富子	さいたま市中央区下落合 5 - 1 0 - 1 3	平成 23 年 2 月 24 日
羽鳥健後援会	秋山 清治	羽鳥 正義	鴻巣市屈巢 3 4 4 6	平成 23 年 2 月 7 日
土方隆司後援会	八木 隆幸	八木 まり	狭山市堀兼 2 3 6 9 - 3 フラワーヒル 2 7 - 5	平成 23 年 2 月 9 日
まちづくり研究会	岩井 博之	岩井 玲子	鳩ヶ谷市里 9 3 9 - 3	平成 23 年 2 月 17 日
松崎智也と所沢に笑顔を増やす会	松崎 智也	松崎 泉	所沢市北秋津 5 1 1 - 1 8	平成 23 年 2 月 14 日
みなみ和夫後援会	南 和夫	南 和夫	大里郡寄居町桜沢 2 7 2 7 - 5	平成 23 年 2 月 28 日
武捨ゆうた後援会	武捨 裕太	武捨 皓介	三郷市上彦名 3 3 3 - 7	平成 23 年 2 月 21 日
友毅会	花井 毅	花井 真由美	加須市川口 2 - 1 0 - 5	平成 23 年 2 月 23 日
横川まさや後援会	馬橋 通夫	横川 堅司	東松山市箭弓町 1 - 2 - 4	平成 23 年 2 月 1 日
和光・まちづくり市民の会	赤松 祐造	赤松 加代子	和光市新倉 2 - 1 7 - 8 6	平成 23 年 2 月 10 日
わたなべ良太後援会	高橋 和行	渡邊 恭子	北本市二ツ家 3 - 1 1 0	平成 23 年 2 月 7 日

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県連合会小川支部	代表者	関口 修	松本 恒夫	平成23年2月24日
	主たる事務所の所在地	比企郡小川町小川1230	比企郡小川町腰越426-8	同上
自由民主党埼玉県連三芳支部	会計責任者	抜井 尚男	林 伊佐雄	平成23年2月16日
日本共産党埼玉西部地区委員会	会計責任者	梅沢 永治	鶴淵 三枝子	平成23年2月15日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あおば会	会計責任者	鈴木 穰	松澤 典子	平成23年2月17日
あがるく、たのしく、いきいきと、狭山を元気にする会	代表者	萩野 一二	岡村 清江	平成23年2月15日
	会計責任者	岡村 清江	黒澤 英子	同上
あけど亮太後援会	主たる事務所の所在地	川越市小堤19-12-102	川越市小堤539-1	平成23年2月25日
英知の会	会計責任者	篠原 良浩	吹田 充	平成23年2月17日
大山としお後援会	会計責任者	大山 和美	金杉 衛	平成23年2月7日
岡崎かつみ後援会	主たる事務所の所在地	久喜市吉羽2-16-24	久喜市吉羽4-14-3 レインボーハイツ101	平成23年2月16日
桶本大輔後援会	代表者	倉林 巖	山見 泰二	平成23年2月18日
京子フォーラム	主たる事務所の所在地	鴻巣市鴻巣1066-1 常久ビル2F	鴻巣市東2-1-8	平成23年2月28日
キラリ吉川・キラリ埼玉の明日を創る会	代表者	石井 一嘉	中原 恵人	平成23年2月17日

	会計責任者	松田 孝之	中原 絵理	平成 23 年 2 月 17 日
	主たる事務所の所在地	吉川市保 4 6 2 - 1	吉川市吉川 6 6 1 - 1	同上
恵人会	会計責任者	松田 孝之	中原 絵理	平成 23 年 2 月 17 日
幸福実現党埼玉県本部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成 23 年 2 月 4 日
	公職の候補者の氏名		大塚 祐子	同上
	公職の種類		衆議院議員	同上
幸福実現党武蔵浦和後援会	代表者	小川 孝二	緑川 風子	平成 23 年 2 月 4 日
	主たる事務所の所在地	さいたま市桜区中島 1 - 2 3 - 8	さいたま市南区曲本 5 - 6 - 9	同上
小林しょうじ後援会	会計責任者	小林 絹江	有賀 ひろみ	平成 23 年 2 月 1 日
再生！！東松山	代表者	竹森 征男	桜田 真己	平成 23 年 2 月 8 日
	主たる事務所の所在地	東松山市五領町 9 - 3 0 - 4 4 0 4	東松山市下青鳥 7 0 3 - 1	同上
埼玉県日本共産党後援会	会計責任者	浅井 勉	佐々木 敏雄	平成 23 年 2 月 16 日
斉藤かつみ後援会	会計責任者	齊藤 めぐみ	須田 洋一	平成 23 年 2 月 14 日
荘子としかず後援会	主たる事務所の所在地	北葛飾郡松伏町松伏 2 0 6 2 - 6	北葛飾郡松伏町松伏 3 6 9 - 4	平成 23 年 2 月 16 日
新世代政経懇話会	会計責任者	玉井 恵章	笠原 誠二	平成 23 年 2 月 21 日
S E I E I 会	代表者	大橋 清榮	羽鳥 守	平成 23 年 2 月 4 日
高田まさひことくぬぎ山を守る会	代表者	横山 進	高野 清隆	平成 23 年 2 月 8 日
田口おさむ後援会・新しい行田をつくる会	名称	田口おさむ後援会・新しい行田をつくる会	田口おさむと新しい行田をつくる会	平成 23 年 2 月 16 日
中野修を育てる友の会	代表者	中野 修	山崎 清	平成 23 年 2 月 16 日

	主たる事務所の所在地	草加市金明町 1 2 4 4 - 1 2	草加市金明町 1 - 1 - 1 0 4	平成 23 年 2 月 16 日
ながい誠後援会	会計責任者	永井 千恵子	松本 修八	平成 23 年 2 月 3 日
はせがわ元夫を励ます会	代表者	原 侃也	藤本 純一郎	平成 23 年 2 月 28 日
原たけのり後援会	代表者	原 昌子	山岸 啓一郎	平成 23 年 2 月 3 日
東松山・比企県政フォーラム	名称	東松山・比企県政フォーラム	明るい明日の東松山をつくる会	平成 23 年 2 月 8 日
深井平次後援会	代表者	新金子 正男	尾崎 功	平成 23 年 2 月 25 日
福田聖次後援会	代表者	福田 要子	福田 聖次	平成 23 年 2 月 3 日
	会計責任者	福田 桐枝	福田 要子	同上
細沼武彦後援会	代表者	榎本 房雄	野崎 一夫	平成 23 年 2 月 7 日
本多正樹後援会	会計責任者	本多 正樹	矢島 敏子	平成 23 年 2 月 25 日
ますだ和代後援会	会計責任者	坂本 一夫	市川 利夫	平成 23 年 2 月 24 日
未来の会	主たる事務所の所在地	鴻巣市鴻巣 1 0 6 6 - 1 常久ビル 2 F	鴻巣市東 2 - 1 - 8	平成 23 年 2 月 28 日
村田ふじ子後援会	会計責任者	吉田 正康	福西 真司	平成 23 年 2 月 9 日
山口まさし後援会	代表者	君島 孝信	廣田 由樹	平成 23 年 2 月 22 日
湯谷百合子を支える会	代表者	野中 幸雄	竹村 徹夫	平成 23 年 2 月 3 日
若松かねしげ市民フォーラム	会計責任者	石島 和則	宮野 利恵子	平成 23 年 2 月 17 日

告 示

埼玉県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新井金作後援会	平成23年 1月27日	平成23年 2月 3日
石川良三郎後援会	平成23年 1月21日	平成23年 2月25日
川井としゆき後援会	平成22年12月31日	平成23年 2月21日
芳賀浩後援会	平成23年 2月22日	平成23年 2月22日
原田秀一を育てる市民の会	平成22年12月31日	平成23年 2月21日

別記2（平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
石井弘後援会	平成23年 2月24日	平成23年 2月24日
すがわら恵子後援会	平成23年 2月10日	平成23年 2月10日
富喜和会	平成23年 2月 4日	平成23年 2月 4日
日本共産党木岡たかし後援会	平成22年12月31日	平成23年 2月 9日
日本共産党鳥海敏行後援会	平成23年 2月15日	平成23年 2月16日
山崎あきら後援会	平成23年 2月20日	平成23年 2月24日

別記 3	
政治団体の名称	新井金作後援会
報告年月日	平成 23 年 2 月 3 日
	(平成 22 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
	(平成 23 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
政治団体の名称	石川良三郎後援会
報告年月日	平成 23 年 2 月 25 日
	(平成 21 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	37,427 円
ア 前年繰越額	37,427 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
	(平成 22 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	37,427 円
ア 前年繰越額	37,427 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
	(平成 23 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	37,427 円
ア 前年繰越額	37,427 円

イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	37,427 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	37,427 円
合計	37,427 円
政治団体の名称	川井としゆき後援会
報告年月日	平成 23 年 2 月 21 日
	(平成 22 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称	芳賀浩後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名	芳賀 浩
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三郷市議会議員
報告年月日	平成 23 年 2 月 22 日
	(平成 22 年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	886,579 円
ア 前年繰越額	795,079 円
イ 本年収入額	91,500 円
(2) 支出総額	846,060 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(ア) 新年会	91,500 円
合計	91,500 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	

(ア) 組織活動費	846,060 円
合 計	846,060 円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	40,519 円
ア 前年繰越額	40,519 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 **原田秀一を育てる市民の会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 原田 秀一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 越谷市議会議員

報告年月日 平成23年2月21日

(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	217,602 円
ア 前年繰越額	214,002 円
イ 本年収入額	3,600 円
(2) 支出総額	117,418 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	3,600 円
	(3 人)
合 計	3,600 円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	93,418 円
イ 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	24,000 円
合 計	24,000 円

政治団体の名称 **石井弘後援会**

報告年月日 平成23年2月24日

(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	4,270 円
ア 前年繰越額	4,270 円

イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成23年分)	
政治団体の名称 すがわら恵子後援会		1 収入・支出の総額	
報告年月日 平成23年2月10日		(1) 収入総額	0円
(平成18年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額	0円
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円	政治団体の名称 富喜和会	
イ 本年収入額	0円	報告年月日 平成23年2月4日	
(2) 支出総額	0円	(平成20年分)	
(平成19年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成21年分)	
(平成20年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成22年分)	
(平成21年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成23年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円

政治団体の名称	日本共産党木岡たかし後援会	
報告年月日	平成23年2月9日	
	(平成19年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
	(平成20年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
	(平成21年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
	(平成22年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	0円	
政治団体の名称	日本共産党島海敏行後援会	
報告年月日	平成23年2月16日	
	(平成15年分)	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年繰越額	0円	

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成16年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成17年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成18年分)	
(平成22年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成19年分)	
(平成23年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額	0円	ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額	0円	イ 本年收入額	0円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(平成20年分)	
		1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	山崎あきら後援会	(1) 収入総額	0円
報告年月日	平成23年2月24日	ア 前年繰越額	0円
(平成15年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成21年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
(平成16年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成22年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	0円
(平成17年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	(平成23年分)	

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新井 昭安	熊谷市議会議員	新井昭安後援会	熊谷市万吉2 2 7 3 - 1	平成23年2月4日
磯田 和男	埼玉県議会議員	いそだ和男後援会	さいたま市浦和区常盤1 - 5 - 1	平成23年2月21日
伊藤 光廣	東松山市議会議員	いとう光広後援会	東松山市松山1 9 5 1 - 6	平成23年2月25日
江野 幸一	埼玉県議会議員	江野こういち政策フォーラム2 1	東松山市本町1 - 7 - 1 0	平成23年2月21日
江原 大輔	さいたま市議会議員	岩槻を応援する会	さいたま市岩槻区本町4 - 2 - 1 1	平成23年2月7日
大橋 清榮	鴻巣市議会議員	S E I E I 会	鴻巣市赤見台3 - 3 3 - 2	平成23年2月4日
木岡 崇	川口市議会議員	木岡たかし後援会	川口市東川口2 - 3 - 6 - 5 0 4	平成23年2月9日
木村 正美	越生町議会議員	きむらまさみとおごせの未来をつくる会	入間郡越生町如意6 9 3 - 3	平成23年2月9日
榊原 秀忠	川口市議会議員	榊原秀忠後援会	川口市北原台1 - 2 7 - 1 6	平成23年2月10日
坂本 由紀恵	越谷市議会議員	坂本ゆきえ後援会	越谷市赤山町5 - 8 - 7	平成23年2月25日
島田 豊	東松山市議会議員	島田豊後援会	東松山市加美町1 3 - 3 7	平成23年2月10日
中野 修	草加市議会議員	中野修を育てる友の会	草加市金明町1 2 4 4 - 1 2	平成23年2月16日
中原 秀文	川越市議会議員	中原ひでふみサポーターズクラブ	川越市新宿町1 - 1 - 1 3 大谷ビル2階	平成23年2月10日
永瀬 秀樹	川口市議会議員	永瀬秀樹後援会	川口市本町1 - 6 - 1 0	平成23年2月2日
花井 毅	加須市議会議員	友毅会	加須市川口2 - 1 0 - 5	平成23年2月23日
松崎 智也	所沢市議会議員	松崎智也と所沢に笑顔を増やす会	所沢市北秋津5 1 1 - 1 8	平成23年2月14日
武捨 裕太	埼玉県議会議員	武捨ゆうた後援会	三郷市上彦名3 3 3 - 7	平成23年2月21日

八木 隆幸

狭山市議会議員

土方隆司後援会

狭山市堀兼2369-3 フラワーヒル27-5

平成23年2月9日

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
明ヶ戸 亮太	川越市議会議員	あけど亮太後援会	主たる事務所の所在地	川越市小堤19-12-102	川越市小堤539-1	平成23年2月25日
飯島 規之	さいたま市議会議員	飯島規之後援会	公職の種類	さいたま市議会議員	埼玉県議会議員	平成23年2月15日
岡崎 克己	久喜市議会議員	岡崎かつみ後援会	主たる事務所の所在地	久喜市吉羽2-16-24	久喜市吉羽4-14-3 レイン ボーハイツ101	平成23年2月16日
織田 京子	鴻巣市長	京子フォーラム	主たる事務所の所在地	鴻巣市鴻巣1066-1 常久ビル2F	鴻巣市東2-1-8	平成23年2月28日
齊藤 雅男	埼玉県議会議員	東松山・比企県政フ ォーラム	公職の種類	埼玉県議会議員	東松山市議会議員	平成23年2月8日
			名称	東松山・比企県政フォーラム	明るい明日の東松山をつくる会	同上
芝野 勝利	埼玉県議会議員	しばの勝利後援会	公職の種類	埼玉県議会議員	草加市議会議員	平成23年2月16日
田口 修	行田市議会議員	田口おさむ後援会・ 新しい行田をつくる会	名称	田口おさむ後援会・新しい行田をつくる会	田口おさむと新しい行田をつくる会	平成23年2月16日

告 示

埼玉県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
芳賀 浩	三郷市議会議員	芳賀浩後援会	平成23年2月22日	平成23年2月22日
原田 秀一	越谷市議会議員	原田秀一を育てる市民の会	平成22年12月31日	平成23年2月21日

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
 第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十三年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
社会福祉法人毛呂病院 特別養護老人ホーム ナーシング ヴィラ与野	社会福祉法人シナプス 特別養護老人ホーム ナーシング ヴィラ与野	社会福祉法人毛呂病院 埼玉精神神経センター	社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター	さいたま市中央区本町東六丁目一 番一号	さいたま市中央区本町東六丁目一 番一号

正 誤

埼玉県告示第二十六号（平成二十三年一月二十八日第二千二百五十七号）中訂正

ページ 表中 行

二 指定年月日 前から一

誤

平成22年10月1日

正

平成22年9月1日